

令和元年度
包括外部監査結果報告書

テーマ 秋田県のスポーツ振興に関する事務について

令和2年3月
秋田県包括外部監査人
公認会計士 村松 啓輔

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
(1) 外部監査の種類	1
(2) 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
(3) 外部監査対象年度	1
(4) 監査実施期間	1
2 監査対象部局	1
3 事件を選定した理由	2
4 包括外部監査人及び補助者	3
5 外部監査の方法	3
(1) 主な監査の着眼点	3
(2) 主な監査手続	3
(3) 指摘事項及び意見	3
6 利害関係	4
7 報告書数値	4
第2 県のスポーツ情勢	5
1 スポーツ振興計画	5
(1) 国のスポーツ振興計画	5
(2) 県のスポーツ振興計画	7
第3 県のスポーツ振興事業	15
1 第3期スポーツ推進計画と個別事業の関連	15
2 庁内関連課との連携	17
3 スポーツ振興に係る県の事業の概要	17
(1) ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進	17
(2) 子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上	21
(3) 全国や世界のひのき舞台で活躍できる選手の発掘と育成・強化	21
(4) 東京オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツによる地域活性化と交流人口の拡大	25
(5) 地域のスポーツ活動の基盤となる人材の育成と環境の充実	31
第4 県有体育施設	32
1 県有体育施設の概要	32
(1) 概要	32
(2) 各施設の概要	34
2 施設に関する個別論点	64

(1)	指定管理料.....	64
(2)	施設利用	81
(3)	資金管理	94
(4)	物品管理	95
(5)	指定管理業務のモニタリング評価	104
(6)	施設の利活用	111
(7)	無償貸付 3 施設.....	113
(8)	県有体育施設の整備後の維持修繕	117

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

(1) 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

(2) 選定した特定の事件（監査テーマ）

秋田県のスポーツ振興に関する事務について

(3) 外部監査対象年度

原則として平成 30 年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び令和元年度についても対象とした。

(4) 監査実施期間

令和元年 7 月から令和 2 年 3 月までである。

2 監査対象部局

秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課

3 事件を選定した理由

秋田県は、平成 21 年 9 月に「スポーツ立県あきた」を宣言し、スポーツを秋田の活力と発展のシンボルとし、スポーツを通じた秋田の元気づくりと地域の活性化、生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり、競技力の向上など、スポーツ振興を県民運動として展開するとともに、スポーツ王国復活に向けた取組を強化している。

その後、スポーツ参加形態の多様化や、秋田県を取り巻くスポーツ環境が大きく変化し、また 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とし、秋田県への事前合宿誘致や海外からの観光客の誘客等による交流人口の拡大が期待されている。

秋田県はこうした環境の変化等に対応し、2030 年の「スポーツ立県あきた」の目指す姿を「スポーツを通じて全ての県民が幸福で豊かな生活を営む元気な秋田」とした、「第 3 期秋田県スポーツ推進計画¹」を平成 30 年 3 月に策定し、「スポーツ立県あきた」の具体化に向けた取組をさらに強力で推進するとしている。そして平成 30 年度から 4 年間における県政運営指針「第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン²」において、「スポーツ立県あきた」の推進とスポーツによる交流人口の拡大を施策の一つに掲げている。

以上から、秋田県のスポーツ振興に関する事務について検討することは重要であり、また、過去に秋田県の包括外部監査において事件（テーマ）としていないことから、令和元年度の包括外部監査の事件（テーマ）として有意義であると判断し選択した。

1 「スポーツ立県あきた」の趣旨を具現化するため、国の「スポーツ振興基本計画」を参考として本県の実情に即して定めた、スポーツの振興に関する基本的計画であり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間の計画期間としている。

2 県では、県政運営の指針として、平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間の推進期間とする「第 2 期ふるさと秋田元気創造プラン」を推進してきたが、第 2 期までの取組の成果や現在の社会経済情勢を踏まえ、県の最重要課題である人口減少の克服と秋田の元気創造を目指し、新たな県政運営の指針「第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン」（平成 30 年度から 4 年間）を策定した。

4 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	村松	啓輔
補助者	公認会計士	田中	慎二
〃	公認会計士	中島	和夏
〃	公認会計士	布施	俊平
〃	公認会計士		
〃	試験合格者	松嶋	惇司

5 外部監査の方法

(1) 主な監査の着眼点

秋田県のスポーツ振興に関する事務について、規則等への準拠性、事業の有効性、経済性及び効率性などの観点から監査を行うこととし、具体的な視点を次のとおり定めた。

- ① 秋田県のスポーツ振興に関する事務について、元気創造プランやスポーツ推進計画などに基づき、明確な目標を設定し、事業評価や改善が必要に応じてなされているか。
- ② 秋田県のスポーツ振興に関する契約事務が適切になされているか。
- ③ 秋田県の県有体育施設の管理運営及び利活用が適切になされているか。
- ④ 指定管理者の選定や業務モニタリングが適切になされているか。

(2) 主な監査手続

秋田県のスポーツ振興に関する諸資料の閲覧、所管部署に対する質問、県有体育施設の現場視察を中心として、監査を実施した。なお、監査手続の詳細は、「第 2 県のスポーツ情勢」以降において記載する。

(3) 指摘事項及び意見

当報告書において、指摘事項と意見は次のように区別した。

指摘事項	財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項（法規等準拠性）に該当するものである。これらは、県として速やかに措置する必要があると判断した内容である。
意見	法規等準拠性の問題は認められないものの、最小の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び業務運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当するものである。

6 利害関係

包括外部監査人の対象とした事件（テーマ）について、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

7 報告書数値

当報告書に記載する表の合計又は差額は、単位未満の端数処理により、総数と内訳の合計又は差額が一致しない場合がある。

第2 県のスポーツ情勢

1 スポーツ振興計画

(1) 国のスポーツ振興計画

① スポーツ振興法からスポーツ基本法の制定

我が国では東京オリンピックを目前に控えた、昭和 36 年にスポーツを広く国民一般に普及させるため、スポーツ振興の基本となる法律として「スポーツ振興法」が制定された。

スポーツ振興法の制定から 50 年が経過した昨今においては、スポーツは広く国民に浸透し、スポーツを行う目的が多様化するとともに、地域におけるスポーツクラブの成長や、競技技術の向上、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流や貢献の活発化など、スポーツを巡る状況は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、スポーツ推進のための基本的な法律として、平成 23 年に「スポーツ基本法」が制定された。この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としている。

② 第 2 期スポーツ基本計画

スポーツ基本法の規定に基づき、平成 24 年 3 月に「スポーツ基本計画」が策定されている。「スポーツ基本計画」は、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置づけられる。現在は平成 29 年度からの 5 年間の第 2 期計画期間に当たる。

スポーツは競技としてルールに則り他者と競い合い自らの限界に挑戦するものや、体力の向上、健康維持、仲間との交流など多様な目的で行うものがあり、スポーツを「すること」で楽しさや喜びが得られることはスポーツの価値の中核となっている。一方でスポーツへの関わり方は、スポーツを「すること」だけでなく「みる」ことや「ささえる」ことも含まれる。このスポーツへの「する」「みる」「ささえる」といった積極的な参画により、①スポーツで「人生」が変わること、②スポーツで「社会」を変えること、③スポーツで「世界」とつながること、④スポーツで「未来」を創ることの 4 つの観点から、総合的かつ計画的に取り組む施策、政策目標として第 2 期スポーツ基本計画では以下が掲げられている。

表 2-1-1 第 2 期スポーツ基本計画での施策・政策目標

<p>1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実</p> <p>【政策目標】 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週 1 回以上が 65%程度（障害者は 40%程度）、週 3 回以上が 30%程度（障害者は 20%程度）となることを目指す。</p>
<p>2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現</p> <p>【政策目標】 社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。</p>
<p>3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備</p> <p>【政策目標】 国際競技大会等において優れた成績を上げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。 日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。</p>
<p>4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上</p> <p>【政策目標】 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。</p>

（出典：文部科学省「スポーツ基本計画」を基に監査人が作成）

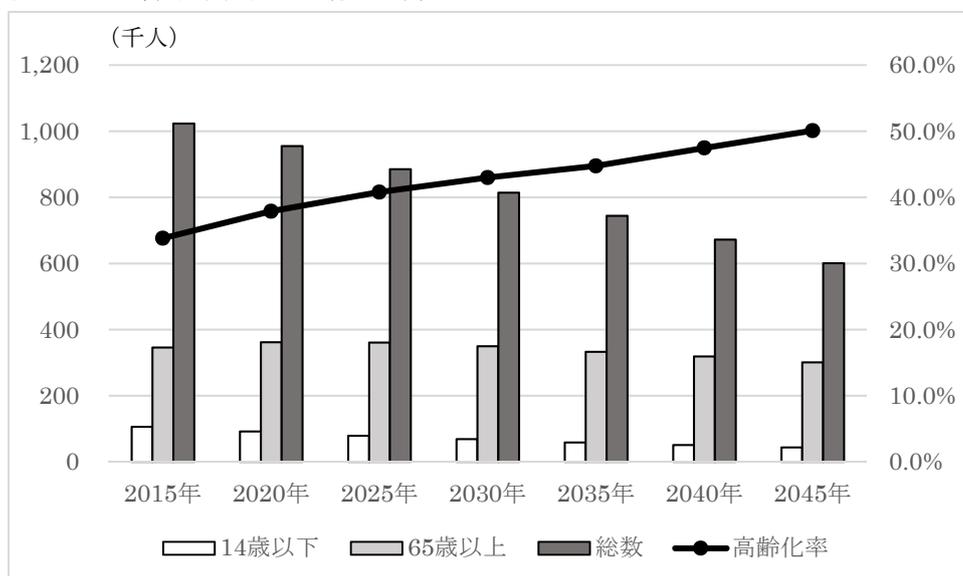
(2) 県のスポーツ振興計画

① 「スポーツ立県あきた」宣言

県では、スポーツを通じた秋田の元気づくりと地域の活性化、生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり、競技力の向上など、スポーツ振興を県民運動として展開するとともに、スポーツ王国復活に向けた取組を強化するため、平成 21 年 9 月に「スポーツ立県あきた」を宣言した。その後スポーツ振興を一元的・総合的に推進するため、スポーツに関する事務を教育委員会から知事部局に移管し、平成 22 年 4 月にスポーツ振興課が新設され現在に至っている。スポーツに関する県の現状は以下のとおりである。

ア 県の人口

表 2-1-2 将来推計人口（秋田県）



(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成 30 年推計)を基に監査人が作成)

県においては、人口の減少及び少子高齢化が深刻な問題であり、2020 年には、県の人口が 1,000 千人を割り込むとともに、14 歳以下人口は 100 千人を割り、人口に占める割合は 9.6%になるという試算(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成 30 年推計))が示されるなど、県全体の活性化に影響を及ぼすことが予想される。実際の県人口は推計より早く、平成 29 年に 1,000 千人を割り込み、令和元年 12 月現在 960 千人台となっている。

イ 県民のスポーツ実施状況等

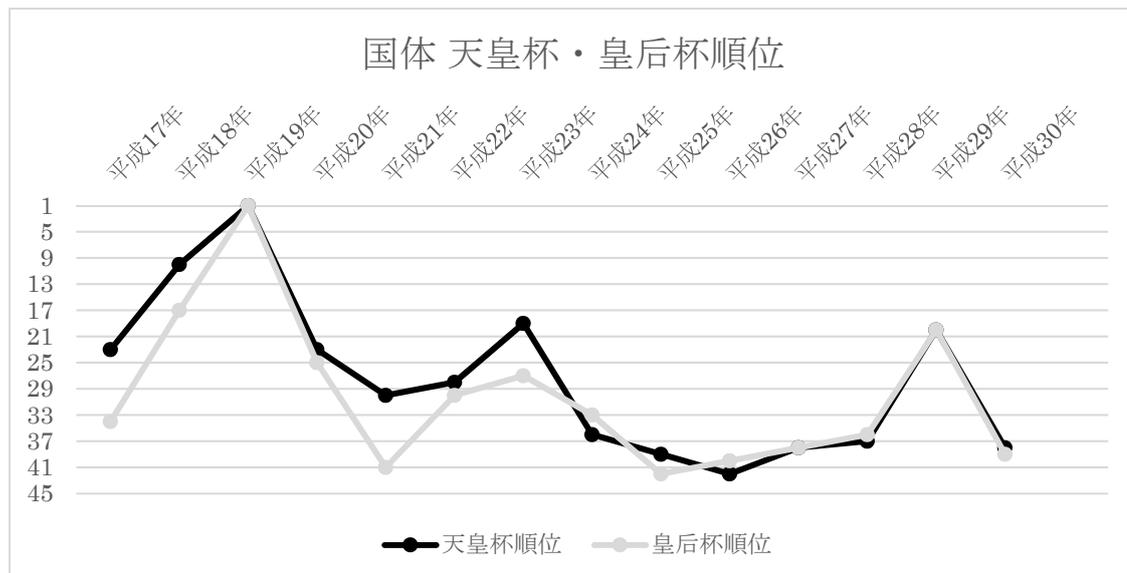
「平成30年度スポーツ実態調査」(秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課)では、成人で、この1年間に何らかの運動やスポーツを行った人の割合は78.7%、1週間に1回以上スポーツに取り組んだ人の割合は48.0%であり、近年は横ばいで推移している。

一方、1年間に運動やスポーツを行わなかった人の理由は、「仕事や家事が忙しいから」が52.1%と最も多く、次いで「生活や仕事で身体を動かしているから」が25.2%となっている。なお、「スポーツが嫌いだから」と回答した人は11.5%となっている。

運動・スポーツをする理由(複数回答)については、「楽しみ、気晴らしのため」(55.5%)、「健康のため」(54.9%)、「体力増進・維持のため」(38.4%)、「友人・仲間との交流として」(36.0%)などが上位を占めている。

ウ 競技スポーツ

表 2-1-3 国体 天皇杯・皇后杯順位



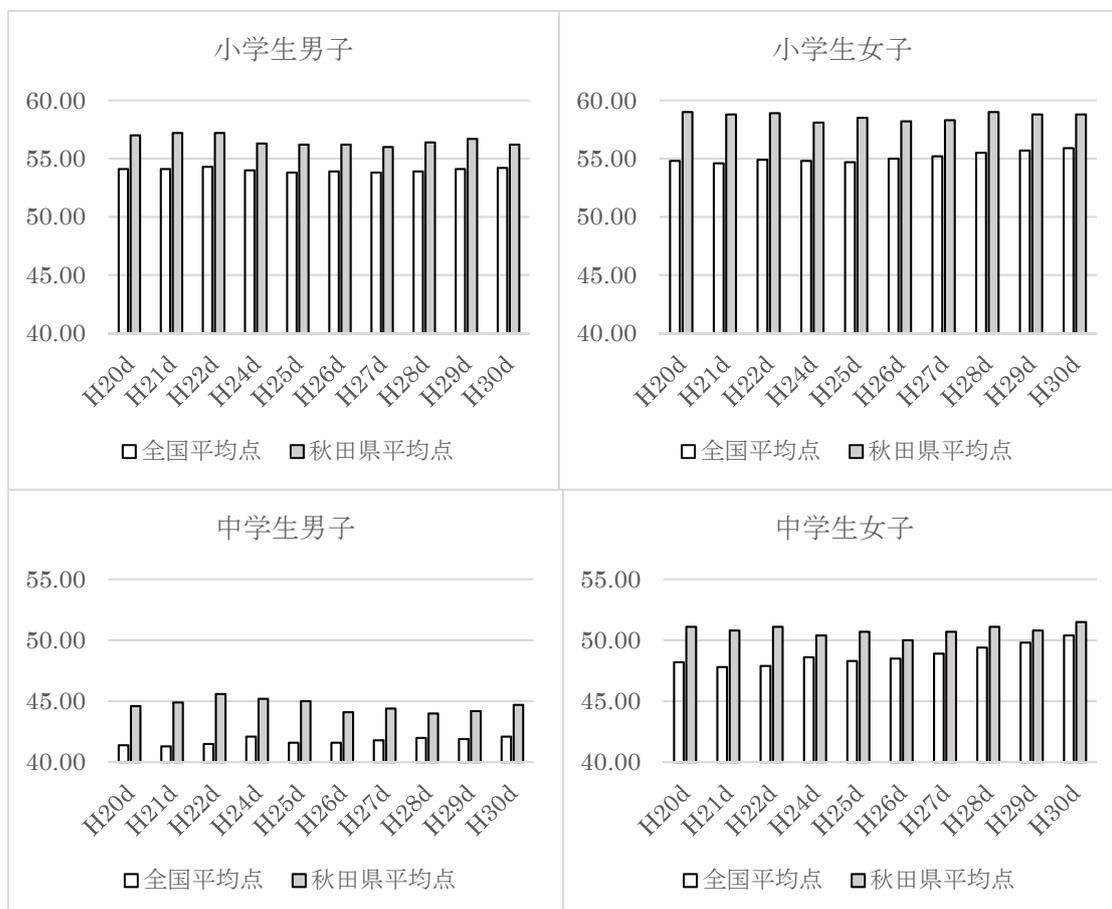
(出典：公益財団法人日本スポーツ協会ウェブサイトを基に監査人が作成)

平成19年に開催された第62回国民体育大会「秋田わか杉国体」では、県は天皇杯と皇后杯を獲得しているが、天皇杯においては、平成30年の福井しあわせ元気国体では38位と低迷している。

これは、秋田わか杉国体時の成年主力選手の引退や、経済状況の悪化に伴い企業スポーツの維持や優秀な人材の県内就職環境などが厳しい状況になったことのほか、少子化による競技人口の減少など、様々な要因が考えられる。

エ 子どもの体力

表 2-1-4 体力合計点の全国平均点と秋田県平均点の推移



(出典：スポーツ庁「平成 30 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を基に監査人が作成)

「平成 30 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(文部科学省による小学校 5 年生、中学校 2 年生悉皆調査)の結果では、県の児童生徒の体力合計点はおおむね良好で全国トップクラスであることが示されている。

これは、平成 13 年度以降、学校体育の充実や子どもたちの体力向上のために行ってきた諸施策や、学校現場における取組の充実などが要因として考えられる。

しかし、全国的な傾向として、最近 10 年間をみると、小学校高学年以上では緩やかな向上傾向を示しており、全国平均点と秋田県平均点との差が縮まりつつある。

こうした中、県では学校体育を充実させるため、小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会の開催、学校の実態に応じた業前・業間運動や、体育的行事を実施するなど、子どもの体力の維持・向上を図る取組を推進している。

オ スポーツによる地域活性化

現在、各地域で開催されているスポーツ大会や県外スポーツ団体のスポーツ合宿により多くの選手・関係者が来県しており、宿泊による経済効果に加え、地域の住民との交流や周辺観光による地域活性化が期待されている。

県内初のプロスポーツチームとして、バスケットボールの「秋田ノーザンハピネッツ」（秋田ノーザンハピネッツ株式会社）は、2010年度からbjリーグ³へ参入していた。その後、Bリーグ⁴が2016年度に発足し、2016-2017シーズンにおいては、B1でシーズンスタートしたもののB2へ降格した。しかし、2017-2018シーズンにおいては、B2からB1への昇格を果たし、観客動員数もB2で1位となるなど、地域のプロチームとして活躍している。

また、サッカーの「ブラウブリッツ秋田」（株式会社ブラウブリッツ秋田）は、2014シーズンからJ3へ参入し、2017シーズンにJ3初優勝を果たしており、ラグビーの「秋田ノーザンブレッツ」はトップイーストリーグ Div1に参戦中であるなど、トップスポーツチームの活躍に県民から熱い期待が寄せられており、県では応援機運の醸成に努めたり、スポーツビジネスの振興を支援している。

② 秋田県スポーツ推進計画

秋田県は人口減少や少子高齢化が進行し、地域活力の減退等が危惧されている。幼児から高齢者まで県民の多くがスポーツに「する」「みる」「ささえる」など様々な形で参画し、スポーツの価値を享受することは、地域の活性化や地域コミュニティの再生、元気で活力あふれる秋田の創造につながる。また、関係機関や団体が一体となってスポーツを総合的かつ計画的に推進することは活力ある社会づくりのためにも極めて大きな意義がある。

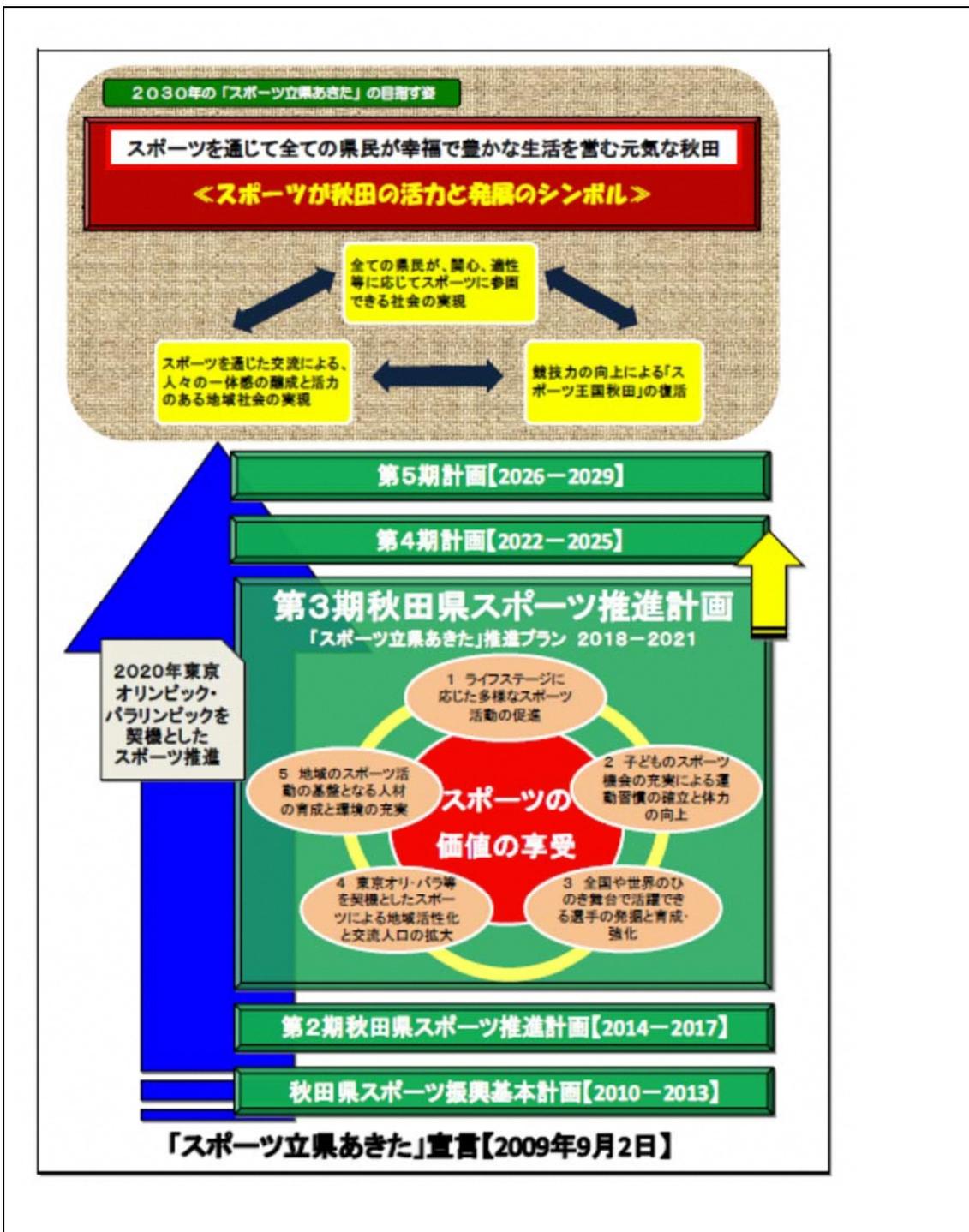
そのため、県は国の「スポーツ基本計画」を参考に、県の実情に即して「秋田県スポーツ推進計画」を策定している。2010年から20年後の目指すべき姿として、「スポーツを通じて全ての県民が幸福で豊かな生活を営む元気な秋田」を掲げており、現在は2018年度から2021年度までの第3期計画期間に当たる。

第3期秋田県スポーツ推進計画の位置づけ、5つの政策は次頁の表のとおりである。スポーツ振興に係る5つの政策については「第3 県のスポーツ振興事業」にて後述する。

³ 2005年から2016年まで株式会社日本プロバスケットボールリーグが主催していた日本のプロフェッショナルバスケットボールリーグ。

⁴ 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグが運営している日本のプロバスケットボールのトップリーグ。

表 2-1-5 県の目指す姿とスポーツ推進計画の位置づけ



(出典：「第3期秋田県スポーツ推進計画」)

③ 第3期スポーツ推進計画の目標指標と直近の達成状況

県では第1期・第2期スポーツ推進計画において、達成すべき目標について定量的な数値目標を掲げていなかったが、平成30年度からの第3期スポーツ推進計画においては、各施策を多面的に評価するため5つの代表指標に加えて、5つの政策に対応する43個の関連指標を設定し各年度別の数値目標を掲げている。

表 2-1-6 第3期秋田県スポーツ推進計画の政策の数値目標

指標名	単位	現状値 (H29d)	年度別目標値				
			H30d	R1d	R2d	R3d	
【代表指標】							
1	成人の週1回以上のスポーツ実施率	%	46.9	54.0	57.0	61.0	65.0
2	成人の週3回以上のスポーツ実施率	%	21.9	25.5	27.0	28.5	30.0
3	子どもの体力水準 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の平均)	点	52.6	52.8	52.9	53.0	53.1
4	国体における天皇杯得点 (男女総合得点)	点	989	1,000 以上			
5	東京オリ・パラへの本県関係選手の出場者数	人	3 (H28d ⁵)			10 以上	
【関連指標】(抜粋)							
政策1 ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進							
1	30代女性の週1回以上のスポーツ実施率	%	36.6	44.0	47.0	51.0	55.0
政策2 子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上							
18	小学校の業前・業間運動実施率	%	82.2	83.0	84.0	85.0	85.0
政策3 全国や世界のひのき舞台で活躍できる選手の発掘と育成・強化							
27	国体における少年種別の獲得得点	点	218.5	230	240	250	260
政策4 東京オリンピック・パラリンピック等を契機とした、スポーツによる地域活性化と交流人口の拡大							
37	海外からのスポーツ合宿等誘致数	回	1	4	6	10	5
政策5 地域のスポーツ活動の基盤となる人材の育成と環境の充実							
40	総合型クラブへの訪問指導回数	回	49	55	60	65	70

(出典：「第3期秋田県スポーツ推進計画」を基に監査人が作成)

⁵ 【代表指標】5 東京オリ・パラへの本県関係選手の出場者数の現状値のみ、平成28年度である。

上記の目標値に関して、直近の達成状況は以下のとおりである。

表 2-1-7 第 3 期スポーツ推進計画の目標指標の達成状況

	指標名 (代表指標)	単 位	H30d		
			目標	実績	達成率
1	成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	%	54.0	48.0	88.8%
2	成人の週 3 回以上のスポーツ実施率	%	25.5	21.3	83.5%
3	子どもの体力水準 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査にお ける体力合計点の平均)	点	52.8	52.8	100.0%
4	国体における天皇杯得点 (男女総合得点)	点	1,000 以上	787.5	78.7%
5	東京オリ・パラへの本県関係選手の出場者数	人			

(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

代表指標のうち、子どもの体力水準に関しては目標を達成しているが、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率、週 3 回以上のスポーツ実施率、国体における天皇杯得点は未達成となっている。これについて県はそれぞれ以下のとおり分析している。

- ・成人の週 1 回以上のスポーツ実施率については、平成 29 年度から 1.1%増加したが目標には未達となった。スポーツ科学センター主催の円熟塾やあきた元気アップ健康教室指導者派遣等の各事業、県庁出前講座等の成果に加え、県民の健康意識の高まりが実績に表れてきている。「月 1~3 回行う」実施者が約 15 万人いることから、これらの愛好者の掘り起こしを図るとともに上記事業の継続により、目標の達成を目指す。
- ・成人の週 3 回以上のスポーツ実施率については、平成 29 年度から 0.6%減少し、目標値からも 4.2%の未達となった。週 3 回以上の実施者はアスリート志向等の意識の高い層であると考えられるが、2020 東京オリンピック・パラリンピックに向け、スポーツへの関心が高まる中、その魅力を更に広めるとともに、日常生活におけるスポーツ実施の効果としての健康増進や体力向上の効果を広く周知することで、スポーツ実施率の向上を図る。
- ・子どもの体力水準（全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の平均）については、10 回連続で全国平均値を上回り良好な状況を維持している。
- ・国体における天皇杯得点については、福井国体において全体の入賞数が平成 29 年度の 51 から 40 に減少し、目標値から 200 点以上未達となった。特に少年種別の入賞数が 20 から 13 に減少する等不振であった。また、2017 年に優勝したバスケットボール成年女子の東北予選敗退や、2018 年のインターハイで準優勝したフェンシング少年女子が国体では 2 回戦で敗退するなど、得点の高い団体種目の入賞数が 13 から 8 に減少したことが大き

く影響している。

④ 指摘事項及び意見

ア 障害者スポーツ実施率等の実態把握・数値目標設定（意見 01）

国は、第 2 期「スポーツ基本計画」において、スポーツ参画人口を拡大させ、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 65%程度（障害者は 40%程度）、週 3 回以上が 30%程度（障害者は 20%程度）となることを目指すとしている。しかし、県は、障害者のスポーツ実施率について数値目標を設定していない。

スポーツ庁は、「地方スポーツ推進計画」の策定状況調査結果について」（平成 30 年 10 月 23 日スポーツ庁政策課）において、障害者に係るスポーツ実施率に関する数値目標を設定している都道府県・市区町村は少数に止まっており、各地域の実情に応じた適切な対応の検討を求めている。また、県の第 3 期スポーツ推進計画においてもライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進として、県内スポーツ施設等における障害者の利用実態や実施可能種目等を調査することで障害者の利用促進を図るとしている。

スポーツ基本計画では、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実することを目指している。この趣旨に鑑みれば、障害者のスポーツ実施状況に係る実態を把握し、その実態に応じた施策の展開、数値目標の設定及び公表を検討されたい。

イ スポーツ推進計画の目標値に対する実績値の公表（意見 02）

国の第 2 期「スポーツ基本計画」における重要な目標であるスポーツ実施率の向上については、スポーツ庁次長通知（「スポーツ実施率向上のための行動計画」の策定について（通知）」（平成 30 年 9 月 6 日付け 30 ス庁第 352 号））において、各地域の実態に関する調査を行い、達成目標や実績を公表すること等とされている。

県は、第 3 期スポーツ推進計画で代表指標 5 個、関連指標 43 個の合計 48 個の指標について平成 30 年度～令和 3 年度の各年度別の目標値を設定している。しかし、その実績値の公表は「第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン」の政策評価・施策評価としての代表指標 1 個（成人の週 1 回以上のスポーツ実施率）、成果・業績指標 2 個（海外からのスポーツ合宿等誘致数（累積）、国体における天皇杯得点）の合計 3 個の公表にとどまっている。

県民への説明責任を果たし、県政運営の理解を深めるためにも、第 3 期スポーツ推進計画で掲げた各年度別の 48 個の指標にかかる実績値の公表を検討されたい。

第3 県のスポーツ振興事業

1 第3期スポーツ推進計画と個別事業の関連

県は平成30年度から4年間の県政運営の指針となる「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」を策定し、それに基づく施策・事業に取り組んでいる。第3期スポーツ推進計画での5つの政策と、ふるさと秋田元気創造プランの施策の紐づけは次項のとおりである。

なお、スポーツ推進計画において掲げている「2 子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上」については、ふるさと秋田元気創造プランの施策には直接紐づかない。

表 3-1-1 秋田県スポーツ推進計画とふるさと秋田元気創造プランとの紐づけ

第3期秋田県 スポーツ推進計画		第3期ふるさと秋田元気創造プラン 施策 4-4： 「スポーツ立県あきた」の推進とス ポーツによる交流人口の拡大		平成30年度の スポーツ振興課の事業例
1	ライフステージに応じた 多様なスポーツ活動の促 進	3	ライフステージに応じた多様な スポーツ活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ少年団活動活性化事業 ・元気アップ運動機会拡充事業 ・生涯スポーツ活動基盤整備事業
2	子どものスポーツ機会の 充実による運動習慣の確 立と体力の向上			—
3	全国や世界のひのき舞台 で活躍できる選手の発掘 と育成・強化	2	全国や世界のひのき舞台で活躍 できる選手の発掘と育成・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・選手強化対策補助事業 ・国民体育大会派遣費 ・競技力向上対策及びスポーツ振 興事業委託、スポーツ普及奨励 事業
4	東京オリンピック・パラ リンピック等を契機とし た、スポーツによる地域 活性化と交流人口の拡大	1	東京オリンピック・パラリンピ ック等を契機とした、スポーツ による地域活性化と交流人口の 拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・FIS ワールドカップモーグル大 会開催事業 ・バドミントンマスターズ大会開 催支援事業 ・2020 ホストタウン推進事業
5	地域のスポーツ活動の基 盤となる人材の育成と環 境の充実	4	地域のスポーツ活動の基盤とな る人材の育成と環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県有体育施設整備・改修事業 ・八橋陸上競技場整備支援事業 ・新スタジアム整備構想策定事業 負担金

(出典：「第3期秋田県スポーツ推進計画」「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

2 庁内関連課との連携

県のスポーツ振興に関しては観光文化スポーツ部スポーツ振興課が中心となり、以下の関連課が連携して業務を行っている。

- ・健康福祉部 長寿社会課 障害福祉課 健康づくり推進課
- ・観光文化スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ科学センター
- ・建設部 都市計画課
- ・教育庁 幼保推進課 特別支援教育課 保健体育課

3 スポーツ振興に係る県の事業の概要

(1) ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進

① 政策目標

ライフステージに応じた県民の多様なスポーツ活動を促進し、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度、週3回以上が30%程度となることを目指す。

② 施策

・スポーツ参画人口の拡大とスポーツを通じた健康増進

県民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤となるよう、県庁出前講座やあきた元気アップ運動指導者の派遣、円熟体操の普及等により誰もが日常的にスポーツに親しむ機会を充実させ、スポーツ参画人口の拡大を図る。「健康寿命日本一」を目指し、「ねんりんピック秋田 2017」の成果を生かしながら、スポーツを通じた健康増進を図る。

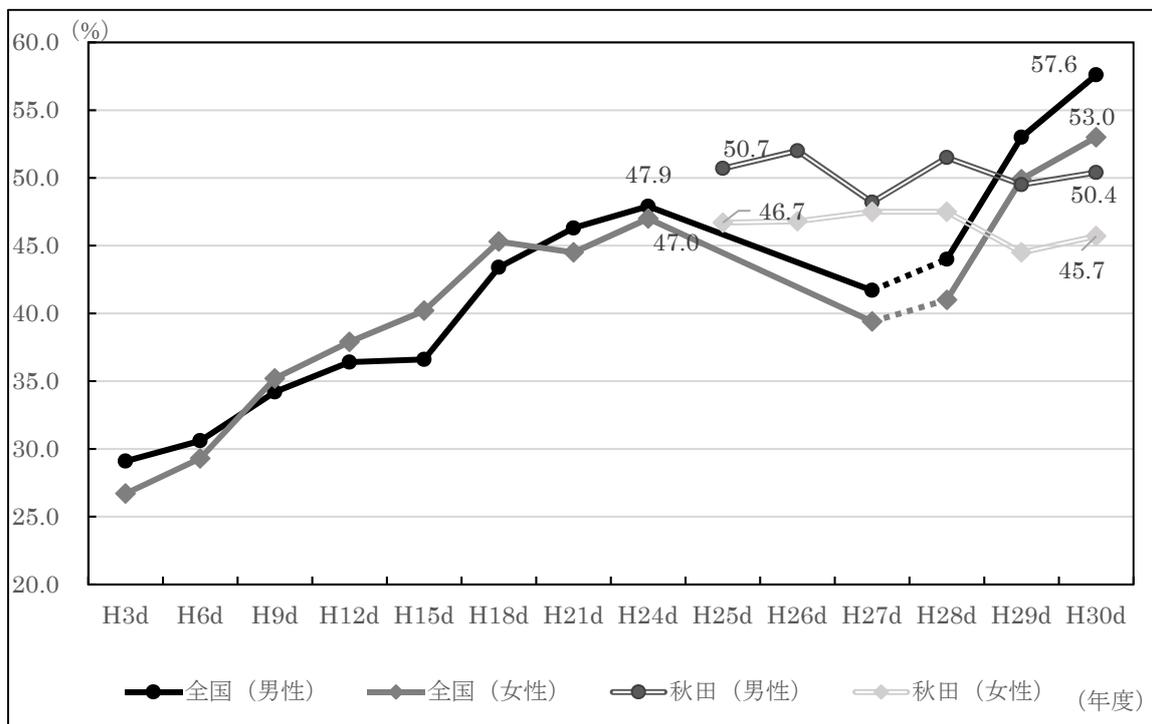
・スポーツを支える組織の充実と関係団体等との連携

スポーツ大会・イベントの運営サポートを担う団体や組織等との連携強化による組織活動の充実を図るとともに、総合型クラブ、企業、大学との連携による地域のニーズに応じたスポーツライフの創出や、地域コミュニティの維持・再生を図る。

③ 県内のスポーツ実施の現状

スポーツ実施率について、時系列比較、国の調査結果との比較は以下のとおりである。

表 3-3-1 週 1 回以上スポーツ実施率の推移（国・秋田県）



（出典：「平成 30 年度スポーツの実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）、「平成 30 年度スポーツ実態調査」（秋田県）を基に監査人が作成）

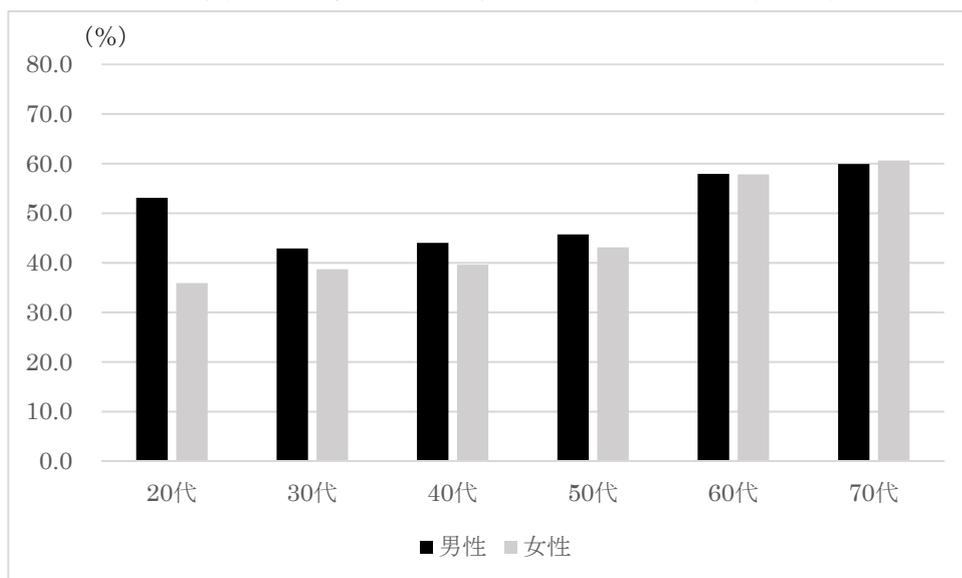
国の調査は昭和 54 年度から概ね 3 年ごとに実施してきた「体力・スポーツに関する世論調査」を踏襲する形で、平成 28 年度から毎年「スポーツの実施状況等に関する世論調査」が行われている。調査方法に関しては平成 28 年度より調査員による個別面接聴取（標本数 3,000 人）から登録モニターを対象とした WEB アンケート調査（標本数 20,000 人）に変更となっている。そのため「スポーツの実施状況等に関する世論調査」は、過去に実施した世論調査と直接比較評価できるものではないが、同様の質問項目については過去の数値を参考として併記できるものとして国も扱っているため、時系列比較として過去の調査結果も同じグラフ内に示している。一方で、平成 27 年度と平成 28 年度の間は調査方法に変化があったことから点線として示している。

県の実施率については、「全県体力テスト・スポーツ実態調査」の一環として秋田県スポーツ推進委員協議会が県から委託を受けて調査を行っている。平成 30 年度の県の週 1 回以上のスポーツ実施率は男性 50.4%、女性 45.7%、平均値は 48.0%となっており、第 3 期スポーツ推進計画における平成 30 年度の年度別目標値 54%を大きく下回る結果となっている。県の調査方法・内容が国と異なるため、単純な比較はできないとのことであるが、全国のスポーツ実施率がここ数年大きく上昇傾向にあるのに対して、県のスポーツ実施率はここ数年小規模で増減を繰り返す形で推移しており、平成 30 年度の実施率は調査開始

時の平成 25 年度の実施率と比べても男女ともにやや下がっていることが分かる。

県が実施している「全県体カテスト・スポーツ実態調査」（平成 30 年度）によれば週 1 回以上のスポーツ実施率の年代別、男女別の比較は以下のとおりである。70 代を除く各年代において、女性より男性のスポーツ実施率が高い。男性は 30 代から 50 代、女性は 20 代から 40 代が他の年代に比べて低い傾向にあり、ビジネスパーソンや子育て世代の日常的なスポーツ習慣の確立が課題となっていることが分かる。

表 3-3-2 県内年代別・男女別週 1 回以上スポーツ実施率（H30d）

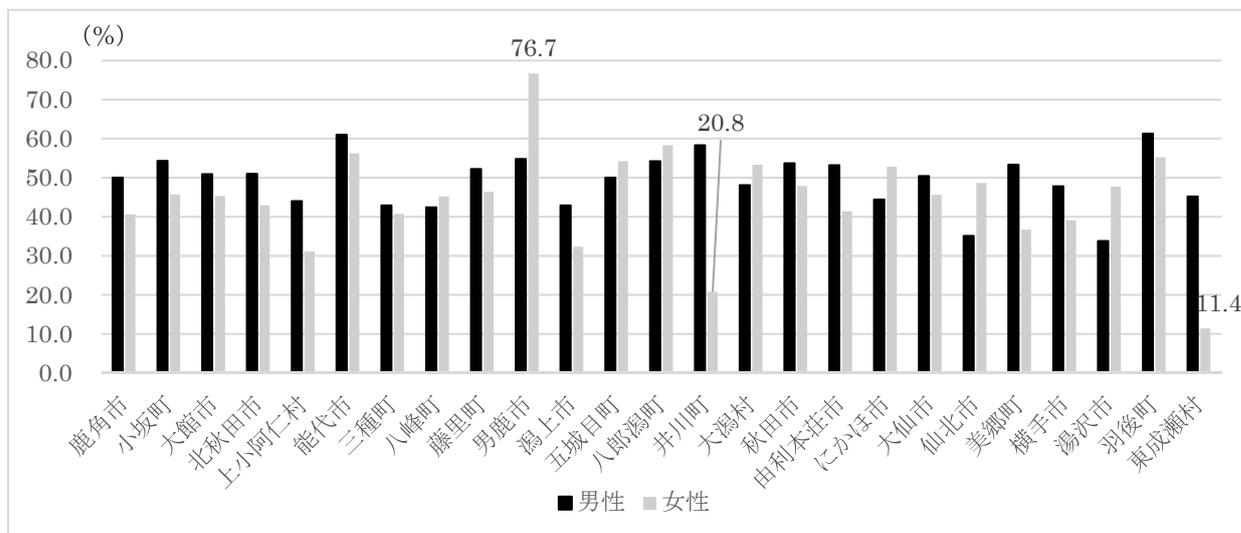


（出典：「平成 30 年度スポーツ実態調査」を基に監査人が作成）

また、県内の市町村別のスポーツ実施率は次の表のとおりであり、平均値が 48.0%であるのに対して、男鹿市の女性が 76.7%と平均値を大きく上回っている一方で、井川町の女性が 20.8%、東成瀬村の女性が 11.4%と平均値を大きく下回っている地域もあり、地域別に大きく差があることが見て取れる。

第 3 期スポーツ推進計画において、県は県庁出前講座やあきた元気アップ運動指導者の派遣等により、青・壮年期の運動実施率が低い地域や企業単位での研修を実施している。

表 3-3-3 県内地域別週 1 回以上スポーツ実施率 (H30d)



(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

④ 指摘事項及び意見

ア スポーツ実施率向上のための効果的な施策の実施 (意見 03)

県は、週 1 回以上のスポーツ実施率について令和 3 年度 (2021 年度) に 65%となることを目指して、各年度別の目標値を設定している。

平成 30 年度の週 1 回以上スポーツ実施率の目標値は 54.0%であるが、実績値は 48.0%で止まっている。特に男性は 30 代から 50 代、女性は 20 代から 40 代が他の年代に比べてスポーツ実施率が低い傾向にある。

ビジネスパーソンや子育て世代の日常的なスポーツの機会及び場所の提供並びにスポーツ習慣の確立により、スポーツ実施率の向上を図られたい。

イ スポーツ実施率の低い地域への対応 (意見 04)

県は、第 3 期スポーツ推進計画において週 1 回以上のスポーツ実施率を令和 3 年度までに 65%とすることを目指している。県が実施しているスポーツ実態調査によれば平成 30 年度の週 1 回以上のスポーツ実施率の平均値は 48.0%であるが、地域別にみると男鹿市の女性が 76.7%と平均値を大きく上回っている一方で、井川町の女性が 20.8%、東成瀬村の女性が 11.4%と平均値を大きく下回っている地域もあり、地域別に大きく差がある状況となっている。

県は、スポーツ実施率の低い地域への対応として、県内の各地域で県庁出前講座、指導者派遣事業、元気アップ運動教室、元気アップ指導者紹介を行っているものの、スポーツ実施率の低い地域をターゲットにして事業を実施しているわけではない。

市町村別のスポーツ実施率に最大 6 倍の差が生じている状況に鑑み、県が行っている

スポーツ実態調査の結果を分析し、各地域の実態に応じた対応を検討されたい。

(2) 子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上

① 政策目標

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てるために、学校体育や放課後の地域における子どものスポーツ機会の拡充を図り、子どもの体力水準（全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果）が昭和 60 年頃の水準を上回ることを目指す。

② 施策

・幼児期からの子どもの運動習慣づくりの推進

子どもが生活や遊びを通してスポーツに親しむ習慣づくりを推進する。

・学校体育の充実による運動習慣の確立と体力の向上

教員の指導力の向上、地域人材の活用による体育・保健体育学習の充実や運動部活動の活性化を図るなど、運動好きな児童生徒を育てるとともに、学校教育活動全体を通じて運動習慣の確立と体力の向上を目指す。

・子どもを取り巻くスポーツ環境の充実

子どもがいつでも・どこでもスポーツに取り組むことができるよう、総合型クラブ等の地域スポーツ環境の充実を図り、子どものスポーツ機会を拡充させる。

(3) 全国や世界のひのき舞台で活躍できる選手の発掘と育成・強化

① 政策目標

国際競技大会等において優れた成績を上げるなど、県民に夢や希望を与えるアスリートを発掘・育成し、東京オリ・パラに 10 名以上の本県関係選手の輩出を目指すとともに、国民体育大会における天皇杯順位 10 位台（天皇杯得点 1,000 点以上）の成績を目指す。

② 施策

・競技力の向上と次世代アスリートの発掘・育成

国際競技大会等で優れた成績を上げられる選手を発掘・育成するため、特にジュニア層の強化を競技力向上の柱として、各競技団体や関係機関、地域との連携を図りながら一貫指導体制を確立する。

・競技力向上を支える人材の育成と環境整備

優れた指導者を確保・育成するほか、審判員を養成するとともに、最新のスポーツ医・科学、データ等を活用した選手の強化支援体制を充実させる。

・クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

本県スポーツ界の誠実性・健全性・高潔性を高め、クリーンでフェアなスポーツを推進することにより、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

③ 選手強化対策費補助金

ア スポーツ振興課の補助金の概要

地方自治法第 232 条の 2 の規定によると、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされており、公益上の必要性が要件とされている。

スポーツ振興課の補助金については、秋田県財務規則（以下「財務規則」という。）で規定するもののほか、「秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課関係補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の定めに従い、補助金の交付を行っている。

平成 30 年度スポーツ振興課の補助金は、以下のとおりである。

表 3-3-4 平成 30 年度スポーツ振興課の補助金

No.	補助金の名称	件数	支出額 (千円)
1	秋田県スポーツ推進委員協議会事業費補助金	1	252
2	秋田のトップスポーツチーム応援事業補助金	3	29,000
3	八橋陸上競技場整備支援事業費補助金	1	301,313
4	スポーツを通じた交流推進事業補助金	19	9,285
5	地域によるスポーツイベント企画・検証支援事業補助金	1	500
6	スポーツ普及・奨励事業補助金	1	4,300
7	秋田県トップアスリート競技活動サポート補助金	5	7,228
8	選手強化対策費補助金	46	163,279
9	国民体育大会等派遣費補助金	77	85,662
10	国体ユニフォーム購入費等補助金	7	5,178
11	国際大会派遣費補助金	37	4,605
12	トップスポーツ大会等開催支援事業補助金	4	6,000
	合計	202	616,605

(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

イ 選手強化対策費補助金の概要

選手強化対策費補助金は、県から各競技団体に対して交付される補助金である。県は、県内スポーツ選手の競技力向上を図るため、競技団体が行う指導体制の確立や選手の育成・強化等のための各種事業に要する経費を補助している。

ウ 選手強化対策費補助金の交付決定プロセス

a 財務規則等の定め

補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書を知事に提出しなければならない（財務規則第 247 条）。知事は、補助金の申請があったときは、当該申請にかかる書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付の決定をする（財務規則第 248 条）。

具体的な補助金等交付申請手続及びその様式等は、「交付要綱」及び「選手強化対策費補助金実施要項」に定めている。交付要綱において、選手強化対策費補助金の補助金等交付申請書の提出先及び経由先を「スポーツ振興課及び公益財団法人秋田県体育協会」と定めている（交付要綱第 2 条、別表 2）。

各競技団体は、上記の財務規則等の定めに従い、公益財団法人秋田県体育協会⁶（以下「県体協」という。）を通じて県へ必要な書類を提出し、県は各競技団体からの提出資料を確認し、補助金の交付決定を行っている。

b 具体的な補助金交付決定プロセス

各競技団体に対する補助金交付額の決定に際し、県は、県体協に対し、各競技団体の補助金申請受付を依頼している。また、各競技団体が行うスポーツ強化の取り組み等を県体協がヒアリングした結果も参考にしている。

具体的な補助金交付決定プロセスは、以下のとおりである。

- ① 各競技団体は、来年度の強化計画・予算書を作成し、県体協に提出する。
- ② 県体協は、各競技団体に対してヒアリングを実施し、内容を審査・助言する。
- ③ 県体協は、各競技団体の競技成績などの実績や、来年度の強化計画などの取り組み等を評価し、補助金予算要求一覧（素案）を作成し、県に提出する。
- ④ 県は、県体協に対してヒアリングを実施し、補助金予算要求一覧（素案）の内容を精査し、補助金予算要求一覧（案）を完成させる。
- ⑤ 県は、補助金予算要求一覧（案）を基に、財政当局との間で来年度当初予算の要求・査定（増減や調整）を行い、査定後の内容で 2 月議会に補助金予算要求一覧で示す予算案を計上する。

⁶県民スポーツの統一組織としてスポーツを普及・振興し県民体力の向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的に事業を行うことを目的とした組織。

- ⑥ 県は、予算案の議決後、各競技団体に対して、補助金額を内示する。
- ⑦ 新年度、各競技団体は、内示された金額で補助金交付申請書を作成し、県体協へ提出する。
- ⑧ 県体協は、申請書に添付された強化計画にヒアリングの際の助言が活かされているか審査し、内容が適切と認められる場合は、申請書を県に提出する。
- ⑨ 県は、申請書の収支予算額など内容を審査し、各競技団体に対して補助金交付決定を行う。

c **各競技団体の要求一覧（平成 30 年度）**

県体協は競技団体毎に交付する補助金を算定し、県に提出する補助金予算要求一覧（素案）を作成する。その際、補助金を算定する際の評価方針を定めており、補助金予算要求一覧には競技団体毎に複数の評価項目を設けている。競技団体毎に複数の評価結果を合算した金額が県体協から県へ提出する補助金予算要求一覧の金額となる。

しかし県及び県体協は、複数の評価項目に係る評価結果を残すのみで評価結果に至る過程・判断の理由等の根拠説明を残していなかった。

④ 指摘事項及び意見

ア 各競技団体の選手強化対策費補助金の決定に関する根拠説明（意見 05）

県は、各競技団体へ選手強化対策費補助金の交付決定にあたり、県体協と協議を行い、財政当局と調整の上、交付額を決定する。

県及び県体協は、選手強化対策費補助金を算定するための評価方針に従い、競技団体毎に複数の評価項目を設けて当該選手強化対策費補助金を算定しているが、平成 30 年度は、複数の評価項目に係る評価結果を残すのみで、評価結果に至る過程・判断の理由等の根拠説明を残していなかった。

補助金は、公益上必要がある場合に補助することができるとされている（地方自治法第 232 条の 2）。この点、県から各競技団体へ選手強化対策費補助金の交付について、根拠説明が残されていないならば、その公益上の必要性に関する説明責任を果たすことが困難となる。

県は、選手強化対策費補助金の交付の決定について、公益上の必要性があるとの説明責任を果たす観点から、評価結果に係る根拠説明を明確にされたい。

(4) 東京オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツによる地域活性化と交流人口の拡大

① 政策目標

東京オリ・パラ等の国際大会を契機とし、スポーツを通じた交流の拡大を図るとともに、関係団体等との連携を強化することにより人々の一体感の醸成と活力ある地域社会の実現を目指す。

② 施策

・スポーツを活用した地域づくりの推進と交流人口の拡大

活力ある地域づくりの促進とスポーツによる交流人口の拡大を図るため、東京オリ・パラに向けた事前合宿の誘致や、東京オリ・パラを契機としたスポーツ大会等の誘致、スポーツツーリズムを推進する。

・トップスポーツチームと地域との連携・協働の促進

トップスポーツチームへの支援を通じた、応援機運の高まりによる地域一体感の醸成や、本県の情報発信を行うとともに、トップスポーツチームの地域活動によるスポーツ参画人口のすそ野の拡大を図る。

③ スポーツ振興課における委託事業・委託契約

ア スポーツ振興課における委託事業の内訳

平成 30 年度のスポーツ振興課における委託事業は以下のとおりである。

表 3-3-5 平成 30 年度 スポーツ振興課における委託事業（指定管理契約除く）

委託事業	契約数（件）	支出額（千円）
2020 プロジェクト推進事業	10	7,959
2020 ホストタウン推進事業	5	10,144
FIS ワールドカップモーグル大会開催事業	1	915
スポーツを通じた地域活性化事業	5	6,099
スポーツ振興事業	2	104,533
生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり推進事業	1	3,394
体育施設改修事業	7	14,145
体育施設管理運営	5	15,270
合計	36	162,462

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

委託事業にかかる事業概要は以下のとおりである。

表 3-3-6 平成 30 年度 委託事業の概要

委託事業	事業概要
2020 プロジェクト 推進事業	2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催など、今後開催が予定される国際スポーツ大会にかかる国内外選手団の事前合宿誘致等の活動を進めていくため、日本オリンピック委員会（JOC）等の関係団体から情報収集・意見交換を行うほか、県内市町村と連携を図り誘致プロモーション活動を行う。
2020 ホストタウン 推進事業	2020 東京オリンピック・パラリンピックに向け、県とともにホストタウンとなっている関係市町村と連携の下、海外代表チームの合宿受入等のスポーツ交流事業を実施し、競技力の向上等によるスポーツ振興、国際交流の促進、観光振興、交流人口の拡大を図るほか、経済交流の推進による地域の活性化を目指す。
FIS ワールドカップ モーグル大会開 催事業	国際スキー連盟（FIS）主催のワールドカップ・フリースタイルスキー・モーグル大会が田沢湖スキー場で開催される。これにより、田沢湖スキー場の魅力を世界に発信することにより、県内競技スキーのレベル向上が図られるとともに、冬季観光誘客の起爆剤としても期待されることから、実施主体となる組織委員会に応分の負担をするものである。
スポーツを通じた 地域活性化事業	スポーツの持つ健康・健全・チームワーク・フェアプレーなどのイメージを活かした人権啓発活動を行い、併せて各チームの地域密着・地域貢献活動・チーム PR に資するため、県内のプロスポーツ・クラブスポーツチームと連携して、試合会場等で人権啓発キャンペーンを実施する。
スポーツ振興事業	「スポーツ立県あきた」を推進するため、各競技団体の選手強化対策を支援するとともに、ジュニア期からの一貫指導体制の確立を推進し、トップアスリートの県内就職を促進し、スポーツの競技力向上を図る。
生涯を通じた豊か なスポーツライフ づくり推進事業	県民が日常的にスポーツに親しみ、健康で生きがいのある明るく元気な生活を送ることができるようにする施策の推進に資するため、県内の成人の体力やスポーツの活動状況を把握する。
体育施設改修事業	体育施設は、年数の経過とともに老朽化が進み、耐用年数が経過した設備が増加しているため、県有体育施設の運営や各種競技大会等の開催に支障をきたさぬように施設・設備の整備・改修を計画的に実施する。
体育施設管理運営	県有体育施設のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を民間業者へ委託する。

（出典：「秋田県政策予算見積書」、県ウェブサイトを基に監査人が作成）

イ オリンピック・パラリンピック及びラグビーワールドカップ日本大会関連の委託契約

a オリンピック・パラリンピック及びラグビーワールドカップ日本大会関連の委託契約の内訳

委託事業のうち、オリンピック・パラリンピック及びラグビーワールドカップ日本大会関連の事業は「2020 プロジェクト推進事業」、「2020 ホストタウン推進事業」であり、その内訳は以下のとおりである。

表 3-3-7 「2020 プロジェクト推進事業」

No.	委託契約	支出額 (千円)
1	バドミントン・タイランドオープンプロモーション業務委託	2,580
2	タイ王国パラリンピック委員会及び脳性麻痺スポーツ協会秋田県内スポーツ施設視察業務委託	567
3	インドネシア青年スポーツ省関係者等招聘県内スポーツ施設視察業務委託	580
4	タイ・2019 事前合宿誘致プロモーション業務委託	291
5	ラグビーワールドカップ事前合宿におけるフィジーラグビー協会関係者招聘業務委託（11月）	574
6	ラグビーワールドカップ事前合宿におけるフィジーラグビー協会関係者招聘業務委託（3月）	700
7	水球女子日本代表 2020 事前合宿誘致プロモーション招へい秋田合宿業務委託（12月）	982
8	水球女子日本代表 2020 事前合宿誘致プロモーション招へい秋田合宿業務委託（3月）	982
9	秋田県スポーツ栄養セミナー業務委託	480
10	フィジーラグビーチーム応援事業業務委託	220
	合計	7,959

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 3-3-8 「2020 ホストタウン推進事業」

No.	委託契約	支出額 (千円)
11	デンマーク・ボートナショナルチーム関係者招聘業務委託	640
12	秋田県内高校ボート選手デンマーク派遣合宿業務委託	3,348
13	タイ・バドミントンナショナルチーム美郷合宿業務委託	1,380
14	東京 2020 パラリンピック事前合宿締結業務委託	776
15	バドミントン・インドネシア青少年交流事業業務委託	4,000
合計		10,144

(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

b ラグビーワールドカップ事前合宿におけるフィジーラグビー協会関係者招聘業務委託及びバドミントン・インドネシア青少年交流事業業務委託における目的と業務内容

2020 東京オリンピック・パラリンピック関連の委託契約のうち、「ラグビーワールドカップ事前合宿におけるフィジーラグビー協会関係者招聘業務委託」契約（以下「ラグビーワールドカップ関係者招聘委託契約」という。）及び「バドミントン・インドネシア青少年交流事業業務委託」契約（以下「バドミントン交流委託契約」という。）の目的と業務内容は以下のとおりである。

表 3-3-9 「ラグビーワールドカップ関係者招聘委託契約」の目的・業務内容

目的
ラグビーワールドカップ関係者招聘委託契約は、ラグビーワールドカップ 2019 事前合宿を実施する際、トレーニング施設的环境整備についての視察及び最終協議を実施するため、フィジー・ラグビーフットボール協会ナショナルヘッドチームコーチ等を招聘すること。
業務内容
フィジー・ラグビーフットボール協会との連絡調整 協議会場、視察会場等の関係各所との調整等 宿泊施設、食事等の手配 その他、業務目的の達成に必要な事項を県と協議の上、実施する。

(出典：「ラグビーワールドカップ関係者招聘委託契約仕様書」を基に監査人が作成)

表 3-3-10 「バドミントン交流委託契約」の目的

目的
バドミントン交流委託契約は、インドネシアのジュニアバドミントンチームが来県し、バドミントンを通じて県内選手とスポーツ交流を実施すること。
業務内容
インドネシアジャルム ⁷ 関係者との連絡調整 県内体育施設等の調整等 交流時における宿泊・交通手段の手配、使用料の支払い等 その他、業務目的の達成に必要な事項を県と協議の上、実施する。

(出典：「バドミントン交流委託契約仕様書」を基に監査人が作成)

県は、両契約において、関係者の招聘及び県内選手のスポーツ交流を実施することを目的として、その目的を達成するために仕様書において関係者との連絡調整、関係各所との調整及び宿泊施設・交通手段の手配等を求めている。

しかしながら現状の仕様書では業務内容について、その日時や期間、人数規模、招聘するメンバー等の具体的な定めがない。

④ 指摘事項及び意見

ア 仕様書の内容が不明瞭な委託契約（意見 06）

「ラグビーワールドカップ関係者招聘委託契約」及び「バドミントン交流委託契約」において、仕様書の業務内容が具体的に記載されていなかった。

両委託契約の目的は、関係者の招聘及び県内選手のスポーツ交流を実施することが目的とされている。仕様書においてその業務内容は、主に関係者との連絡調整、関係各所との調整及び宿泊施設・交通手段の手配等のみが記載されており、その日時や期間、人数規模、招聘するメンバー等の具体的な定めがない。

地方公共団体は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため、必要な検査をしなければならず（地方自治法第 234 条の 2 第 1 項）、この検査は契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている（地方自治法施行令第 167 条の 15 第 2 項）。すなわち、仕様書は受託者が業務を実施するに当たっての拠り所となる書類であり、また県が、委託業務の完了検査を行うに当たっての基準となる書類である。

そのため、仕様書の記載が不明瞭であれば、受託者が適切に業務を行うことができないとともに、県も委託業務の完了検査を適切に行うことができない。

県は、委託契約の仕様書の記載の見直しを行い、業務内容について具体的かつ明瞭に

⁷ 「ジャルム」は、インドネシアの大手タバコメーカーであり、CSR 活動の一つとしてバドミントン選手育成を 50 年前から行っている。

定める必要がある。

(5) 地域のスポーツ活動の基盤となる人材の育成と環境の充実

① 政策目標

総合型クラブマネジャーやスポーツ推進委員等、スポーツ施策を推進するマネジメント人材の資質向上を図るとともに、県民に親しまれるスポーツ施設等の環境整備を目指す。

また、本県のトップスポーツの拠点となり、子どもから高齢者まで幅広く集える新たなスタジアムについて、ホームタウンやチーム、関係団体等とともに、整備に向けた取組を進める。

② 施策

・総合型クラブの育成支援と、地域スポーツ指導者及びスポーツマネジメント人材の充実

総合型クラブと関係機関等との連携を図るとともに、総合型クラブに係る制度を整備し、質的充実を図る。また、スポーツ推進委員等の地域スポーツ指導者やスポーツマネジメント人材の研修機会を充実させ、更なる資質の向上を図る。

・スポーツ施設の充実とスポーツに親しむ環境の整備

スポーツ施設の有効活用や計画的な整備・改修、環境整備を行うとともに、幅広い県民がスポーツに親しみ、トップスポーツが本県に根ざして活動する環境の整備を推進する。

第4 県有体育施設

1 県有体育施設の概要

(1) 概要

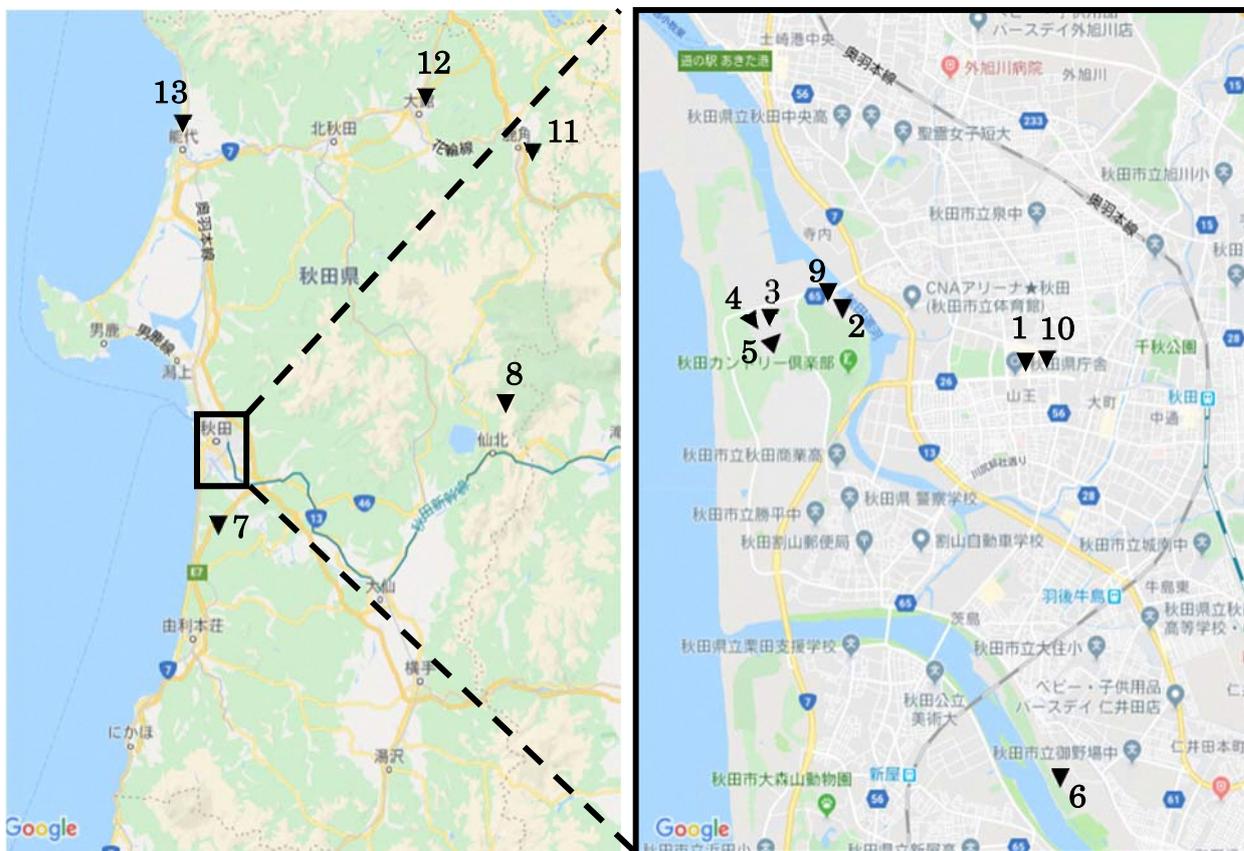
スポーツ振興課が所管する県有体育施設は以下の13施設であり、このうち1～10の施設については、スポーツ科学センターを除いて指定管理者制度を導入している。11～13の施設については、県有の体育施設ではあるが、整備後地元の自治体等に無償貸付が行われ現在に至っている。

表 4-1-1 県有体育施設の一覧

施設名	所在地	開設年	施設運営形態	料金制度
1 秋田県立体育館	秋田市	S43	指定管理者制度	指定管理料制
向浜スポーツゾーン	秋田市		指定管理者制度	指定管理料制
2 秋田県立スケート場		S46		
3 秋田県立野球場（こまちスタジアム）		H15		
4 秋田県立向浜運動広場		S49		
5 秋田県立総合プール		H13		
6 秋田県立新屋運動広場	秋田市	H15	指定管理者制度	指定管理料制
7 秋田県立総合射撃場	由利本荘市	H7	指定管理者制度	指定管理料制
8 秋田県立田沢湖スポーツセンター	仙北市	H18	指定管理者制度	指定管理料・ 利用料金併用制
9 秋田県立武道館	秋田市	H16	指定管理者制度	指定管理料制
10 秋田県スポーツ科学センター	秋田市	S54	直営	-
11 鹿角トレーニングセンター（アルパス）	鹿角市	H7	県から鹿角市へ 無償貸付 鹿角市は指定管 理者制度を採用	指定管理料・ 利用料金併用制
12 大館樹海ドーム（ニプロハチ公ドーム）	大館市	H9	県から大館市へ 無償貸付 大館市は指定管 理者制度を採用	指定管理料・ 利用料金併用制
13 能代山本スポーツリゾートセンター（アリナス）	能代市	H7	県から能代山本 広域市町村圏組 合へ無償貸付	-

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 4-1-2 県有体育施設所在地



(出典：各施設ウェブサイトを基に監査人が作成)

(2) 各施設の概要

① 秋田県立体育館

表 4-1-3 施設の概要（県立体育館）

施設名	秋田県立体育館		
所在地	秋田市八橋運動公園 1-12		
開設年月	昭和 43 年（1968 年）10 月		
規模	敷地面積 18,537.08 m ² 建物延面積 7,636.9 m ²		
構造	鉄筋コンクリート造 屋根：鉄筋造長尺カラー鉄板、地上 2 階一部 3 階（工法…プレキャストコンクリート工法） 競技場床：サクラフローリング		
総事業費	489,510 千円		
設置根拠条例	秋田県立体育館条例		
設置目的	スポーツの普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため		
施設内容	大体育場	フロア面積 1,730 m ² （有効面積 1,550 m ² ） 収容人数約 3,500 人、バスケットボール（ミニバス対応）2 面、バレーボール 2 面、バドミントン 10 面、卓球 32 台、ソフトテニス 2 面、ハンドボール 1 面、体操（男女全種目同時実施可能）、その他	
	小体育場	フロア面積 463.1 m ² （有効面積 402.8 m ² ） バレーボール（6 人制 1 面）、バドミントン 2 面、バスケットボール（ゴール 2 基、シュート練習程度）、体操、その他	
	控え室	男子控え室（2 室）/面積 63 m ² 、59.5 m ² 女子控え室（2 室）/面積 54.4 m ² 、45 m ²	
	会議室	面積 45 m ²	
	駐車場	142 台	
施設運営形態	指定管理者制度		
	指定管理者	（一財）秋田県総合公社	
	現指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
営業時間	9:00～21:00（12 時間）		
交通アクセス	秋田駅より約 3.3km、秋田空港より約 20.3km、秋田中央 I.C.より車で約 20 分		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 4-1-4 指定管理者の運営収支 (県立体育館)

(単位:千円)

		前指定管理期間 (H23d- H27d)			現指定管理期間 (H28d- R2d)			
		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d	
収入	指定管理料	46,750	49,086	49,086	48,828	48,828	48,828	
	事業参加料	531	502	492	920	1,139	1,436	
	その他	215	132	14	127	87	2,785	
収入合計 (A)		47,496	49,721	49,593	49,875	50,054	53,050	
支出	人件費	22,603	21,865	23,308	22,668	25,402	27,167	
	事務費	消耗品	-	-	522	346	390	407
		旅費	7	5	11	10	24	15
		役務費	-	-	543	413	294	302
	事務費合計		7	5	1,076	770	709	726
	事業費		833	961	977	1,181	1,152	3,980
	管理費	消耗品	1,033	947	412	484	444	351
		光熱水費	7,341	8,162	5,941	4,908	4,696	4,888
		燃料費	4,168	2,700	2,479	2,514	3,093	3,416
		役務費	889	1,119	346	379	448	385
		負担金	24	53	24	38	50	17
		公課費	1,238	1,749	2,097	2,253	2,277	2,184
	管理費合計		8,130	8,201	9,704	9,242	8,861	9,305
管理費合計		22,827	22,934	21,006	19,822	19,872	20,549	
支出合計 (B)		46,272	45,766	46,369	44,443	47,137	52,422	
収支 (A) - (B)		1,224	3,955	3,223	5,432	2,916	627	
収支差率		2.5%	7.9%	6.4%	10.8%	5.8%	1.1%	

(出典: 指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成)

平成 30 年度の指定管理者の運営収支は、収入合計が 53,050 千円、支出合計が 52,422 千円、収支差は 627 千円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

指定管理料は、平成 25 年度が 46,750 千円、平成 26 年度が 49,086 千円と、2,336 千円増加した。主な要因は、消費税率引上げ (5%から 8%) と電気料金の値上げ分加算である。また、平成 28 年度から現指定管理期間になり、指定管理料が前年度より 258 千円減少した。

事業参加料は、平成 29 年度が 1,139 千円、平成 30 年が 1,436 千円と、296 千円増加

した。主な要因は、「健康応援教室」の参加者増加である。

その他収入は、平成 29 年度が 87 千円、平成 30 年度が 2,785 千円と、2,698 千円増加した。主な要因は、県立体育館開館 50 周年・県吹奏楽連盟創立 60 周年「3,000 人の大いなる秋田」特別公演のチケット収入である。

事務費の消耗品と役務費は、平成 26 年度まで全て管理費で計上していた。

事業費は、平成 29 年度が 1,152 千円、平成 30 年度が 3,980 千円と、2,827 千円増加した。主な要因は、県立体育館開館 50 周年・県吹奏楽連盟創立 60 周年「3,000 人の大いなる秋田」特別公演の事業費支出である。

管理費その他は、平成 30 年度が 9,305 千円である。主な内訳は、委託費 6,861 千円、一般管理費 1,570 千円、修繕費 857 千円である。

表 4-1-5 県の運営収支（県立体育館）

（単位：千円）

		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収入	使用料収入	11,235	13,414	14,853	11,494	10,819	14,319
	合計（A）	11,235	13,414	14,853	11,494	10,819	14,319
支出	指定管理料	46,750	49,086	49,086	48,828	48,828	48,828
	修繕費 ⁸	861	15,554	41,709	-	2,484	-
	PCB 処理・運搬費	-	-	-	-	97,127	-
	合計（B）	47,611	64,640	90,795	48,828	148,439	48,828
収支（A） - （B）		△36,375	△51,225	△75,941	△37,333	△137,619	△34,508
利用者数（人）		121,933	131,104	134,387	119,521	167,435	112,113
一人当たり運営収支（円）		△298	△390	△565	△312	△821	△307

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

平成 30 年度の県の運営収支は、収入が 14,319 千円、支出合計は 48,828 千円、収支差は△34,508 千円である。平成 30 年度の利用者数は 112,113 人であり、一人当たり運営収支は△307 円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

修繕費は、平成 26 年度が 15,554 千円である。主な内訳は、トイレ洋式化である。また、平成 27 年度が 41,709 千円である。主な内訳は、照明 LED 化である。

利用者数は、平成 28 年度が 119,521 人、平成 29 年度が 167,435 人と、47,914 人増加した。一方で、使用料収入は、平成 28 年度が 11,494 千円、平成 29 年度が 10,819 千円と、674 千円減少した。主な要因は、「ねんりんピック秋田 2017」や「秋田朝日放送開局 25 周年記念」などの集客力の高い催事が開催されたため、利用者が増加した一方で、使

⁸ 施設にかかる修繕費のうち、県の負担額を記載している。

用料収入はこれらの催事が減免となったため、減少した。

② 向浜スポーツゾーン

向浜スポーツゾーンは、以下の4つの施設から構成されている。

- ・ 県立スケート場
- ・ 県立野球場
- ・ 県立向浜運動広場
- ・ 県立総合プール

表 4-1-6 施設の概要（向浜スポーツゾーン-県立スケート場）

施設名	秋田県立スケート場		
所在地	秋田県秋田市新屋町字砂奴寄 2-2		
開設年月	昭和 46 年（1971 年） 11 月		
規模	建物面積 13,954.60 m ²		
構造	鉄筋（アーチ式）造・基礎コンクリート造 平屋建		
総事業費	698,810 千円		
設置根拠条例	秋田県立スケート場条例		
設置目的	スポーツの普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため		
施設内容	スピードリンク	面積 4,367.74 m ² 、333.3m×13m（1 面）	
	ホッケーリンク	面積 1,789 m ² 、60m×30m（1 面）	
	その他の施設	スノーパーク、貸靴施設、食堂、売店、喫茶ホール	
	駐車場	374 台	
施設運営形態	指定管理者制度		
	指定管理者	（一財）秋田県総合公社	
	現指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
営業時間	12:00～20:00（8 時間） 平日		
	09:30～19:00（9 時間半）土日祝、小・中学校の春・冬休み期間		
交通アクセス	秋田駅よりバスで 25 分		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 4-1-7 施設の概要（向浜スポーツゾーン・県立野球場）

施設名	秋田県立野球場（こまちスタジアム）		
所在地	秋田県秋田市新屋町字砂奴寄 4-5		
開設年月	平成 15 年（2003 年）10 月 ⁹		
規模	球場面積 28,590 m ² グラウンド面積 14,398 m ² 両翼 100m、中堅 122m		
構造	鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造 屋根：鉄筋+膜構造		
総事業費	5,595,686 千円		
設置根拠条例	秋田県立野球場条例		
設置目的	スポーツの普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため		
施設内容	観客席	25,000 席（一般固定 15,000 席、外野芝生席 10,000 席、車椅子席 40 席）	
	その他の施設	照明塔（4 基+大屋根照明）、ロッカールーム 25 人×4 室、スコアボード（磁気反転式）、シャワールーム 2 室、内野（黒土）、外野（天然芝）、更衣室 2 室、屋内練習場 2 面、会議室 1 室（3 分割可能）	
	駐車場	1,037 台（うち県立武道館と共用 87 台、県立向浜運動広場と共用 787 台）	
施設運営形態	指定管理者制度		
	指定管理者	（一財）秋田県総合公社	
	現指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
営業時間	9:00～21:00（12 時間）		
交通アクセス	秋田駅より約 5.8km 秋田空港より約 22.4km		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

⁹ 初代の県立野球場は昭和 49 年開設。

表 4-1-8 施設の概要（向浜スポーツゾーン・県立向浜運動広場）

施設名	秋田県立向浜運動広場		
所在地	秋田県秋田市新屋町字砂奴寄 4-6		
開設年月	昭和 49 年（1974 年）7 月 （野球広場、テニスコート）		
規模	野球広場 敷地面積 19,600 m ² （140m×140m） テニスコート 敷地面積 10,290.22 m ² クラブハウス 敷地面積 225 m ²		
構造	クラブハウス 軽量鉄骨造 平屋建 建築面積 106.03 m ²		
総事業費	511,489 千円		
設置根拠条例	秋田県立運動広場条例		
設置目的	スポーツの普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため		
施設の内容	野球広場	軟式野球場 4 面 夜間照明塔 8 基	
	テニスコート	クレーコート 9 面 夜間照明塔 8 基、観覧席 1,100 人	
	その他の施設	シャワー室	
	駐車場	787 台（県立野球場と共用）	
施設運営形態	指定管理者制度		
	指定管理者	（一財）秋田県総合公社	
	指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
営業時間	令和元年度 ・野球広場 4/20（土）～11/30（土）5:00～21:30（16 時間半） ・テニスコート 4/20（土）～11/30（土）9:00～21:30（12 時間半）		
交通アクセス	秋田駅よりバスで 25 分		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 4-1-9 施設の概要（向浜スポーツゾーン・県立総合プール）

施設名	秋田県立総合プール		
所在地	秋田県秋田市新屋町字砂奴寄 4-6		
開設年月	平成 13 年 3 月		
規模	敷地面積 50,200 m ² 建築面積 11,544 m ²		
構造	メインプール棟 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造） サブプール管理棟 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造		
総事業費	9,566,895 千円		
設置根拠条例	秋田県立総合プール条例		
設置目的	スポーツの普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため		
施設の内容	メインプール	50m×25m 10 コース（一部可動床）	
	サブプール	25m×25m 8 コース（可動床）	
	飛込プール	25m×20m（可動床）	
	その他の施設	シャワー室、トレーニング室、会議室など	
	駐車場	255 台	
施設運営形態	指定管理者制度		
	指定管理者	（一財）秋田県総合公社	
	指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
営業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日・土曜日：10:00～20:30 入場時間 20：00 まで／遊泳時間 20:15 まで ・ 日曜日・祝日：10:00～17:00 入場時間 16：30 まで／遊泳時間 16:45 まで 		
交通アクセス	秋田駅よりバスで 25 分		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 4-1-10 指定管理者の運営収支（向浜スポーツゾーン）

（単位：千円）

		前指定管理期間（H23d-H27d）			現指定管理期間（H28d-R2d）			
		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d	
収入	指定管理料	313,464	333,430	333,891	330,509	330,509	330,509	
	事業参加料	8,034	9,217	8,181	8,432	8,827	9,869	
	その他	139	459	325	12	233	95	
収入合計（A）		321,637	343,107	342,398	338,953	339,569	340,474	
支出	人件費	98,060	103,017	108,198	109,646	109,498	106,111	
	事務費	消耗品	-	1,289	818	942	985	1,080
		旅費	82	156	325	978	374	346
		役務費	-	637	593	579	548	605
	事務費合計		82	2,083	1,738	2,501	1,908	2,032
	事業費		6,873	8,389	7,071	7,019	5,862	6,113
	管理費	消耗品	6,266	11,365	10,055	6,645	4,880	11,533
		光熱水費	90,139	95,823	88,440	81,135	84,921	83,365
		燃料費	60,280	47,499	27,816	27,633	36,267	37,547
		役務費	2,562	1,623	1,845	3,817	2,600	2,255
		負担金	102	134	186	190	143	127
		公課費	5,550	8,830	10,214	10,973	11,128	10,504
		その他	50,647	61,730	66,087	59,592	50,463	54,190
管理費合計		215,549	227,006	204,647	189,987	190,404	199,523	
支出合計（B）		320,565	340,497	321,655	309,154	307,674	313,781	
収支（A） - （B）		1,072	2,610	20,742	29,798	31,895	26,693	
収支差率		0.3%	0.7%	6.0%	8.7%	9.3%	7.8%	

（出典：指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成）

平成 30 年度の指定管理者の運営収支は、収入合計が 340,474 千円、支出合計が 313,781 千円、収支差は 26,693 千円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

指定管理料は、平成 25 年度が 313,464 千円、平成 26 年度が 333,430 千円と、19,966 千円増加した。主な要因は、消費税率引上げ（5%から 8%）と電気料金の値上げ分及び灯油高騰分である。また、平成 28 年度から現指定管理期間になり、指定管理料が前年度より 3,382 千円減少した。

事業参加料は、平成 30 年度が 9,869 千円である。主な内容は、水泳教室やスケート教室等の主催事業の参加料収入である。

その他収入は、平成 30 年度が 95 千円である。主な内容は、コピー料の収入である。

管理費の消耗品費は、平成 29 年度が 4,880 千円、平成 30 年度が 11,533 千円と、6,652 千円増加した。主な内容は、県立総合プールの男女コインロッカーケーシングの購入が 759 千円、競泳計測機器消耗品の購入が 495 千円である。

管理費その他は、平成 30 年度が 54,190 千円である。主な内訳は、委託費 31,282 千円、一般管理費 13,105 千円、修繕費 8,416 千円である。

表 4-1-11 光熱水費の施設別内訳 (単位：千円)

	H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
県立スケート場	15,960	14,237	10,804	10,400	11,147	11,885
県立野球場	15,373	16,365	16,213	15,044	14,328	10,689
県立向浜運動広場	71	82	80	71	73	70
県立総合プール	58,734	65,138	61,341	55,618	59,372	60,719
合計	90,139	95,823	88,440	81,135	84,921	83,365

(出典：指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成)

県立総合プールの光熱水費は、過去 6 年間で 55,000 千円から 65,000 千円で推移している。主な内訳は電気料で、電力単価が 16.67 円/kwh (平成 28 年度) から 19.12 円/kwh (平成 26 年度) の間で推移している。

県立野球場の光熱水費は、平成 29 年度が 14,328 千円、平成 30 年度が 10,689 千円と、3,638 千円減少した。主な要因は、ナイター照明設備を LED 化したためである。

表 4-1-12 燃料費の施設別内訳 (単位：千円)

	H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
県立スケート場	14,403	11,169	7,319	6,795	9,538	12,380
県立野球場	523	284	272	289	271	164
県立向浜運動広場	-	2	-	-	-	-
県立総合プール	45,353	36,043	20,224	20,548	26,457	25,001
合計	60,280	47,499	27,816	27,633	36,267	37,547

(出典：指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成)

県立総合プールの燃料費は、平成 25 年度が 45,353 千円、平成 30 年度が 25,001 千円と、減少傾向である。主な要因は、後述の ESCO 事業の実施により灯油使用量が減少していること、また平成 27 年度と平成 28 年度は世界的な原油安の影響で、灯油単価が約 50 円/L と、他の年度より 15 円以上安いためである。

県立スケート場の燃料費は、平成 29 年度が 9,538 千円、平成 30 年度が 12,380 千円

と、2,841 千円増加した。主な要因は、補助冷凍機の軽油代が発生したためである。

表 4-1-13 県の運営収支（向浜スポーツゾーン）

（単位：千円）

		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収 入	使用料収入	40,625	77,841	76,022	78,606	73,175	72,551
	合計 (A)	40,625	77,841	76,022	78,606	73,175	72,551
支 出	指定管理料	313,464	333,430	333,891	330,509	330,509	330,509
	修繕費 (県負担)	21,965	66,991	37,301	50,534	1,099,042	246,378
	合計 (B)	335,429	400,421	371,192	381,043	1,429,551	576,887
収支 (A) - (B)		△294,803	△322,579	△295,169	△302,436	△1,356,375	△504,335
利用者数合計 (人)		400,762	419,129	396,937	393,345	329,865	326,956
県立総合プール		152,221	161,542	157,801	158,402	150,242	154,821
県立野球場		132,939	151,479	132,831	137,510	89,588	83,402
県立向浜運動広 場		37,254	36,710	39,081	33,201	30,866	30,114
県立スケート場 ¹⁰		78,348	69,398	67,224	64,232	59,169	58,619
一人当たり 運営収支 (円)		△735	△769	△743	△768	△4,111	△1,542

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

平成 30 年度の県の運営収支は、収入が 72,551 千円、支出合計は 576,887 千円、収支差は△504,335 千円である。平成 30 年度の利用者数は 326,956 人であり、一人当たり運営収支は△1,542 円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

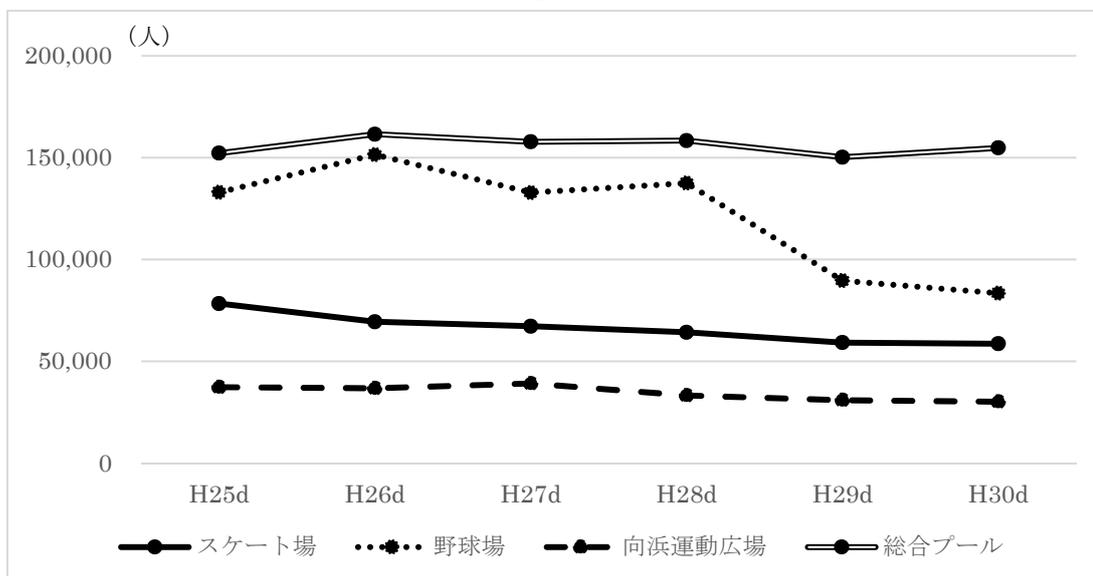
修繕費は、平成 29 年度が 1,099,042 千円である。主な内訳は、県立野球場の大規模改修（ナイター照明塔、ナイター照明設備（LED 化）、グラウンド（芝生張替え）、屋根などの改修）である。また、平成 30 年度の修繕費は 246,378 千円である。主な内訳は、県立スケート場の大規模改修（冷凍設備、排水設備などの改修）である。

県の運営収支は、平成 29 年度と平成 30 年度に施設の大規模改修を行ったため、他の 4 年と比べて支出超過額が多い。

¹⁰ 利用者数には、夏期の活用（展示会等の催事利用）を含まない。

利用者数は、平成 26 年度が 419,129 人、平成 30 年度が 326,956 人と、減少傾向である。施設ごとの利用者数は、以下のとおりである。

表 4-1-14 向浜スポーツゾーンにおける施設ごとの利用者数の推移



(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

県立野球場の利用者数は、平成 29 年度と平成 30 年度が減少し、100,000 人台を割り込んでいる。主な要因は、平成 29 年 8 月から平成 30 年 6 月まで大規模修繕を実施し、営業休止していたためである。

県立スケート場の利用者数は、平成 25 年度から平成 30 年度まで減少傾向である。

一人当たり運営収支は、平成 25 年度から平成 28 年度は△700 円台であるが、平成 29 年度は△4,111 円、平成 30 年度は△1,542 円である。主な要因は、上記の修繕費である。

③ 秋田県立新屋運動広場

表 4-1-15 施設の概要（県立新屋運動広場）

施設名	秋田県立新屋運動広場	
所在地	秋田県秋田市豊岩石田坂字館野 21-9	
開設年月	平成 15 年（2003 年）8 月	
規模	サッカー・ラグビー場 敷地面積 32,479 m ² ・メイングラウンド ・サブグラウンド	
構造	天然芝仕様 夜間照明 13 基 クラブハウス 鉄筋造 延床面積 259.5 m ²	
総事業費	東北電力株式会社より無償譲渡（平成元年東北電力が建設）	
設置根拠条例	秋田県立運動広場条例	
設置目的	スポーツの普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため	
施設の内容	グラウンド	試合用 1 面（天然芝仕様）および練習用 1 面（天然芝仕様）、照明 13 基
	その他の施設	クラブハウス（更衣室）、トイレ
	駐車場	70 台
施設運営形態	指定管理者制度	
	指定管理者	（NPO）スポーツクラブあきた
	指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
営業時間	8:00～21:00（13 時間）	
交通アクセス	新屋駅より徒歩 15 分	

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 4-1-16 指定管理者の運営収支（県立新屋運動広場）

（単位：千円）

		前指定管理期間（H23d- H27d）			現指定管理期間（H28d- R2d）			
		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d	
収 入	指定管理料	13,200	13,375	13,375	13,590	13,550	13,550	
	事業参加	-	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	-	
収入合計（A）		13,200	13,375	13,375	13,590	13,550	13,550	
支 出	人件費	4,777	4,857	4,579	5,039	4,942	5,125	
	事 務 費	消耗品	274	261	343	356	385	285
		旅費	-	-	-	-	-	-
		役務費	258	300	295	283	246	219
	事務費合計		532	561	638	639	631	504
	事業費		-	-	-	-	-	-
	管 理 費	消耗品	35	23	51	61	82	92
		光熱水費	3,568	2,846	2,627	2,736	2,872	2,862
		燃料費	123	121	102	98	85	90
		役務費	-	1	1	-	-	-
		負担金	-	-	-	-	-	-
		公課費	237	242	217	220	220	330
	その他	3,913	4,675	5,117	4,738	4,633	4,485	
管理費合計		7,876	7,908	8,115	7,853	7,892	7,859	
支出合計（B）		13,185	13,326	13,332	13,531	13,465	13,488	
収支（A） - （B）		15	49	43	59	85	62	
収支差率		0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.6%	0.4%	

（出典：指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成）

平成 30 年度の指定管理者の運営収支は、収入合計が 13,550 千円、支出合計が 13,488 千円、収支差は 62 千円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

指定管理料は、平成 28 年度から現指定管理期間になり前年度より 215 千円増加した。

管理費その他は、平成 30 年度が 4,485 千円である。主な内訳は、芝生用種 2,345 千円、芝生目土用砂 439 千円、芝生管理機械レンタル 417 千円である。

表 4-1-17 県の運営収支（県立新屋運動広場）

（単位：千円）

		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収 入	使用料収入	837	671	688	722	709	761
	合計（A）	837	671	688	722	709	761
支 出	指定管理料	13,200	13,375	13,375	13,590	13,550	13,550
	修繕費（県負担）	892	1,711	95	2,591	3,068	-
	合計（B）	14,092	15,086	13,470	16,181	16,618	13,550
収支（A） - （B）		△13,255	△14,415	△12,782	△15,459	△15,909	△12,789
利用者数（人）		11,711	17,143	18,749	18,206	18,339	18,569
一人当たり 運営収支（円）		△1,132	△841	△682	△849	△867	△689

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

平成 30 年度の県の運営収支は、収入が 761 千円、支出合計は 13,550 千円、収支差は △12,789 千円である。平成 30 年度の利用者数は 18,569 人であり、一人当たり運営収支は △689 円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

修繕費は、平成 28 年度が 2,591 千円である。主な内訳は、高圧受電設備と管理棟鉄骨階段である。平成 29 年度が 3,068 千円である。主な内訳は、高圧電気設備である。

利用者数は、平成 25 年度が 11,711 人、平成 26 年度が 17,143 人と、5,432 人増加した。主な要因は、芝生の養生期間を短縮したこと、芝生の養生による使用面の制限をなくしたこと等により利用団体が増加したためである。一方で使用料収入は、平成 25 年度が 837 千円、平成 26 年度が 671 千円と、166 千円減少した。主な要因は、ノーザンブレッツの利用料を減免（1/2）したためである。

④ 秋田県立総合射撃場

表 4-1-18 施設の概要（県立総合射撃場）

施設名	秋田県立総合射撃場	
所在地	秋田県由利本荘市岩城道川字新田沢 43	
開設年月	平成 7 年（1995 年） 7 月	
規模	敷地 250,641.39 m ² 管理棟（建床）184.68 m ² （延床）345.78 m ² ライフル棟（建床）1,232.01 m ² （延床）2,439.24 m ²	
構造	クレ射撃場 屋外 ライフル射撃場 鉄骨造 2 階建 管理棟 鉄骨造 2 階建	
総事業費	2,132,000 千円	
設置根拠条例	秋田県立総合射撃場条例	
設置目的	スポーツの普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため	
施設の内容	クレ射撃場 （休場中）	トラップ専用射場 2 面、スキート専用射場 2 面
	ライフル射撃場	スモールボアライフル射場（射程 50m）26 射座
	その他の施設	スモールボア 26 射座、エアライフル 26 射座、 ビームライフル 7 射座
	駐車場	131 台
施設運営形態	指定管理者制度	
	指定管理者	（一財）秋田県総合公社
	指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
営業時間	9：00～17：00（8 時間）	
交通アクセス	秋田空港より車で約 20 分 羽越本線道川駅下車し、タクシーで約 5 分	



（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 4-1-19 指定管理者の運営収支（県立総合射撃場）

（単位：千円）

		前指定管理期間 (H23d-H27d)			現指定管理期間 (H28d-R2d)			
		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d	
収 入	指定管理料	13,478	13,638	13,319	12,854	12,854	12,854	
	事業参加料	-	-	-	-	-	-	
	その他	-	15	-	-	-	-	
収入合計 (A)		13,478	13,653	13,319	12,854	12,854	12,854	
支 出	人件費	7,216	8,070	7,376	8,325	8,729	8,950	
	事 務 費	消耗品	29	59	76	86	113	73
		旅費	46	48	69	111	76	43
		役務費	245	244	244	211	143	146
	事務費合計		321	352	390	409	332	262
	事業費		7	19		29	30	25
	管 理 費	消耗品	191	571	339	189	217	208
		光熱水費	1,076	1,144	1,083	1,037	1,223	1,176
		燃料費	195	194	108	139	167	165
		役務費	61	72	58	168	19	21
		負担金	42	16	12	12	12	28
		公課費	472	707	664	631	626	639
		委託料等	1,091	1,087	1,213	1,204	1,138	1,052
その他	1,696	1,710	629	619	619	619		
管理費合計		4,826	5,506	4,109	4,003	4,025	3,911	
支出合計 (B)		12,371	13,949	11,875	12,767	13,117	13,149	
収支 (A) - (B)		1,106	△296	1,443	86	△263	△295	
収支差率		8.2%	△2.1%	10.8%	0.6%	△2.0%	△2.2%	

(出典：指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成)

平成 30 年度の指定管理者の運営収支は、収入合計が 12,854 千円、支出合計が 13,149 千円、収支差は△295 千円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。指定管理料は、平成 25 年度が 13,478 千円、平成 26 年度が 13,638 千円と、160 千円増加した。主な要因は、消費税率引上げ（5%から 8%）と電気料金の値上げ分加算である。また、平成 28 年度から現指定管理期間になり、指定管理料が前年度より 465 千円減少した。管理費その他は、平成 30 年度が 619 千円である。主な内訳は、一般管理費 589 千円である。

表 4-1-20 県の運営収支（県立総合射撃場）

（単位：千円）

		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収 入	使用料収入	563	541	556	440	463	519
	合計（A）	563	541	556	440	463	519
支 出	指定管理料	13,478	13,638	13,319	12,854	12,854	12,854
	修繕費（県負担）	81	49	3,137	597	1,944	28,406
	合計（B）	13,559	13,687	16,456	13,451	14,798	41,260
収支（A） - （B）		△12,995	△13,145	△15,899	△13,010	△14,334	△40,740
利用者数（人）		1,127	1,210	1,168	1,383	1,957	2,092
一人当たり 運営収支（円）		△11,531	△10,864	△13,612	△9,407	△7,324	△19,474

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

平成 30 年度の県の運営収支は、収入が 519 千円、支出合計は 41,260 千円、収支差は △40,740 千円である。平成 30 年度の利用者数は 2,092 人であり、一人当たり運営収支は △19,474 円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

修繕費は、平成 30 年度が 28,406 千円である。主な内訳は、バツフル壁外改修、地すべり崩落法面復旧である。

利用者数は、平成 29 年度が 1,957 人、平成 30 年度が 2,092 人と、平成 28 年度以前と比べて大幅に増加した。主な要因は、ビーム射撃におけるジュニア育成選手による練習会場として利用が増えたためである。

県の運営収支は、平成 30 年度に上記の修繕を行ったため、他の 5 年と比べて支出超過額が多い。

⑤ 秋田県立田沢湖スポーツセンター

表 4-1-21 施設の概要（県立田沢湖スポーツセンター）

施設名	秋田県立田沢湖スポーツセンター		
所在地	秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野 73-75		
開設年月	平成 18 年（2006 年）10 月		
規模	敷地面積 287,748 m ² 宿泊施設 1 棟 体育館 1,353 m ² （バスケットボールコート 2 面） 陸上競技場 ラグビー場 1 面 サッカー場 1 面 多目的広場 キャンプ場		
構造	鉄筋コンクリート造 3 階建 体育館（鉄骨造） 建築面積 3,226.7 m ² 延床面積 5,111.31 m ²		
総事業費	（財）日本体育協会（現：（公財）日本スポーツ協会）から移管 新宿泊施設棟は 1,308,458 千円		
設置根拠条例	秋田県立田沢湖スポーツセンター条例		
設置目的	スポーツの普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため		
施設の内容	客室	宿泊定員 246 名 和室 30 室（4 名用 8 室・8 名用 8 室・10 名用 14 室） 洋室 4 室（2 名用 4 室） 洋室身障者用宿泊室（2 名用 1 室）	
	体育館	バスケットボールコート 2 面 バレーボールコート 2 面	
	その他の施設	浴室（2 室）、食堂、ミーティングルーム（3 室 31.5 m ² <1 室> 35.0 m ² <2 室>）、スキー置場、ワキシングルーム、トレーニング室等	
	駐車場	92 台（うち車椅子用駐車場 1 台）	
施設運営形態	指定管理者制度		
	指定管理者	田沢湖高原リフト（株）	
	指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
営業時間	<p>(1) 受付・キャッシャー等サービス時間 門限 22:00、受付 6:00～22:00、会計（精算）8:00～17:00</p> <p>(2) 飲食等サービス時間 朝食 7:00～8:30、昼食 12:00～13:30 夕食 18:00～19:30、その他の飲食等 18:00～21:55</p> <p>(3) 入浴 15:00～23:00</p>		
交通アクセス	田沢湖駅よりバスで 25 分		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 4-1-22 指定管理者の運営収支（県立田沢湖スポーツセンター）

（単位：千円）

		前指定管理期間（H23d- H27d）			現指定管理期間（H28d- R2d）			
		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d	
収 入	利用料金収入	48,712	45,341	48,390	41,700	44,057	44,901	
	指定管理料	25,872	28,220	28,246	28,246	28,232	28,232	
	事業参加料	2,681	2,778	3,808	2,209	1,991	1,851	
	その他	-	-	-	-	-	-	
収入合計（A）		77,265	76,340	80,446	72,155	74,280	74,984	
支 出	人件費	39,187	40,734	40,751	38,331	38,064	40,093	
	事 務 費	消耗品	1,005	1,162	1,162	1,048	1,138	1,138
		旅費	355	340	468	465	346	597
		役務費	1,002	620	799	685	700	647
	事務費合計		2,363	2,124	2,430	2,200	2,184	2,382
	事業費		2,948	2,955	2,955	2,649	1,739	1,465
	管 理 費	消耗品	1,724	1,933	2,366	1,752	1,952	2,974
		光熱水費	8,062	7,678	8,121	7,572	8,181	8,172
		燃料費	7,432	7,484	4,458	4,642	5,507	5,379
		役務費	6,113	5,662	7,745	6,055	6,766	5,414
		負担金	229	199	197	197	174	210
		公課費	4,529	5,034	6,455	4,910	4,602	4,583
		その他	5,113	4,206	4,040	4,531	5,530	5,835
管理費合計		33,206	32,198	33,384	29,662	32,712	32,567	
支出合計（B）		77,706	78,012	79,522	72,844	74,699	76,507	
収支（A） - （B）		△440	△1,671	924	△688	△419	△1,523	
収支差率		△0.5%	△2.1%	1.1%	△0.9%	△0.5%	△2.0%	

（出典：指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成）

平成 30 年度の指定管理者の運営収支は、収入合計が 74,984 千円、支出合計が 76,507 千円、収支差は△1,523 千円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

利用料金収入は、平成 27 年度が 48,390 千円、平成 30 年度が 44,901 千円と減少傾向である。主な要因は、利用者数が減少したためである。（利用者数の減少理由は、県の運営収支を参照。）

指定管理料は、平成 25 年度が 25,872 千円、平成 26 年度が 28,220 千円と、2,348 千円

増加した。主な要因は、消費税率引上げ（5%から8%）と電気料金の値上げ分加算である。

事業参加料は、平成27年度が3,808千円、平成30年度が1,851千円と減少傾向である。主な要因は、田沢湖クロスカントリースキー大会の主催者は平成27年度まで指定管理者であったが平成28年度から別に組織された実行委員会になったこと、平成30年度から県中学校体育連盟及び県スポーツ少年団の施策として第1・第3日曜日が活動休止日となり事業数が減ったことである。

事業費は、平成27年度が2,955千円、平成30年度が1,465千円と減少傾向である。主な要因は、上記の事業参加料と同様、主催事業の開催減少に伴い、参加費・報償費（楯・メダル等）などの支出が減ったことである。

管理費その他は、平成30年度が5,835千円である。主な内訳は、温泉供給料金1,762千円、寝具リース1,125千円、通信費620千円である。

表 4-1-23 県の運営収支（県立田沢湖スポーツセンター）（単位：千円）

		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収 入	使用料収入	-	-	-	-	-	-
	合計（A）	-	-	-	-	-	-
支 出	指定管理料	25,872	28,220	28,246	28,246	28,232	28,232
	修繕費（県負担）	1,883	2,491	2,035			14,049
	合計（B）	27,755	30,711	30,281	28,246	28,232	42,281
収支（A）-（B）		△27,755	△30,711	△30,281	△28,246	△28,232	△42,281
利用者数（人）		38,700	36,591	39,313	34,740	36,059	34,888
一人当たり 運営収支（円）		△717	△839	△770	△813	△782	△1,211

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

平成30年度の県の運営収支は△42,281千円である。平成30年度の利用者数は34,888人であり、一人当たり運営収支は△1,211円である。

過去6年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

修繕費は、平成30年度が14,049千円である。主な内訳は、大雪で破損した壁の補修である。

利用者数は、平成27年度が39,313人、平成30年度が34,888人と減少傾向である。これは、主催事業（バスケットボール、バレーボール等）、スキー実習、スキー合宿などが減少したためである。

県の運営収支は、平成30年度に上記の修繕を行ったため、他の5年と比べて支出超過額が多い。

⑥ 秋田県立武道館

表 4-1-24 施設の概要（県立武道館）

施設名	秋田県立武道館		
所在地	秋田市新屋町字砂奴寄 2-2		
開設年月	平成 16 年（2004 年）3 月		
規模	敷地面積 19,961 m ² 建物延面積 18,744 m ²		
構造	鉄筋コンクリート 3 階建		
総事業費	6,031,906 千円		
設置根拠条例	秋田県立武道館条例		
設置目的	スポーツの普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため		
施設内容	大道場	約 2,356 m ² （約 62m×約 38m）、柔道・剣道公式 8 面、観客席 2,510 席＋車椅子席 7 席	
	小道場	約 528 m ² （約 33m×約 16m）	
	相撲場	屋内土俵 1 面、屋外土俵 1 面、観客席約 130 人＋車椅子席 2 席	
	近的弓道場	28m 12 人立、観客席 82 人＋車椅子席 2 席	
	柔道場	公式 3 面、観客席 165 席＋車椅子席 2 席	
	剣道場	公式 3 面、観客席約 100 人（畳席 34 畳）	
	遠的弓道場	60m 6 人立 観客スペース（屋外）	
	駐車場	602 台（うち県立野球場と共用 87 台）	
施設運営形態	指定管理者制度		
	指定管理者	（一財）秋田県総合公社	
	現指定管理期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	
営業時間	9:00～21:00（12 時間）		
交通アクセス	秋田駅より約 5.8km 秋田空港より約 22.4km		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 4-1-25 指定管理者の運営収支（県立武道館）

（単位：千円）

		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d	
収 入	指定管理料	72,580	78,936	78,936	78,936	78,936	74,936	
	事業参加料	-	-	-	836	1,049	1,019	
	その他	926	1,154	916	53	50	59	
収入合計（A）		73,506	80,090	79,852	79,825	80,036	76,014	
支 出	人件費	19,878	19,905	20,471	20,945	16,406	20,091	
	事 務 費	消耗品	-	583	282	463	430	433
		旅費	2	66	5	2	9	12
		役務費	-	295	289	291	300	286
	事務費合計		2	946	577	757	740	732
	事業費		-	-	-	2,029	1,956	2,216
	管 理 費	消耗品	1,271	2,687	2,853	1,530	1,140	1,202
		光熱水費	23,689	25,198	24,648	23,009	22,285	20,541
		燃料費	9,516	7,811	4,527	6,190	7,654	7,786
		役務費	1,108	575	1,533	986	1,161	1,135
		負担金	5	61	5	19	9	5
		公課費	929	1,829	1,562	1,699	1,727	1,427
		その他	18,820	22,822	24,496	22,244	21,906	22,841
管理費合計		55,340	60,986	59,627	55,680	55,886	54,939	
支出合計（B）		75,221	81,838	80,676	79,413	74,989	77,979	
収支（A） - （B）		△1,714	△1,747	△824	412	5,046	△1,965	
収支差率		△2.3%	△2.1%	△1.0%	0.5%	6.3%	△2.5%	

（出典：指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成）

平成 30 年度の指定管理者の運営収支は、収入合計が 76,014 千円、支出合計が 77,979 千円、収支差は△1,965 千円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

指定管理料は、平成 25 年度が 72,580 千円、平成 26 年度が 78,936 千円と、6,356 千円増加した。主な要因は、消費税率引上げ（5%から 8%）と電気料金の値上げ分加算である。また、平成 29 年度が 78,936 千円、平成 30 年度が 74,936 千円と、△4,000 千円減少した。主な要因は、施設の LED 化による削減である。

事業参加料は、平成 30 年度が 1,019 千円である。主な内容は、剣道教室等の主催事業の参加料収入である。

その他収入は、平成 30 年度が 59 千円である。主な内容は、コピー料の収入である。

光熱水費は、平成 26 年度が 25,198 千円、平成 30 年度が 20,541 千円と、減少傾向である。主な要因は、原油安に伴う燃料費調整単価が低かったこと及び施設の LED 化を平成 28 年度に大道場、平成 29 年度に大道場以外と順次実施しているためである。

管理費その他は、平成 30 年度が 22,841 千円である。主な内訳は、委託費 16,663 千円、一般管理費 4,444 千円、修繕費 1,699 千円である。

表 4-1-26 県の運営収支（県立武道館）

（単位：千円）

		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収入	使用料収入	14,936	14,505	13,758	13,729	13,526	14,418
	合計（A）	14,936	14,505	13,758	13,729	13,526	14,418
支出	指定管理料	72,580	78,936	78,936	78,936	78,936	74,936
	修繕費（県負担）	754	2,431	2,719	3,111	5,940	794
	合計（B）	73,334	81,367	81,655	82,047	84,876	75,730
収支（A） - （B）		△58,397	△66,861	△67,896	△68,317	△71,349	△61,311
利用者数（人）		230,362	225,495	230,598	223,207	226,404	228,836
一人当たり運営収支（円）		△253	△296	△294	△306	△315	△267

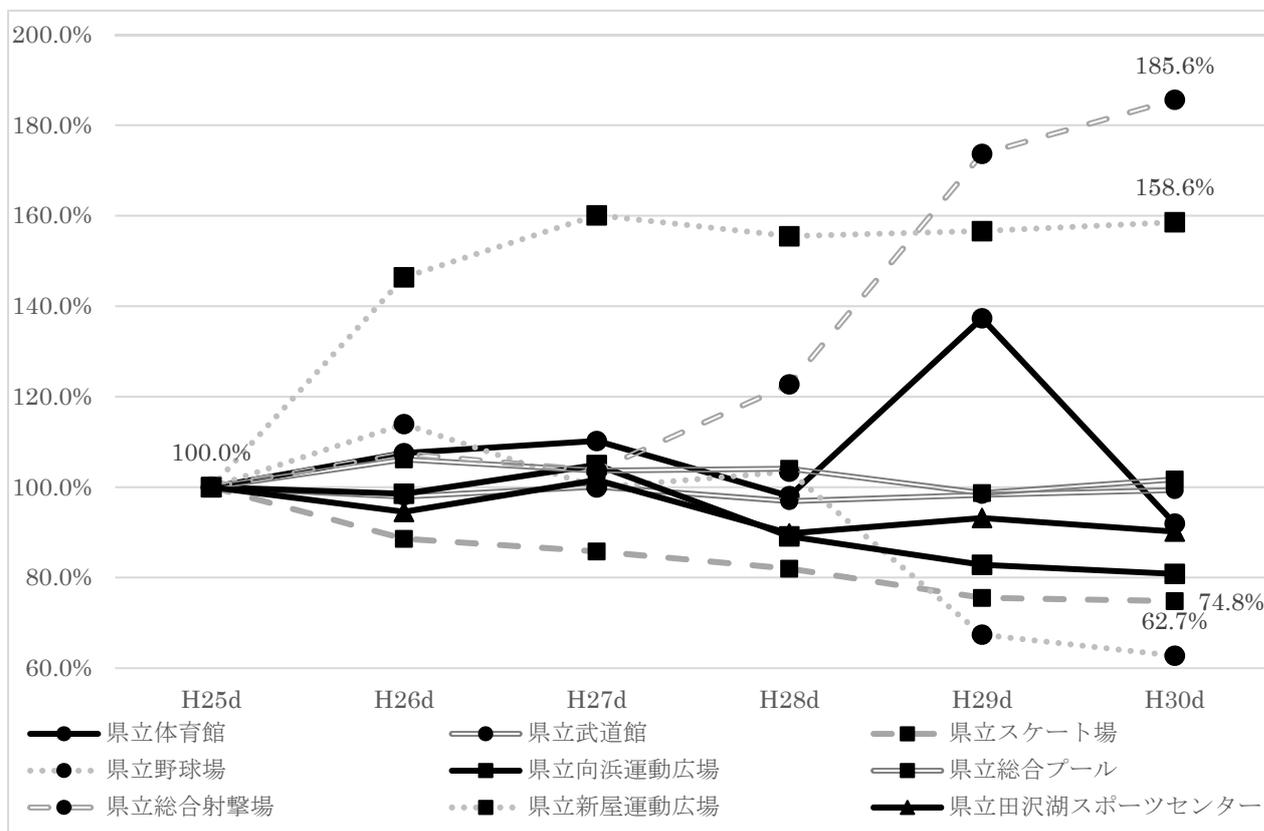
（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

平成 30 年度の県の運営収支は、収入が 14,418 千円、支出合計は 75,730 千円、収支差は△61,311 千円である。平成 30 年度の利用者数は 228,836 人であり、一人当たり運営収支は△267 円である。

過去 6 年間の収支で著しい増減は生じていない。

ここで指定管理者制度を導入している県有体育施設の利用者数、指定管理者の運営収支、利用者一人当たりの県の運営収支の推移を示すと以下のとおりである。

表 4-1-27 利用者数の推移 (H25d を 100%とした場合)

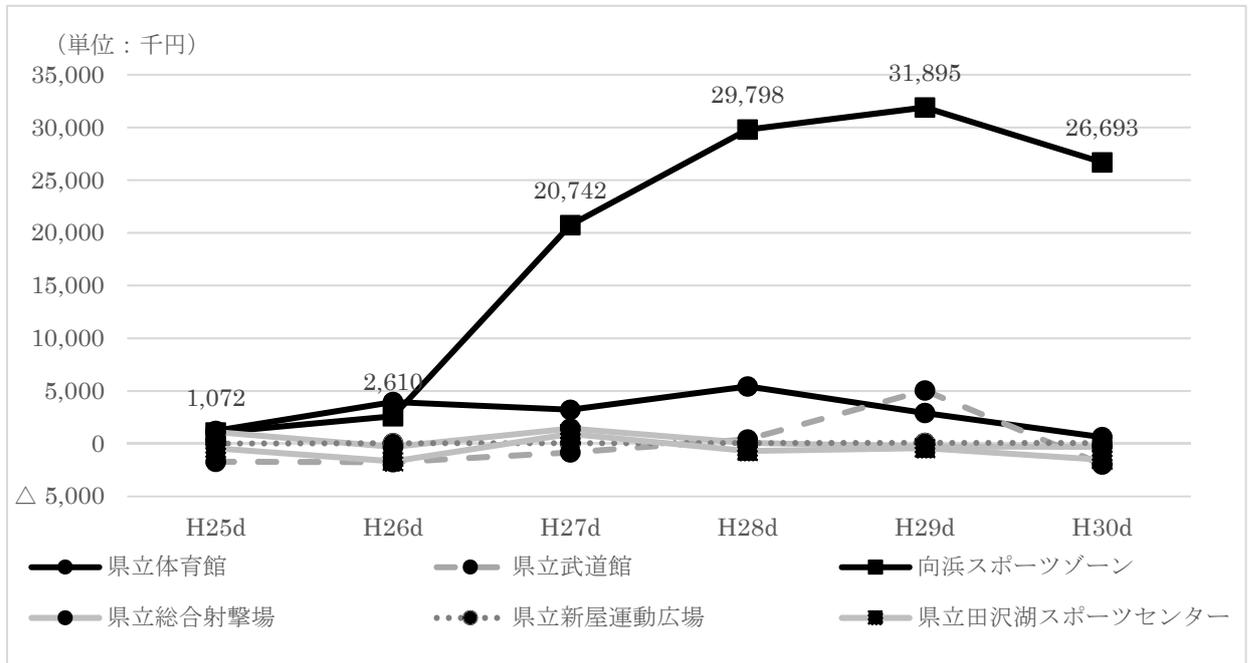


(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

施設利用者数は平成 25 年度を 100%とした場合、平成 30 年度に県立総合射撃場が 185.6%、県立新屋運動広場が 158.6%と大きく増加した。主な要因は、県立総合射撃場はビーム射撃におけるジュニア育成選手による練習会場として利用が増えたためである。県立新屋運動広場は、芝生の養生期間を短縮したこと、芝生の養生による使用面の制限をなくしたこと等により利用団体が増加したためである。

一方で、平成 30 年度に県立野球場が 62.7%、県立スケート場が 74.8%と大きく減少した。主な要因は、県立野球場は、平成 29 年 8 月から平成 30 年 6 月まで大規模修繕を実施し、営業休止していたためである。県立スケート場は主な利用者である小中学生の人数減少による利用者数の減が続いている。

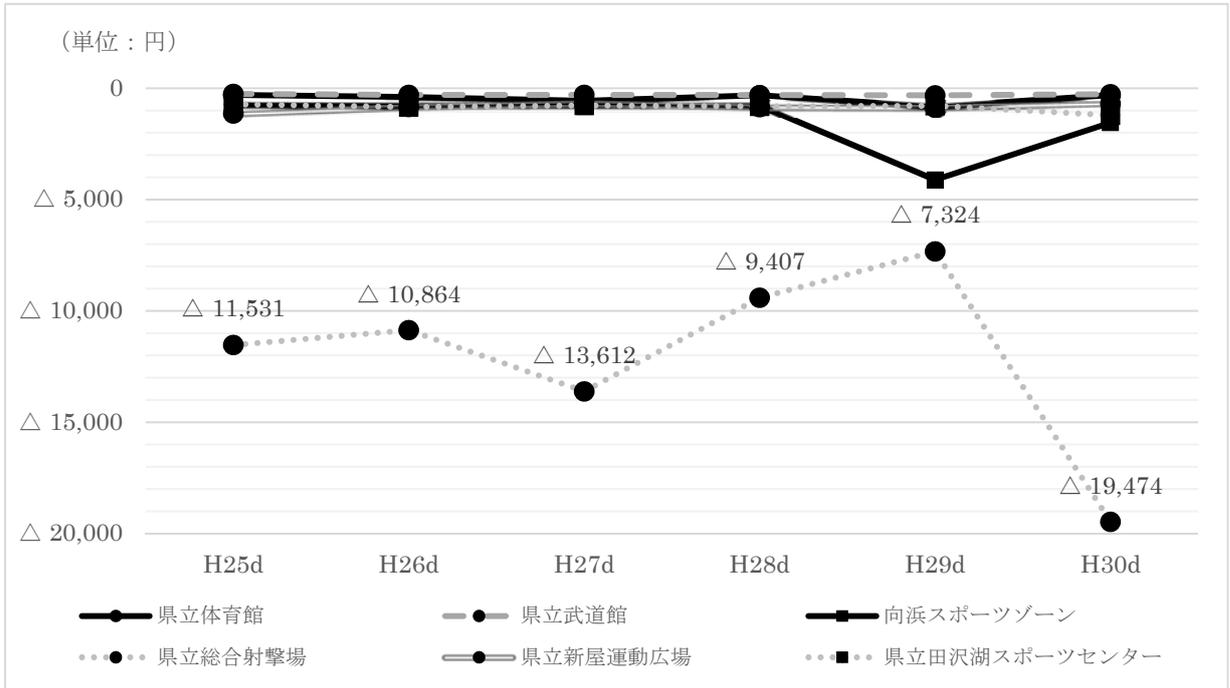
表 4-1-28 指定管理者の運営収支の推移



(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

向浜スポーツゾーンにおいて、指定管理者の運営収支が大きくプラスとなっているが、その要因については後述することとする。

表 4-1-29 利用者一人当たりの県の運営収支の推移



(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

利用者一人当たりの県の運営収支は、いずれの施設も支出超過である。このうち県立総合射撃場は、毎年△10,000円前後の支出超過であり、他の施設と比べて県の負担が大きい。

⑦ 秋田県スポーツ科学センター

表 4-1-30 施設の概要（スポーツ科学センター）

施設名	秋田県スポーツ科学センター	
所在地	秋田県秋田市八橋運動公園 1-5	
開設年月	昭和 54 年（1979 年）2 月	
規模	建物（建床）2,160 m ² （延床）6,263.79 m ² 敷地 6,146.32 m ²	
構造	鉄筋コンクリート造（一部プレストレストコンクリート造）3 階建	
総事業費	1,066,397 千円	
設置根拠条例	秋田県スポーツ科学センター条例	
設置目的	スポーツ指導者の養成並びにスポーツに関する研修及び医科学的研究を行うことによりスポーツの普及振興及び競技力の向上を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため	
施設の内容	1 階	トレーニング場 ウェイトリフティング 体育場
	2 階	トレーニング場 研修室
	3 階	体育場 会議室 1 会議室 2
	駐車場	50 台
施設運営形態	直営	
営業時間	9:00～21:00（受付終了 20:30）（12 時間）	
交通アクセス	秋田駅よりバスで約 15 分	

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

⑧ 鹿角トレーニングセンター（アルパス）

表 4-1-31 施設の概要（鹿角トレーニングセンター）

施設名	鹿角トレーニングセンター（アルパス）		
所在地	秋田県鹿角市花輪字百合沢 81-1		
開設年月	平成 7 年（1995 年）12 月		
規模	建物（建床）3,431.34 m ² （延床）6,095.60 m ² 敷地 8,045.49 m ²		
構造	トレーニングセンター 4 階建 シャントツェ管理棟 2 階建 シャントツェ審判棟 3 階建（地上 2、地下 1） 人工降雪機械室 平屋 格納庫 平屋		
総事業費	約 2,511,000 千円		
設置根拠条例	（鹿角市）鹿角市スキー場条例		
設置目的	スキー競技、トレーニング及びスポーツの交流を通じて、スポーツの振興を図り、市民の体力の向上と心身の健全な発達に寄与するため		
施設の内容	アリーナ	（バスケットボールコート 2 面、バレーボールコート 2 面、インドアテニス 2 面、バドミントン 4 面）	
	ランニングコース	170mの室内ランニングコース	
	その他の施設	トレーニングルーム、温泉、レストラン、宿泊室（洋室 19 室、和室 2 室）、研修室・ミーティングルーム	
	駐車場	56 台	
施設運営形態	県が鹿角市に無償貸付 鹿角市は指定管理者制度を採用		
	指定管理者	東京美装興業（株）	
	指定管理期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
営業時間	9:00～21:00（12 時間）		
交通アクセス	鹿角八幡平 IC より車で 15 分		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

⑨ 大館樹海ドーム（ニプロハチ公ドーム）

表 4-1-32 施設の概要（大館樹海ドーム）

施設名	大館樹海ドーム（ニプロハチ公ドーム）		
所在地	秋田県大館市上代野字稲城台 1 番地 1		
開設年月	平成 9 年（1997 年）7 月		
規模	建物	24,672 m ²	
	敷地	130,940 m ²	
構造	下部構造（鉄筋コンクリート造）、屋根構造（秋田杉大断面集成材アーチ構造）、屋根仕上（テフロン膜外膜圧 0.8mm、内膜圧 0.35mm）など		
総事業費	約 7,650,000 千円		
設置根拠条例	（大館市）大館樹海ドームパークに関する条例		
設置目的	市民が体育、文化、教養、産業、余暇等の活動を多様に行う機会を幅広く提供し、もって市民のスポーツの振興、福祉の増進及びゆとりある文化的な生活の向上に寄与するため		
施設の内容	[主]	野球（両翼 90m×センター120m）	
	[他]	サッカー（64m×100m、または 64m×90m）、フットサル（6 面）陸上競技（周回 300m、直線 100m×7 レーン）、ゲートボール（20 面）、テニス（最大 10 面）、ミニテニス・バドミントン（最大 16 面）	
	駐車場	634 台	
施設運営形態	県が大館市に無償貸付 大館市は指定管理者制度を採用		
	指定管理者	（一財）大館市文教振興事業団	
	指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
営業時間	基本時間帯 9:00～21:30（12 時間半） 特別時間帯 21:30～9:00		
交通アクセス	小坂 IC から車で約 20 分		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

⑩ 能代山本スポーツリゾートセンター（アリーナス）

表 4-1-33 施設の概要（能代山本スポーツリゾートセンター）

施設名	能代山本スポーツリゾートセンター （アリーナス）		
所在地	秋田県能代市落合字下台 2 番地 1		
開設年月	平成 7（1995 年）4 月		
規模	建物（建床）7,410.49 m ² （延床）8,921.39 m ² 敷地 31,783 m ²		
構造	鉄筋コンクリート造 3 階建		
総事業費	約 3,151,000 千円		
設置根拠条例	（能代山本広域市町村圏組合） 能代山本広域市町村圏組合スポーツリゾートセンターに関する条例		
設置目的	圏域内外の人的交流と活力ある地域社会の推進を図るため		
施設の内容	アリーナ	バスケットボールコート（練習 4 面、公式 2 面） バレーボールコート（4 面） テニスコート（4 面） バドミントンコート（16 面） 卓球（20 台）	
	ランニングコース	1 周 215m（アリーナ 2 階）	
	温水プール	25m×6 コース 水深：1.3m×5 コース、0.9m×1 コース 採暖室（レストルーム）等	
	トレーニングルーム	エアロビックマシン ランニングマシン エアロバイク トレーニングマシン	
	宿泊室	和室 13 室、洋室 16 室、身障者室 1 室	
	駐車場	300 台	
施設運営形態	県が能代山本広域市町村圏組合に無償貸付 同組合が運営		
営業時間	9:00～21:00（12 時間）		
交通アクセス	能代南 IC より国道 7 号線、101 号線経由、車で約 15 分		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

2 施設に関する個別論点

(1) 指定管理料

① 指定管理者制度

ア 指定管理者制度の概要

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成 15 年の地方自治法の一部改正により導入された。

指定管理者制度の導入により、従来、公共団体や公共的団体などに限られていた公の施設の管理主体は、株式会社など民間事業者にも拡大されている。

イ 指定管理者制度の導入状況

県は、平成 31 年 4 月 1 日時点で 117 の公の施設のうち 95 の施設に指定管理者制度を導入している。スポーツ振興課の所管施設では、10 施設のうち 9 施設に指定管理者制度を導入している。

表 4-2-1 スポーツ振興課所管施設に係る指定管理者制度の導入状況

施設名	指定管理者 (又は直営)	期間	料金制度
1 県立体育館	(一財)秋田県総合公社	H28d～R2d	指定管理料制
2 県立スケート場	(一財)秋田県総合公社	H28d～R2d	指定管理料制
3 県立野球場	(一財)秋田県総合公社	H28d～R2d	指定管理料制
4 県立向浜運動広場	(一財)秋田県総合公社	H28d～R2d	指定管理料制
5 県立総合プール	(一財)秋田県総合公社	H28d～R2d	指定管理料制
6 県立新屋運動広場	(NPO) スポーツクラブあきた	H28d～R2d	指定管理料制
7 県立総合射撃場	(一財)秋田県総合公社	H28d～R2d	指定管理料制
8 県立田沢湖スポーツセンター	田沢湖高原リフト(株)	H28d～R2d	指定管理料・ 利用料金併用制
9 県立武道館	(一財)秋田県総合公社	R1d～R5d	指定管理料制
10 スポーツ科学センター	(直営)	-	-

(出典：県「公の施設一覧【平成 31 年 4 月 1 日現在】」を基に監査人が作成)

ウ 指定管理者の選定手続

県は、「秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」（以下「指定の手続条例」という。）に従い、指定管理者の指定を行っている。また県は、「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」を策定し、指定管理者の指定等に関する標準的な事務処理について定め、指定管理者制度の適切かつ効果的な運用を図っている。

県は、平成 31 年 4 月 1 日時点で指定管理者制度を導入している 95 の施設のうち、89 の施設で公募により指定管理者を選定している。スポーツ振興課の所管施設では、9 施設全ての指定管理者を公募で選定している。

表 4-2-2 スポーツ振興課の所管施設の公募手続

施設名	公募実施	応札数	募集期間	公募資格 (※2)
1 県立体育館	○	1 者	H27.7.24-9.25	県内団体
2 県立スケート場	○ (※1)	1 者	H27.7.24-9.25	県内団体
3 県立野球場	○ (※1)	1 者	H27.7.24-9.25	県内団体
4 県立向浜運動広場	○ (※1)	1 者	H27.7.24-9.25	県内団体
5 県立総合プール	○ (※1)	1 者	H27.7.24-9.25	県内団体
6 県立新屋運動広場	○	2 者	H27.7.24-9.25	県内団体
7 県立総合射撃場	○	1 者	H27.7.24-9.25	県内団体
8 県立田沢湖スポーツセンター	○	1 者	H27.7.24-9.25	県内団体
9 県立武道館	○	1 者	H30.7.24-9.25	県内団体

(出典：県の指定管理者募集要項などを基に監査人が作成)

(※1) 県立スケート場、県立野球場、県立向浜運動広場及び県立総合プールの 4 施設は、「向浜スポーツゾーン」として一括して公募。(指定の手続条例第 2 条第 2 項)

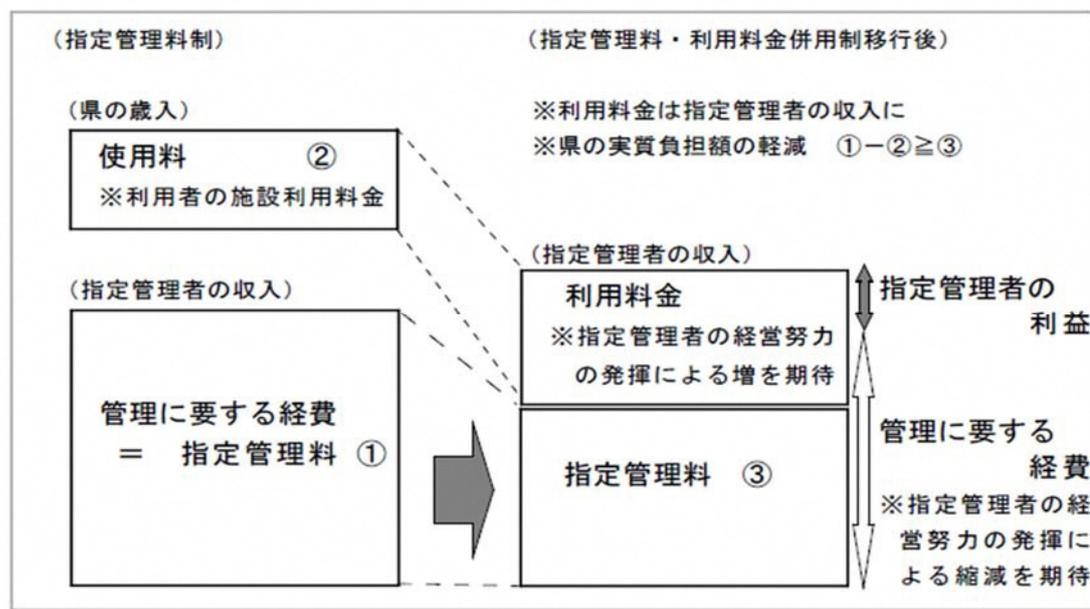
(※2) 具体的には「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体」

エ 指定管理料の設定

a 指定管理期間の指定管理料の設定

県が指定管理者に支払う「指定管理料」の金額は、施設の運営が「指定管理料制」か「指定管理料・利用料金併用制」かにより、下表のとおり設定される。(県有体育施設指定管理に係る料金制度の状況については、「表 4-2-1 スポーツ振興課所管施設に係る指定管理者制度の導入状況」を参照。)

表 4-2-3 指定管理料の設定 イメージ



(出典：県「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」)

- ・「指定管理料制」

使用料は、県の歳入となる。指定管理料は、県が施設の管理に要する経費をもとに設定する。指定管理者が、管理に要する経費を指定管理者の経営努力の発揮により縮減した場合、縮減額は指定管理者の利益になる。

- ・「指定管理料・利用料金併用制」

利用料金は、指定管理者が収受する。指定管理料は、県が施設の管理に要する経費と利用料金をもとに設定する。指定管理者が、管理に要する経費を指定管理者の経営努力の発揮により縮減した場合、利用料金を指定管理者の経営努力の発揮により増加した場合、それぞれ縮減額と増加額は指定管理者の利益になる。

県は、指定管理者の公募に際し、指定管理期間の指定管理料を算定して債務負担行為を設定し、公募直前の県議会において予算案を提出する。

表 4-2-4 指定管理料に係る債務負担行為の設定

<p>5 債務負担行為の設定について</p> <p>指定管理者の指定を受けようとする団体が指定期間中の収支計画を立てた上で指定の申請を行うことができるようにするためには、公募前に債務負担行為を設定し指定管理料の上限額を示すことが必要である。</p> <p>このため、公募直前の議会において、債務負担行為を設定する予算案を提出するものとする。</p> <p>(以下略)</p>
--

(出典：県「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」)

表 4-2-5 指定管理者の募集要項に基づく指定管理料の設定の例

<p>3 管理運営に要する経費等</p> <p>(1) 施設管理に係る委託料</p> <p>①●●●●●●●●の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払います。</p> <p>②指定期間の予算総額は●,●●●●,●●●●千円を限度とします。</p> <p>③指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定めます。</p>
--

(出典：県「指定管理者募集要項」を基に監査人が作成)

b 毎年の指定管理料の設定

県が毎年支払う指定管理料については、毎年度、県の予算の範囲内で指定管理者と年度協定を締結して、指定管理料を決定する。県は、応募の際の支出計画が債務負担行為額以内であれば、予算調整に当たって指定管理者の支出計画額を尊重するとされている。

表 4-2-6 毎年の指定管理料の設定（基本協定）

<p>(指定管理料)</p> <p>第 25 条 甲（県）は、本業務実施の対価として、毎年度、甲の予算の範囲内で、乙（指定管理者）に対して指定管理料を支払う。</p> <p>2 甲が乙に対して支払う年度ごとの指定管理料については、別途「年度協定」に定めるものとする。</p> <p>(以下略)</p>
--

(出典：県「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」)

表 4-2-7 毎年の指定管理料の設定（留意事項）

<p>13 その他の留意事項について</p> <p>(1) 指定管理料の取扱い</p> <p>県が支払うべき管理の業務に係る費用については、毎年度、県の予算の範囲内で支払うものとするが（基本協定書例第 25 条第 1 項）、応募の際の支出計画が債務負担行為額以内であれば、予算調整に当たって指定管理者の支出計画額を尊重するものとする。</p> <p>（以下略）</p>
--

（出典：県「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」）

直近 6 年間の各施設の指定管理料の推移は以下のとおりである。

表 4-2-8 県有体育施設の指定管理料（毎年）

（単位：千円）

施設名	前指定管理期間			現指定管理期間		
	H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
県立体育館	46,750	49,086	49,086	48,828	48,828	48,828
向浜スポーツゾーン	313,464	333,430	333,891	330,509	330,509	330,509
県立新屋運動広場	13,200	13,375	13,375	13,590	13,550	13,550
県立総合射撃場	13,478	13,638	13,319	12,854	12,854	12,854
県立田沢湖スポーツセンター	25,872	28,220	28,246	28,246	28,232	28,232
県立武道館	72,580	78,936	78,936	78,936	78,936	74,936

（出典：指定管理者の事業報告を基に監査人が作成）

同一の指定管理期間内においても県の予算等により各年の指定管理料に差が生じていることがわかる。平成 26 年度は消費税率が 5%から 8%に上がったため、全施設で指定管理料が増加している。消費税相当額以外にも増加しており、その理由を県に確認したところ以下のとおり回答を得ている。

表 4-2-9 県有体育施設の指定管理料（H25d・H26d 比較）

（単位：千円）

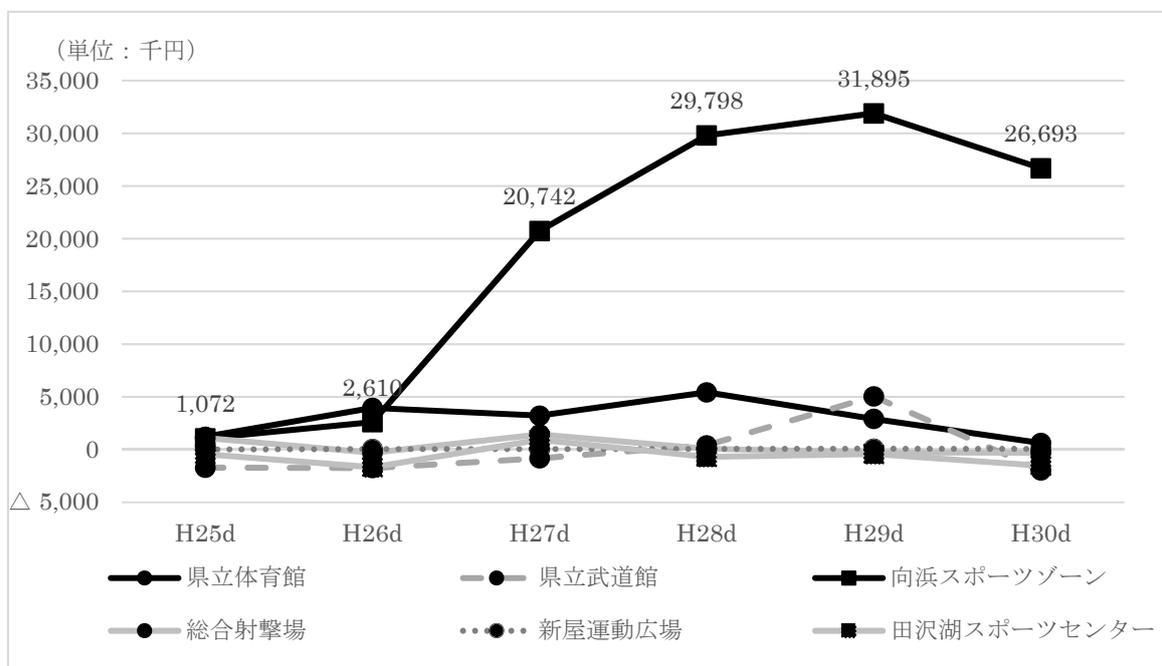
施設名	H26d の増減額			
		消費税相当	その他増減	増加理由 (県スポーツ振興課の説明)
県立体育館	2,336	1,336	1,000	電気料金の値上げ分
向浜スポーツゾーン	19,966	8,956	11,010	電気料金値上げ分、灯油高騰分
県立新屋運動広場	175	377	△202	-
県立総合射撃場	160	385	△225	-
県立田沢湖スポーツセンター	2,348	739	1,609	電気料金の値上げ分

（出典：指定管理者の事業報告を基に監査人が作成）

また、上記の指定管理料に基づき指定管理者が業務を行った結果、指定管理者の運営収支の推移は以下のとおりとなる。向浜スポーツゾーンにおいて指定管理者の運営

収支が平成 27 年度以降大きくプラスとなっていることからその要因を以降で分析する。

表 4-2-10 指定管理者の運営収支の推移（再掲）



（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

② 向浜スポーツゾーンの指定管理者運営収支の分析

ア 向浜スポーツゾーンの燃料費予実分析

向浜スポーツゾーンは、県立スケート場、県立野球場、県立向浜動広場、県立総合プールで構成され、県立総合プールは屋内温水プールとして通年利用可能となっている。そのため指定管理者の支出のうち光熱水費・燃料費の占める割合が約 4 割と大きくなっている点が特徴的である。

ここで県立総合プールの燃料費に着目して、指定管理者の運営収支を分析する。

現指定管理期間（平成 28 年度～令和 2 年度）の指定管理料の設定において県は、県立総合プールの燃料費について灯油の予定単価、予定使用量をもとに年間で 47,840 千円（※）と見込んでいた。

（※） 灯油予定単価 92 円×予定使用量 520,000L＝燃料費（予定）47,840 千円

灯油予定単価、予定使用量に対する実績単価、実績使用量は以下のとおりである。

表 4-2-11 燃料費 県立総合プールの単価差異・数量差異

	単価・数量等	現指定管理期間 (H28d-R2d)		
		H28d	H29d	H30d
①	予定単価 (円)	92.00		
②	実績単価 (円)	50.36	66.48	72.68
③	予定使用量 (L)	520,000		
④	実績使用量 (L)	408,000	398,000	344,000
⑤=①×③	予定燃料費 (千円)	47,840		
⑥=②×④	実績燃料費 (千円)	20,548	26,457	25,001
⑦=⑤-⑥	燃料費予実差 (千円)	27,291	21,382	22,838
(①-②)×④	単価差異 (千円)	16,987	10,158	6,646
①×(③-④)	数量差異 (千円)	10,304	11,224	16,192

(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

表 4-2-12 単価差異・数量差異 イメージ図 (H30d 分)

予定単価 92.00 円 実績単価 72.68 円	単価差異 $(92.00\text{円} - 72.68\text{円}) \times 344,000\text{L}$ $= 6,646\text{千円}$	数量差異 $(520,000\text{L} - 344,000\text{L})$ $\times 92.00\text{円} = 16,192\text{千円}$
	実績燃料費 $72.68\text{円} \times 344,000\text{L} = 25,001\text{千円}$	
	実績使用量 344,000L	予定使用量 520,000L

(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

平成 28 年度からの現指定管理期間において灯油単価は 92 円を見込んでいたが、実際には 50 円から 72 円の間で推移した。

また、灯油使用量についても 520,000L を見込んでいたが、実際には 344,000L から 408,000L の間で推移した。すなわち、指定管理者は燃料費見合いとして県が算定した予定単価、予定使用量に基づき年間で 47,840 千円の指定管理料を収入とする一方で、燃料費の実際の支出額は実績単価、実績使用量ともに予定を下回ったため、20,548 千円から 26,457 千円にとどまり、プラスの収支差が 27,291 千円から 21,382 千円生じている。

この 3 年間で、燃料費の減少を理由とした指定管理料の減額は行われていない。一方

で先述のとおり、県は、前指定管理期間において電気料金値上げ、灯油高騰分として平成 26 年度に指定管理料を増額しており、料金単価の増加減少の各局面において指定管理料への反映のさせ方に相違が生じている。

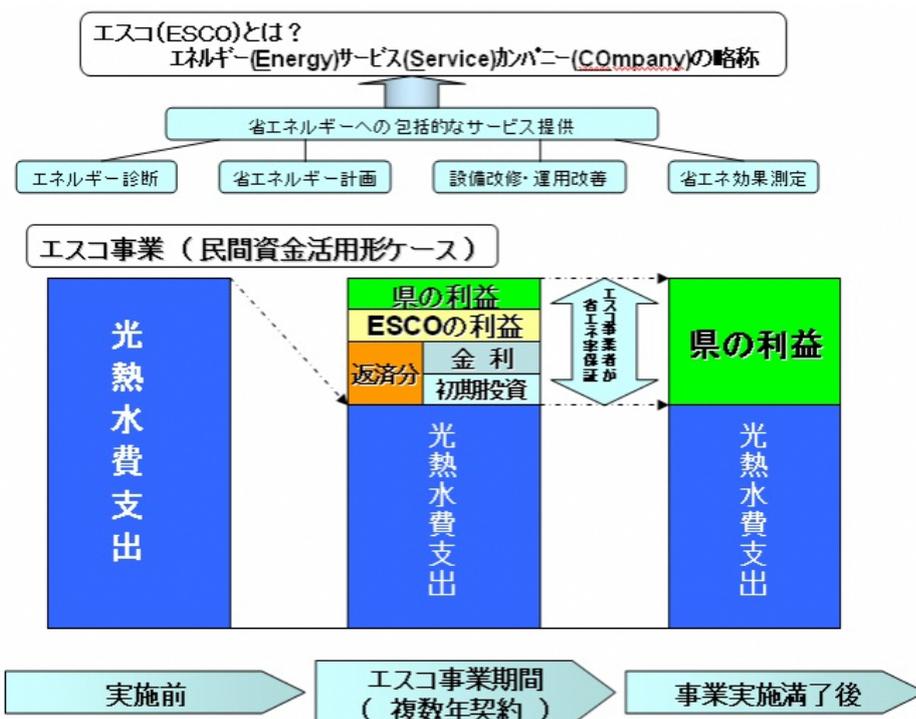
イ 県有建築物 ESCO（エスコ）推進事業

a ESCO 事業の概要

県立総合プールの燃料使用量が減少している要因として、ESCO 事業の導入が挙げられる。

ESCO 事業とは、県有の既存建築物の設備等へ民間資金や技術力を活用して、冷暖房機器を高効率の機器に換えるなどの省エネルギー化改修を行い、それによる光熱水費削減分で改修に係る経費を償還し、満了後にはその削減額が全て県の利益となる事業である。

表 4-2-13 県有建築物 ESCO（エスコ）推進事業の概要



（出典：県ウェブサイト）

県は、令和元年 11 月時点で以下の ESCO 事業を展開している。このうち、県有体育施設では県立総合プールにおいて導入されている。

- ・秋田ふるさと村 (ESCO 事業期間：平成 23 年度～令和 7 年度)
- ・県立総合プール (ESCO 事業期間：平成 24 年度～平成 30 年度)

- ※事業期間満了後、ESCO 事業用設備の所有権が県に移転して稼働中
- ・秋田県庁第二庁舎 (ESCO 事業期間：平成 26 年度～令和 4 年度)
 - ・秋田県老人福祉総合エリア (ESCO 事業期間：平成 29 年度～令和 3 年度)

b 県立総合プールの ESCO (エスコ) 推進事業

県の ESCO 事業費の計画は、以下のとおりである。

表 4-2-14 ESCO 事業費 (計画) の概要 (単位：千円)

	H23d 開始前	H24d 1 年目	H25～29d (毎年)	H30d 7 年目	合計
光熱水費	114,082	95,044	95,044	95,044	-
光熱水費等削減予定額	-	19,038	19,038	19,038	133,263
ESCO サービス料	-	15,045	15,045	15,045	105,318
県の予定利益	-	3,992	3,992	3,992	27,945

(出典：県「ESCO 事業費 (計画)」)

県が ESCO 事業を導入したことによる、ESCO 事業期間 (平成 24 年度から平成 30 年度まで) における、毎年の光熱水費等削減予定額は 19,038 千円である。県は ESCO 事業者に対して、ESCO サービス料を 15,045 千円支払い、差額の 3,992 千円が県の予定利益である。ESCO 事業者は、県から収受した ESCO サービス料と国の補助金を財源として、設備の初期投資、維持管理費、金利などを負担する。

ESCO 事業期間満了後は、ESCO 事業用設備の所有権が県に移転し、光熱水費等削減予定額から ESCO 事業用設備の維持管理費を控除した額が、県の利益になる。

県が集計した事業導入による光熱水費・燃料費の削減実績は、以下のとおりである。

表 4-2-15 ESCO 事業導入による光熱水費・燃料費の削減実績 (単位：千円)

種別	H24d	H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d	合計
削減電気料金	△484	△1,575	△1,889	△1,767	△1,584	△1,812	△1,742	△10,853
削減灯油料金	17,120	20,117	18,234	11,887	11,426	16,385	17,741	112,910
削減上下水料金	1,234	1,141	1,149	1,142	1,164	1,042	1,153	8,024
合計	17,870	19,683	17,495	11,262	11,006	15,615	17,152	110,082

(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

注：表中の「削減電気料金」の「△」は、電気料金の増加を表す

光熱水費・燃料費の削減実績は ESCO 事業期間累計で 110,082 千円である。県が負

担する ESCO サービス料は 105,318 千円であり、差額 4,764 千円が県の利益となる。

c ESCO 事業導入効果の指定管理料への反映

ESCO 事業が導入された県立総合プールを含む、向浜スポーツゾーンの指定管理料の推移は以下のとおりである。

表 4-2-16 向浜スポーツゾーンの指定管理料 (単位：千円)

前指定管理期間				現指定管理期間			
ESCO 事業導入前							
				導入後			
H23d	H24d	H25d	H26	H27d	H28d	H29d	H30d
330,494	313,985	313,464	333,430	333,891	330,509	330,509	330,509

(出典：指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成)

向浜スポーツゾーンの指定管理料は、ESCO 事業導入前の平成 23 年度は 330,494 千円であるのに対して、導入後の平成 24 年度は 313,985 千円と 16,509 千円減少している。これは ESCO 事業契約内容における削減保証額 16,590 千円等を反映させたことによる。その後平成 26 年度においては前述のとおり、消費税率引上げ、電気料金値上げ、灯油高騰分として指定管理料が上げられている。

ESCO 事業導入後の現指定管理期間は、燃料費の予定使用量を 520,000L として指定管理料を設定しているが、実績使用量は平成 28 年度 408,000L、平成 29 年度 398,000L、平成 30 年度 344,000L と予定使用量を大きく下回っている。

ESCO 事業は県の投資による省エネルギー化改修工事であるため、省エネルギー化による使用量の削減効果は指定管理料の削減として県の利益とすべきである。指定管理料算定の基礎としている、燃料費予定使用量が ESCO 事業導入による燃料使用量削減分を十分に織り込んだ水準か再考の余地があると考えられる。

③ 指摘事項及び意見

ア 燃料単価等の変動による指定管理料への反映 (意見 07)

向浜スポーツゾーンの現指定管理期間の指定管理料は各年 330,509 千円であるが指定管理者の運営収支は平成 28 年度 29,798 千円、平成 29 年度 31,895 千円、平成 30 年度 26,693 千円と大きくプラスとなっている。この主な要因は以下の 2 点である。

県は向浜スポーツゾーンを構成する県立総合プール燃料費について施設の管理に要する経費として予定単価を 92 円/L、予定使用量を 520,000L として年間で 47,840 千円と見込んでいた。しかしながら、実績単価は 50 円から 72 円の間で推移し、実績使用量

も 344,000L から 408,000L の間で推移した。

すなわち、指定管理者は燃料費見合いとして県が算定した予定単価、予定使用量に基づき年間で 47,840 千円の指定管理料を収入とする一方で、実績単価が予定単価を下回ったこと、実績使用量が予定使用量を下回ったことの 2 点により燃料費の実際の支出額は 20,548 千円から 26,457 千円にとどまり、プラスの収支差が 27,291 千円から 21,382 千円生じている。

指定管理者制度では、指定管理者が経営努力の発揮により管理に要する経費を縮減した場合、縮減額は指定管理者の利益になる。しかし燃料費の減少額のうち、実績単価が予定単価を下回ったプラスの単価差異については主に予定単価設定時と比較した原油安の影響であり、指定管理者の経営努力によるものではないと思われるが、県は指定管理料を減額しておらず、指定管理者の利益になっている。

県では、指定管理期間の価格変動リスクは、特別な事情が生じた場合を除き、指定管理者が負う制度設計となっているが、県は、前指定管理期間中の平成 26 年度に消費税率引上げのほか、電気料金値上げ分、灯油高騰分を理由として指定管理料を増額している。

県は、燃料単価等の増減により施設の管理に要する経費が増減した場合の指定管理料への反映の在り方について、検討されたい。

イ 省エネルギー化改修工事効果の指定管理料への反映（意見 08）

県は、県立総合プールに平成 24 年度から ESCO 事業を導入している。ESCO 事業とは、県有の既存建築物の設備等へ民間資金や技術力を活用して、冷暖房機器を高効率の機器に換えるなどの省エネルギー化改修を行い、それによる光熱水費削減分で改修に係る経費を償還し、満了後にはその削減額が全て県の利益となる事業である。

ESCO 事業導入後の現指定管理期間は、燃料費の予定使用量を 520,000L として指定管理料を設定しているが、実績使用量は平成 28 年度 408,000L、平成 29 年度 398,000L、平成 30 年度 344,000L と予定使用量を大きく下回っている。

ESCO 事業は県の投資による省エネルギー化改修工事であるため、省エネルギー化による使用量の削減効果は指定管理料の削減として県の利益とすべきである。県は、県立総合プールの指定管理料算定の基礎としている燃料費予定使用量について、ESCO 事業導入による燃料使用量削減効果を十分に織り込んだ水準か今一度検討されたい。

④ 県立田沢湖スポーツセンターの食堂運営業務

ア 県立田沢湖スポーツセンターの設置目的と指定管理者の業務範囲

県立田沢湖スポーツセンターは、秋田県立田沢湖スポーツセンター条例（以下「スポーツセンター条例」という。）に基づき、設置されており、設置目的は以下のとおりである。

表 4-2-17 スポーツセンター条例第 1 条（抜粋）

（設置）

第 1 条 スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、秋田県立田沢湖スポーツセンター（略）設置する。

（出典：「秋田県立田沢湖スポーツセンター条例」）

県立田沢湖スポーツセンターは、県が指定管理者制度を導入している県有体育施設で唯一宿泊可能な施設となっており、田沢湖高原リフト（株）が指定管理者としてスポーツセンター条例第 8 条の業務を行っている。

表 4-2-18 スポーツセンター条例第 8 条（抜粋）

（指定管理者の業務）

第 8 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 センターの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

（出典：「秋田県立田沢湖スポーツセンター条例」）

県立田沢湖スポーツセンターの利用者は宿泊にもなって食堂で食事をとるが、指定管理業務の仕様書において「食堂は行政財産目的外使用許可¹¹により、指定管理者が一体的に運営すること」と定めている。すなわち、食堂運営業務は、スポーツセンター条例第 1 条の施設の設置目的を直接的に達成する業務でないことから、指定管理業務の範囲外としているが、指定管理者に対して、仕様書上、行政財産目的外使用許可により、食堂運営業務を指定管理業務とあわせて一体的に行うことを求めている。

¹¹ 県は指定管理者からの行政財産使用許可申請に基づき、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、行政財産使用許可をしている（財務規則第 329 条）。

また、指定管理者は、行政財産使用許可申請の際、県へ過去 3 年分の比較損益計算書を提出している。

表 4-2-19 仕様書（抜粋）

13 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (8) 食堂は行政財産目的外使用許可により、指定管理者が一体的に運営すること。
- (9) 食堂の食器類、調理器具類は被使用許可者が準備すること。

（出典：「秋田県田沢湖スポーツセンター管理業務仕様書」）

イ 県立田沢湖スポーツセンターの宿泊料金

県立田沢湖スポーツセンターは、指定管理料・利用料金併用制で運営されており、知事の承認を受けて利用料金を定めている（スポーツセンター条例第 11 条）。指定管理者は、県立田沢湖スポーツセンターの利用者から利用料金を自己の収入として収受する（スポーツセンター条例第 10 条）。

表 4-2-20 スポーツセンター条例第 10 条、第 11 条（抜粋）

（利用料金の収受）

第 10 条 第 7 条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、センターを使用する者から利用料金を自己の収入として収受するものとする。（以下略）

（利用料金の承認）

第 11 条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。（以下略）

（出典：「秋田県立田沢湖スポーツセンター条例」）

ここでスポーツセンター条例のいう利用料金とは食事代を含まない宿泊料金であり、食事代は食堂運営業務が指定管理業務の範囲外であることから、指定管理者により料金設定されている。

県立田沢湖スポーツセンターの宿泊料金は以下のとおりである。

表 4-2-21 県立田沢湖スポーツセンターの宿泊料金

区分	時期	宿泊料金 (食事代なし)	宿泊料金 (食事代込み)
小学生	夏季	1,830 円	3,940 円
	冬季	2,220 円	4,330 円
中学生	夏季	1,830 円	4,980 円
	冬季	2,220 円	5,370 円
高校生	夏季	2,260 円	5,410 円
	冬季	2,650 円	5,800 円
大学生	夏季	2,580 円	5,730 円
	冬季	2,970 円	6,120 円
一般	夏季	2,900 円	6,050 円
	冬季	3,290 円	6,440 円

(出典：県立田沢湖スポーツセンターのウェブサイトを基に監査人が作成)

ウ 食堂運營業務を含めた収支状況

県立田沢湖スポーツセンターにおける指定管理業務収支は平成 27 年度を除き、赤字であるが、食堂運營業務収支は、平成 30 年度を含む過去 5 年間ですべて黒字となっている。

現在、県は県立田沢湖スポーツセンターの指定管理者に対し、食堂施設の行政財産目的の外使用を許可する際に、過去 3 年分の損益計算書を入手しているものの、指定管理業務の範囲外のため指定管理料業務と合わせた合算収支は把握していない。また、食堂運營業務は指定管理業務外のため、指定管理者は食堂運營業務の収支を県への指定管理業務の収支報告に含めていない。

以下は、県立田沢湖スポーツセンターにおける指定管理業務収支、食堂運營業務収支及び合算収支（＝指定管理業務収支＋食堂運營業務収支）である。

表 4-2-22 指定管理業務収支¹² (単位：千円)

	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収入合計	76,340	80,446	72,155	74,280	74,984
支出合計	78,012	79,522	72,844	74,699	76,507
収支差額	△1,671	924	△688	△419	△1,523
収支差率	△2.2%	1.1%	△1.0%	△0.6%	△2.0%

食堂運營業務収支¹³ (単位：千円)

	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収入合計	56,040	55,985	48,758	54,434	55,709
支出合計	37,020	38,043	35,505	37,491	40,392
収支差額	19,020	17,941	13,253	16,942	15,316
収支差率	33.9%	32.0%	27.2%	31.1%	27.5%

(出典：田沢湖高原リフト(株)の損益計算書を基に監査人が作成)

収入合計＝売上高＋営業外収益

支出合計＝売上原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用

収支差額＝経常利益

¹² 指定管理業務収支は、4月1日から3月31日までの期間で作成され、現金収支をベースとして算出されている。

¹³ 田沢湖高原リフト(株)の決算期は5月決算であり、入手した食堂運營業務にかかる試算表は6月1日から5月31日までの期間で作成され、現金収支に未収未払等を加味した発生主義で算出されている。

合算収支¹⁴

(単位：千円)

	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収入合計	132,381	136,431	120,914	128,714	130,693
支出合計	115,032	117,565	108,349	112,190	116,899
収支差額	17,348	18,865	12,564	16,523	13,793
収支差率	13.1%	13.8%	10.4%	12.8%	10.6%

上表のとおり、指定管理業務のみでは赤字（平成 27 年度を除く）であるが、平成 26 年度から平成 30 年度までの食堂運営業務における収支差額は、13,253 千円から 19,020 千円の黒字で推移しており、指定管理業務収支と食堂運営業務収支の合算収支では、12,564 千円から 18,865 千円の黒字で推移している。

エ 指摘事項及び意見

a 県立田沢湖スポーツセンターの食堂運営業務の取扱い（意見 09）

県立田沢湖スポーツセンターは、指定管理料・利用料金併用制で、その施設及び設備の維持管理、スポーツ普及振興等の業務（指定管理業務）を指定管理者が行っている。また、指定管理者に施設内の食堂に関して行政財産目的外使用を許可した上で、食堂運営業務を加えた一体運営を行わせている。

指定管理者の過去 5 年間（平成 26 年度～平成 30 年度）の収支は、指定管理業務は平成 27 年度を除きいずれの年度も支出超過（赤字）であるが、食堂運営業務はいずれの年度も収入超過（黒字）である。指定管理業務及び食堂運営業務の合算収支は、12,564 千円から 18,865 千円の黒字で推移している。

これは、指定管理者が一体的な管理運営を行う中で、指定管理業務について、その目的を達成するため正社員を主体に人員配置するなど経営資源の重点化を図っていること、食堂運営業務について、食材の調達やメニューの提供方法など効率性を重視した運営に努めていることなどが反映されたものと考えられる。

県は、県立田沢湖スポーツセンターの一体運営の業務運営形態を踏まえ、なお一層、収支の現状の把握、分析に努め、指定管理料や利用者サービスの在り方等について検討されたい。

なお、検討に際しては指定管理者の創意工夫、経営努力へのインセンティブを損なうことのないように十分に留意する必要がある。

¹⁴ 指定管理業務収支は収入及び支出の現金収支であるが、食堂運営業務損益は収益及び費用の損益計算である。食堂運営業務損益の非現金支出費用項目は限定的、金額僅少と判断し、食堂運営業務損益を食堂運営業務収支としている。

(2) 施設利用

① 施設の予約方法

ア 予約方法

近年では、インターネットが広く普及し、多くの利用者がインターネットを活用し、様々な予約を行っている状況が見受けられる。

都道府県立の体育施設についても、インターネット予約を導入している施設があり、一般的に予約を行う際、インターネットの場合は、いつでも予約が可能であり、空いている日時が分かるなどのメリットがある。

一方、紙による予約の場合は、申込書（紙）（以下「申込書」という。）をパソコンから印刷できなければ、現地に赴き申込書を直接入手する、もしくは申込書を郵送してもらう必要がある。また、予約について、申込書の提出が必要な場合は、現地に赴き直接提出する、FAXで提出するまたは郵送する必要がある。加えて、土日祝日等は受け付けていない場合もある。

このようにインターネットの予約に比べて、申込書を利用した予約は、利便性が低いといえる。

イ 県有体育施設のインターネット予約の導入状況

県有体育施設のうち、県立田沢湖スポーツセンターについては宿泊予約のみ、インターネット予約を導入している。

一方、他の県有体育施設では、申込書の提出もしくは電話で予約を行うため、インターネットを活用した予約は行われていない。

ウ 県内の自治体の施設の予約方法

県内の自治体の一例として、秋田市では、インターネットを利用した予約システムが導入されている。

表 4-2-23 秋田市 公共施設案内・予約システム 施設一覧

秋田市 公共施設案内・予約システム お気に入り

施設予約トップ 施設案内・予約 予約の確認 申請書ダウンロード 利用の手引き

検索方法の指定 ➔ 施設の選択 ➔ 利用日の選択 ➔ 予約カゴに登録

◇ 施設を選択してください。

施設一覧	
光沼近隣公園テニスコート	
一つ森公園(コミュニティ体育館)	
一つ森公園(テニスコート)	
雄和体育館	
雄和花の森テニスコート	
雄和南体育館	
河辺体育館	
北野田公園アリーナ	
北野田公園テニスコート	

(出典：秋田市公共施設案内・予約システムのウェブサイト)

秋田市の「公共施設案内・予約システム」は、施設一覧から利用したい施設を選べるようになっている。そして、利用したい施設を選ぶと次に利用したい利用日を選択でき、利用日を選択後、利用したい時間を指定できるようになっている。下表は、秋田市所管の「雄和南体育館」を例示している。

表 4-2-24 秋田市 公共施設案内・予約システム 利用日

The screenshot shows the '利用日の選択' (Date Selection) step in the reservation system. The selected date is '令和1年12月15日(日)'. A calendar view shows the availability for '雄和南体育館' from Dec 15 to 21. Dec 15 is marked as '1日空き' (1 day available), while Dec 16-21 are marked as '一部空き' (partially available) or '空き無し' (no availability). A '予約カゴ' (Reservation Cart) on the right shows '申込はありません。' (No application).

(出典：秋田市公共施設案内・予約システムのウェブサイト)

表 4-2-25 秋田市 公共施設案内・予約システム 利用時間

The screenshot shows the '予約内容の入力' (Input Reservation Content) step. The selected date is '令和1年12月17日(火)'. A table lists available time slots from 9:00 to 21:00. The 11:00-12:00 slot is selected. A '予約カゴ' (Reservation Cart) on the right shows '申込はありません。' (No application).

施設名	雄和南体育館 体育館
9時	<input type="checkbox"/> 9:00～10:00 (空き)
10時	<input type="checkbox"/> 10:00～11:00 (空き)
11時	<input checked="" type="checkbox"/> 11:00～12:00 (空き)
12時	<input type="checkbox"/> 12:00～13:00 (空き)
13時	<input type="checkbox"/> 13:00～14:00 (空き)
14時	<input type="checkbox"/> 14:00～15:00 (空き)
15時	<input type="checkbox"/> 15:00～16:00 (空き)
16時	<input type="checkbox"/> 16:00～17:00 (空き)
17時	<input type="checkbox"/> 17:00～18:00 (空き)
18時	<input type="checkbox"/> 18:00～19:00 (空き)
19時	<input type="checkbox"/> 19:00～20:00 (空き)
20時	<input type="checkbox"/> 20:00～21:00 (空き)

(出典：秋田市公共施設案内・予約システムのウェブサイト)

前項のように秋田市は、公共施設案内・予約システムを整備し、インターネットを活用した予約に取り組んでいる。

エ 指摘事項及び意見

a 県有体育施設の予約方法（意見 10）

現状、県有体育施設のうち、県立田沢湖スポーツセンターのみがインターネット予約を導入しており、他の県有体育施設では、申込書の提出もしくは電話で予約を行うこととなる。

他の県有体育施設では、指定の申込書に必要事項を記入し、各施設の受付窓口に出す必要がある。申込書の提出による予約方法は、利用者から利便性が低いとの意見が出ている。

予約方法の利便性を向上するため、インターネットを活用した予約システムの導入が考えられる。例えば、秋田市の「公共施設案内・予約システム」は、利用者が利用したい施設を選択し、利用日、利用時間をインターネット上で選べるシステムを導入している。

施設の予約方法の利便性が向上することにより、県民の施設利用が増加し、県民のスポーツ活動促進が期待される。県は、県民のスポーツ活動促進のため、インターネットを活用した予約システムの導入を検討されたい。

② 使用料の減免制度

ア 使用料における減免制度の概要

a 使用料及び使用料の減免とは

使用料とは、行政財産の使用又は公の施設の利用について、地方公共団体が使用者から徴取することができる対価をいう（地方自治法第 225 条）。また、使用料の減免とは、使用料の一部を減額又は全額を免除することをいう。

b スポーツ振興課における使用料の減免制度

スポーツ振興課で所管している県有体育施設は以下のとおり各県有体育施設で定められている条例に基づき、使用料の減免が認められている。

表 4-2-26 県有体育施設の使用料等の減免に関する条例

県有体育施設	使用料等の減免に関する条例
県立体育館	秋田県立体育館条例第 6 条
県立スケート場	秋田県立スケート場条例第 6 条
県立野球場	秋田県立野球場条例第 6 条
県立向浜運動広場 県立新屋運動広場	秋田県立運動広場条例第 7 条
県立総合プール	秋田県立総合プール条例第 5 条
県立総合射撃場	秋田県立総合射撃場条例第 5 条
県立田沢湖スポーツセンター（※）	秋田県立田沢湖スポーツセンター条例第 5 条、第 12 条
県立武道館	秋田県立武道館条例第 5 条
スポーツ科学センター	秋田県スポーツ科学センター条例第 6 条
（※）利用料金併用制を採用	

（出典：各県有体育施設の設置根拠条例を基に監査人が作成）

使用料の減免を受けるときは、すべての県有体育施設で「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と各施設の条例に規定されているため、知事の承認を得る必要がある。

また、各施設の条例の他、使用料の減免に関する規定は、「スポーツに関する施設の管理に関する規則」及び「体育施設の使用料等減免内規」があり、使用料の減免に関する箇所を抜粋・要約すると下記のとおりである。

なお、「表 4-2-27」は県立体育館の減免に関する規定であるが、同規則において他の県有体育施設も同様に規定されている。

表 4-2-27 スポーツに関する施設の管理に関する規則（抜粋）

<p>(使用料の減免の申請)</p> <p>第 5 条 条例（略）の規定による使用料の減免を受けようとする者は、知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。</p>
--

(出典：県「スポーツに関する施設の管理に関する規則」)

使用者は、使用料の減免を受けようとする場合、申請書を知事へ提出する必要がある。当該申請書は、使用者が直接、知事へ提出する場合と、指定管理者を通じて知事へ提出する場合がある。なお、使用者が直接、知事へ提出する場合には、減免の結果を共有するため、県から指定管理者に対して減免の結果を通知している。

表 4-2-28 使用料の減免を受ける際の申請フロー

使用者が知事へ直接提出する場合	使用者が指定管理者を通じて知事へ提出する場合
使用者が申請書を作成し、知事に提出 ↓ 県が申請書を審査し結果を使用者に通知し、併せて指定管理者に結果を通知	使用者が申請書を作成し、指定管理者に提出 ↓ 指定管理者が知事に申請書を提出 ↓ 県が申請書を審査し結果を指定管理者に通知 ↓ 指定管理者が使用者に結果を通知

(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

表 4-2-29 体育施設の使用料等減免内規（要約）

使用料を減免する場合	減免額
(1) 日本体育協会等に加盟している団体が主催する大会等	全額
(2) 県及び教育委員会が主催する大会等	全額
(3) 県内の幼稚園から高校及び特別支援学校が教育のために使用する 場合	全額
(4) 障害者で手帳の交付を受けている者及びその介護者	全額
(5) 県及び教育委員会が施策実施のために必要とする事業（例：ふるさと納税に係るウエルカムサービス等）	全額
(6) 県内を本拠地とするプロスポーツチーム等が試合会場として使用する 場合	営利目的外 1/2 営利目的 3/4
(7) 国民体育大会に出場する選手が競技団体主催の強化練習で使用する 場合	全額
(8) 日本オリンピック委員会が「JOC・秋田県パートナー協定書」に規定された諸事業のために使用する 場合	全額
(9) 秋田市立体育館で大会等を開催した団体が、秋田ノーザンハピネットのホームアリーナが秋田市立体育館になることに伴い、代替施設として県有体育施設を使用する 場合	秋田市立体育館を使用するとした場合の使用料を超える部分
(10) 上記のほか、スポーツ振興課長が特に必要と認める場合 ①全国大会等を上回る世界大会等で使用する場合で入場料を徴しないか、特に地域振興に寄与する大会の場合 ②プロの試合で県内のスポーツ振興に特に寄与する取組を行う場合 ③県内を本拠地とするプロスポーツチーム等の選手が個人トレーニングのため、スポーツ科学センター又は県立総合プールを使用する 場合 ④県内を本拠地とするプロスポーツチーム等が団体練習で県立新屋運動広場を使用する 場合 ⑤県体協加盟の競技団体へ登録している選手が夏期に県立スケート場で練習する 場合 ⑥オリンピック、パラリンピック及びワールドカップ等の国際大会へ日本代表選手として選出された本県出身選手が県有体育施設で個人の強化練習を行う 場合 ⑦その他特例的にスポーツ振興課長がスポーツ振興に寄与すると認めた 場合	全額又は 1/2

（出典：県「体育施設の使用料等減免内規」を基に監査人が作成）

県有体育施設の使用料の減免をする場合は、「体育施設の使用料等減免内規」に定められている。上表に該当する場合には、使用料の一部を減額又は全額の免除を受けることができる。

c 県有体育施設の減免の周知状況

県有体育施設を有効に活用する観点からは、できる限り県民に対して減免制度の内容に関する周知を行い、県有体育施設の利活用促進を図るべきである。

監査人が、県及び指定管理者のホームページを閲覧し、減免の周知状況を確認したところ、県立新屋運動広場、県立田沢湖スポーツセンター、スポーツ科学センターでは、減免の周知がなされていなかった。

一方、当該3施設以外は、「表 4-2-29 体育施設の使用料等減免内規（要約）」に記載の（4）障害者で手帳の交付を受けている者及びその介護者、に関しては、指定管理者のホームページ上で減免の周知がなされていた。

しかし（4）を除き、県及び指定管理者のホームページ上で減免の周知を確認することはできなかった。

イ スポーツ振興課における使用料の状況

a 平成 30 年度の歳入合計に対する使用料の比率

スポーツ振興課の平成 30 年度における歳入合計に対する使用料の比率は以下のとおり 10.2%であった。

表 4-2-30 歳入合計に対する使用料の比率

		H30d
使用料 (①)	(千円)	114,592
歳入合計 (②)	(千円)	1,126,392
使用料比率 (① / ②)		10.2%

(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

b 平成 30 年度における県有体育施設毎の使用料内訳

平成 30 年度のスポーツ振興課所管における県有体育施設毎の使用料内訳は以下のとおりである。

表 4-2-31 県有体育施設毎の使用料内訳 (単位：千円)

県有体育施設	減免前使用料	減免後使用料	減免額
県立体育館	19,531	14,319	5,211
県立スケート場	38,389	37,957	431
県立野球場	6,761	6,323	438
向浜運動広場	2,784	2,764	20
県立総合プール	31,429	25,506	5,923
県立新屋運動広場	972	761	211
県立総合射撃場	519	519	—
県立武道館	19,531	14,418	5,113
スポーツ科学センター	8,930	8,778	152
スポーツ振興課 (行政財産目的外使用料)	3,243	3,243	—
合計	132,095	114,592	17,503

(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

上表のとおり、使用料では、県立スケート場と県立総合プールで使用料全体の半分以上を占めている。

ウ 使用料の減免に関する検証と結果

使用者は、使用料の減免を受けようとする場合、申請書を知事へ提出する必要がある（スポーツに関する施設の管理に関する規則）。当該申請書は、使用者が直接、知事へ提出する場合と指定管理者を通じて知事へ提出する場合がある。

監査人は、使用料の減免に関する申請手続が適正か否かをサンプルで検証を行った結果、県立新屋運動広場において、使用料の減免を受けようとする者が、知事に減免申請をしていないにも関わらず、指定管理者の判断で使用料を減免している事案が確認された。

表 4-2-32 減免申請手続に基づく減免及び基づかない減免（県立新屋運動広場）

（単位：千円）

	使用料 (減免前)	使用料 (減免後)	減免額	減免額の内、 知事へ申請さ れた額	減免額の内、 知事へ申請され なかった額
平成 29 年度	1,005	709	296	—	296
平成 30 年度	972	761	211	—	211

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

エ 指摘事項及び意見

a 使用料の減免申請漏れ（指摘事項 01）

県有体育施設において使用料の減免を受けようとする者は、施設条例等の定めるところにより、知事に減免申請を行い、承認を受ける必要がある。

しかし、県立新屋運動広場において使用料の減免を受けようとする者が、知事に減免申請をしていないにも関わらず、指定管理者の判断で使用料を減免している事案があった。減免申請手続に基づかない減免は下表のとおりである。

表 4-2-33 減免申請手続に基づかない減免（単位：千円）

	知事へ申請されなかった額
平成 29 年度	296
平成 30 年度	211

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

県は、指定管理者に対して、使用料の減免申請手続の順守を指導する必要がある。

b 県有体育施設の使用料の減免に関する周知（意見 11）

県は、スポーツ振興のため県有体育施設の使用料の減免制度を設け、申請に応じて、利用者の使用料負担を軽減している。減免対象者は使用料の全額から 1/2 の減免を受けることができる。

県及び指定管理者のホームページにおいて減免制度の周知状況を確認したところ、県立新屋運動広場、県立田沢湖スポーツセンター、スポーツ科学センターの 3 施設において減免制度についての周知がされておらず、他の施設においても障害者及びその介護者に対する減免制度のみの周知にとどまっている。

県は、県有体育施設の利用促進、スポーツ振興のために、使用料の減免制度に関する情報（対象者、申請手続、減免額等）を広く周知されたい。

③ 県立総合プールの定期券区分

ア 県立総合プールの定期券区分

県立総合プールについては 1 日単位での利用、プール・コースの貸切利用のほかに、1 年間有効の定期券による利用区分が設けられている。この定期券については競技者・スポーツクラブ・健康づくりそれぞれの目的により料金設定がなされている。

ここでスポーツクラブ定期券については、知事が認めた 4 つのクラブの会員が利用できるが、実務上県立総合プールの窓口で「アクアティックススポーツクラブ」に入会すれば誰でも使用できる運用となっていた。アクアティックススポーツクラブについては県立総合プールのオープン直後の平成 14 年にプールの利用促進を図るために組織として立ち上がったものの、平成 21 年頃からは活動休止の状態にあり現在に至るとのことである。

表 4-2-34 県立総合プールの定期券区分・料金（秋田県立総合プール条例）

<p>(使用料の徴収)</p> <p>第四条 プールを使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、プールを使用させるときに徴収する。ただし、回数券及び定期券による使用料については、これらを発行する際徴収する。</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させることができる。</p> <p>別表（第四条関係）</p> <p>一 個人が使用する場合の施設使用料</p>
--

区分	使用料の額			
	水泳教室として 使用する場合	上記以外に使用 する場合	回数券（六回 券）	定期券（有効期 間一年）
小学校児童及 び中学校生徒	110 円	220 円	1,110 円	一人につき 27,500 円を超え ない範囲にお いて規則で定め る額
高等学校生徒 並びに高等専 門学校及び大 学の学生	200 円	390 円	1,940 円	
一般	280 円	550 円	2,770 円	

(出典：「秋田県立総合プール条例」)

表 4-2-35 県立総合プールの定期券区分・料金（スポーツに関する施設の管理に関する規則）

別表（第四十条関係）			
一 条例別表第一号の表の規則で定める額			
区分	競技者に係る定期券	スポーツクラブに係る定 期券	健康づくりに係る定 期券
小学校児童及び中 学校生徒	4,400 円	8,800 円	12,300 円
高等学校生徒並び に高等専門学校及 び大学の学生	7,600 円	15,200 円	
一般	11,000 円	22,000 円	
備考			
一 この表において「競技者」とは、秋田県水泳連盟が指定する指導者及び強化選手で トレーニングのためにプールを使用する者と知事が認めたものをいう。			

二 この表において「スポーツクラブ」とは、プールを拠点として活動するスポーツクラブと知事が認めたものをいう。

三 第四十条第一項の規定によるほか、健康づくりに係る定期券によるプールの使用は、日曜日、土曜日及び休日を除く開場日の午前十時から午後四時までの間に限る。

(出典：県「スポーツに関する施設の管理に関する規則」)

イ 指摘事項及び意見

a 県立総合プールの定期券区分（意見 12）

県立総合プールについては1日単位での利用、プール・コースの貸切利用のほかに、1年間有効の定期券による利用区分が設けられている。この定期券については競技者・スポーツクラブ・健康づくりそれぞれの目的により料金設定がなされている。

競技者	秋田県水泳連盟が指定する指導者、強化選手が使用できる
スポーツクラブ	スポーツクラブとして知事が認めたクラブの会員が使用できる
健康づくり	土・日・休日を除く午前10時から午後4時までに限って使用できる

スポーツクラブ定期券は、知事が認めたプールを拠点として活動するスポーツクラブの会員が使用できるが、クラブ会員でない者でも、定期券購入時に県立総合プールの窓口で「アクアティックスポーツクラブ」の会員申込書に記入を行えば誰でもスポーツクラブ定期券を購入できる。

アクアティックスポーツクラブは、県立総合プールのオープン直後の平成14年にプールの利用促進を図るために設立されたが、平成21年以降、当該スポーツクラブは活動休止状態とのことである。

県立総合プールの定期券の利用区分に、いわゆる「一般利用」の区分が設定されていないため、実務上、このような運用となっていると考えられる。

県は、定期券購入を希望する一般利用者に対し、活動実態が認められないスポーツクラブへの形式上の加入手続きを経て定期券を発行する実務運用を改めるよう制度を見直されたい。

(3) 資金管理

① 指定管理者による使用料徴収業務

指定管理者制度の運用にあたっては、地方自治法第 244 条の 2 の規定により、指定管理者が施設の使用に係る料金を収入として収受できる「利用料金制度」を導入することができる。利用料金制度は、施設の管理運営にあたり、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から設けられたものであり、指定管理者が条例に基づく利用料金の枠組みの中で裁量を発揮し、より効果的かつ効率的なサービス提供を行うことができるようにするものである。

また、利用料金制度には指定管理者が管理運営のために必要な経費を、全て利用料金で賄う方法（完全利用料金制）と、利用料金と地方公共団体からの指定管理料で賄う方法（指定管理料・利用料金併用制）があり、県有体育施設で利用料金制度を導入しているのは県立田沢湖スポーツセンターのみ（指定管理料・利用料金併用制）である。

使用料による県の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、指定管理者にその徴収又は収納の事務を委託することができる（地方自治法施行令第 158 条第 1 項）。

そして、県は、県有体育施設に関して、指定管理者に対し、使用料による歳入の徴収の事務を委託することができるとしている（財務規則第 72 条第 1 項第 1 号）。

指定管理者に使用料徴収業務を委託する場合、以下ア～ウの手続きを実施する必要がある。しかしながら、指定管理者による計算報告に関する手続（以下ウの手続き）で、指定管理者から県への徴収計算書及び関係証拠書類の提出と、県による当該書類の確認が行われていなかった。

ア 指定管理者との使用料徴収業務委託契約の締結

県は、歳入の徴収又は収納事務を指定管理者に委託しようとするときは、委託を受けようとする指定管理者と契約を締結しなければならない。この場合において、県は、あらかじめ指定管理者の住所や氏名、歳入の種類等について出納機関と協議しなければならない（財務規則第 73 条第 1 項）。

イ 指定管理者による徴収業務に関する手続

「徴収」とは歳入を調定し、納入通知をし、収納する行為であり（秋田県会計事務マニュアル（6）ア）、徴収を委託された指定管理者は、県有体育施設使用料を徴収しようとするときは、これを調定し、徴収整理簿を記載し、納入義務者に対し納入の通知をしなければならない（財務規則第 74 条第 1 項）。

指定管理者は、県有体育施設使用料を収納したときは、利用者に対し現金領収印を押した領収書を交付するとともに直ちに現金出納簿に記載し、入金払込書に収納現金を添えて税外収入金取扱金融機関に払い込まなければならない。ただし、知事が必要があ

ると認めるときは、現金領収印を押した領収書に代えて、指定管理者である旨を明示した領収書を利用者に対し交付することができる（財務規則第 74 条第 2 項）。

ウ 指定管理者による計算報告

指定管理者は、契約の定めるところによりその徴収した歳入の内容を示すその月分の徴収計算書及び関係証拠書類を作成し、翌月 5 日（特別の理由があると認めるものについては、知事が指定する日）までに県に提出しなければならない（地方自治法施行令第 158 条第 3 項、財務規則第 76 条第 1 項、秋田県会計事務マニュアルⅡ A 11 (6) ウ）。

そして、県は、上記のとおり指定管理者から徴収計算書及び関係証拠書類の提出を受けたときは、その内容について確認し、徴収した歳入について調定しなければならない（財務規則第 76 条第 2 項）。

エ 指摘事項及び意見

a 使用料徴収業務に関する財務規則違反（指摘事項 02）

県は、指定管理者制度を採用している県立田沢湖スポーツセンター以外の県有体育施設において、指定管理者に使用料徴収業務を委託している。指定管理者は、県有体育施設の利用料金について、施設の利用者より徴収した歳入の内容を示す徴収計算書及び関係証拠書類を作成し、県に提出しなければならないが、県は、提出された徴収計算書及び関係証拠書類を確認しなければならない（財務規則第 76 条）。しかし、県は徴収計算書及び関係証拠書類を受領しておらず、その内容についても確認を行っていなかった。

県による徴収計算書及び関係証拠書類の確認が行われない場合、指定管理者が県有体育施設の利用者より徴収し、県に納入した歳入の正確性について確認することができない。

そのため、県は、指定管理者が県有体育施設の利用者より徴収し、県に納入した歳入の正確性について確認するため、指定管理者に対して徴収計算書及び関係証拠書類の提出を求め、提出された徴収計算書及び関係証拠書類を確認する必要がある。

(4) 物品管理

① 指定管理者が県から借り受けた物品の管理

県は、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な備品等を手配し、指定管理者に貸付けをする。指定管理者は、県から借り受けた備品等を使用して指定管理業務を行うとともに、借受備品等の管理を行い、指定管理期間の終了時に県へ返却する。

県は、指定管理者が指定管理業務に使用する備品等の手配、使用・管理等について、以下のア～ウの手続を定めている。

ア 指定管理業務に必要な備品等の手配

県は、指定管理業務に必要な備品等を手配し、指定管理者に貸付けをする。県は、指定管理者との間で物品無償貸付契約等を締結する（指定管理者制度の運用に係るガイドライン（4））。

ただし、指定管理者が指定管理業務に必要な備品等を購入することが合理的であると判断される場合等は、指定管理料のうち備品等の購入の支払予定額を年度協定に定め、その範囲内で備品等を指定管理者に購入させることができる。この場合、指定管理者に購入させた備品等の所有権は県に帰属し、県及び指定管理者は、速やかに当該備品等に係る物品無償貸付契約を締結する（指定管理者制度の運用に係るガイドライン（4）、基本協定書第 18 条第 4 項）。

指定管理者に購入させた備品等の購入に係る支払実績額と支払予定額に差が生じた場合は、県及び指定管理者の双方とも、相手方に精算を申し出ることができる（指定管理者制度の運用に係るガイドライン（4））。

なお、指定管理者は、自己の費用により備品等を購入又は調達し、指定管理業務の実施の用に供することができ（基本協定書第 19 条第 1 項）、指定管理者が自己の費用で購入又は調達した備品等は指定管理者に帰属する（指定管理者制度の運用に係るガイドライン（4））。

イ 県から借り受けた備品等の維持管理

指定管理者は、県から借り受けた備品等を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない（物品無償貸付契約書第 5 条第 1 項）、維持管理に必要な経費を負担する（物品無償貸付契約書第 5 条第 2 項）。県から借り受けた備品等が経年劣化等により指定管理業務の実施の用に供することができなくなったときは、県は、指定管理者との協議により、必要に応じて、自己の費用において必要な備品等を購入し、又は調達する（基本協定書第 18 条第 3 項）。

なお、指定管理者が自己の費用により購入又は調達した備品等が経年劣化等により指定管理業務の実施の用に供することができなくなったときは、指定管理者は、自己の費用において必要な備品等を購入し、又は調達する（基本協定書第 19 条第 2 項）。

ウ 県から借り受けた備品等に係る台帳作成、異動報告

指定管理者は、県から借り受けた備品等の管理のために備品原簿を備えてその保管にかかる備品等を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に県に報告しなければならない。また、指定管理者は、業務において使用する県の所有に属する備品等のうち、重要な物品等については、購入等異動の事実があったときは、遅滞なく県に報告しなければならない（管理業務仕様書 10（2）、（3））。重要な物品とは、取得価格の単価が 300 万円以上の備品等をいう（財務規則第 344 条第 3 項）。その他、指定管理者は、県から

借り受けた備品等を亡失し、又はき損した場合は直ちに県にその旨を報告しなければならない（物品無償貸付契約書第6条第2項）。

そして、県は、指定管理者に貸し付けた備品等の維持管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、その実態を調査させることができ、実態調査についての報告若しくは資料の提出を、指定管理者に対して求めることができる（物品無償貸付契約書第7条）。

しかしながら、物品無償貸付契約書に添付されており、当該物品無償貸付契約にてその対象となる備品等が記載された別紙「備品一覧」と、指定管理者が県から借り受けた備品等の管理のために作成している「借受備品台帳」を閲覧したところ、物品無償貸付契約締結時点で両者に数量等の相違があった。

また、県から借り受けた備品等の中から対象を抽出し、監査人又は指定管理者が再度数量を数えたところ、借受備品台帳に現数として記載されている数量と、実際の現数に相違がある備品等があった。

上記相違理由について、県や指定管理者に質問したところ、物品無償貸付契約締結時点や年度末時点において指定管理者に貸し付けた備品等の現物確認を行っておらず、県から借り受けた備品等の異動に関する県への報告もなされていないことが判明した。

エ 指摘事項及び意見

a 借受備品等の購入及び廃棄等の異動に関する定期的な報告（指摘事項03）

指定管理者は、県から借り受けた備品等の購入及び廃棄等の異動について定期的に県に報告しなければならない（管理業務仕様書10（3））が、異動があった次項の備品について、県への定期的な報告がなされていなかった。

表 4-2-36 購入及び廃棄等の異動について県に定期報告がなかった備品

品名	規格・品質	物品無償貸付契約書	現数	差
県立スケート場				
貸し靴棚	-	5台	0台	△5台
貸し靴棚	キャスター付き 7段	2台	0台	△2台
開放式石油暖房機	KBR173	1台	0台	△1台
リヤカー	1m 木枠付	1台	0台	△1台
県立野球場				
式台・演台	シナベニア塗装仕上げキャスター、アジャスター付	1台	0台	△1台
業務用掃除機（乾・湿用）	CV—97WD	2台	1台	△1台
ダストカート	DK—F2BM	6台	5台	△1台
石灰ストッカー	G—44 ストッカーSR	2台	1台	△1台
県立向浜運動広場				
刈り払機	PNBC—24	2台	0台	△2台
グラウンド用けん引レーキ	シダ毛プラシ付き	1台	0台	△1台
県立総合プール				
草刈機	GM-65AY-R	1台	0台	△1台
ビデオ	A-B100 東芝	2台	1台	△1台
無線式スポーツタイマー	アルミ製 送信機無し	3台	2台	△1台
召集用ベンチ	1740X400X365E 脚ステンレス製白	50台	49台	△1台
プールサイド仕切り柵	TSD-28	27台	25台	△2台
水中スピーカー用アンプ	出力最大 50W	2台	1台	△1台
ダイビング用審判台	テーブル付き	10台	8台	△2台
書類裁断機	MS シュレッダー 4290S	1台	0台	△1台
県立田沢湖スポーツセンター				
液晶テレビ	アクオス 32型	2台	1台	△1台
バレーボールネット	DE9300	1張	0張	△1張
選手・監督用ベンチ	ニシスポーツ F3236B アルミ製 折りたたみ式	45台	43台	△2台
長テーブル	FSA30M	(85台 ¹⁵)	86台	1台

(出典：各施設「物品無償貸付契約書」、「借受備品台帳」を基に監査人が作成)

¹⁵ 表 4-2-37 のとおり、物品無償貸付契約書には記載がなかったが、実際には契約締結時点において、県から 85 台借り受けていたため、便宜上、物品無償貸付契約書に記載されるべきであった数量を記載している。

当該県への定期的な報告について、指定管理者に質問したところ、廃棄等により代替備品が必要となり、県から代替備品を新たに借り受けるために県へ行う廃棄等の報告以外には備品等の購入及び廃棄等の異動について、県への報告は行っていないとの回答を得ており、報告がなされている事実は確認できなかった。

指定管理者が管理している借受備品等は、県から貸付を受けたものであり、県民から負託された重要な県有財産を適切に管理していることを県に報告する義務があるため、今後は県から借り受けた備品等の購入及び廃棄等の異動について定期的に県に報告する必要がある。

b 不正確な内容の物品無償貸付契約（指摘事項 04）

指定管理の業務に必要な備品等は、県が用意し、指定管理期間開始時に指定管理者と締結する物品無償貸付契約等に基づき貸し付けをする（指定管理者制度の運用に係るガイドライン）こととなっているが、平成 28 年度から令和 2 年度までの指定管理期間開始時に締結した物品無償貸付契約における貸付備品の内容と、実際に貸し付けた備品の内容に相違が生じていた。

具体的には、県立新屋運動広場及び県立田沢湖スポーツセンターにおける次項の備品について、実際には指定管理者に貸し付けていたにもかかわらず、物品無償貸付契約には含まれていなかった。

表 4-2-37 物品無償貸付契約に含まれていなかった備品

品名	規格・品質	物品無償貸付 契約書	借受備品 台帳 ¹⁶
県立新屋運動広場			
サッカー用ゴールポスト	S-0121	-	1組
サッカーゴールネット	B-3773	-	1組
県立田沢湖スポーツセンター			
ソファ（四角）	CN-141B-D20N 四角	-	3台
消臭抗菌マット	F-180-OR 900×5300	-	2枚
防塵マット	MR-027-180 1000× 4850	-	1枚
防塵マット	600×2200	-	1枚
ブラインド	ソーラーVN NB グラ ス W2500×H1900	-	1枚
CD プレーヤー	DENON RC-1176	-	1台
CD プレーヤー	コイズミ CD ラジカセ	-	1台
草刈用機械	1500T	-	1台
ソファ（四角）	CN-141B-D20N 四角	-	3台
ファールライト	モルテン	-	1本
バレーボールネット	NET TN 33-8041	-	3張
卓球台	WING DX	-	3台
卓球台	ROOKIE	-	5台
卓球台	天板と足が分離	-	1台
長テーブル	FSA30M	-	85台
食堂用椅子	698-94	-	245脚
折りたたみパイプ椅子	-	-	84脚

（出典：各施設「物品無償貸付変更契約書」を基に監査人が作成）

¹⁶ 平成 28 年度から令和 2 年度までの指定管理期間開始時に締結された物品無償貸付契約締結時点の借受備品台帳

上記の表のうち、県立新屋運動広場の貸付備品等は、平成 23 年度から平成 27 年度までの指定管理期間開始時に締結された物品無償貸付契約に、別途変更契約を締結して追加で貸し付けた備品であったが、平成 28 年度から令和 2 年度までの指定管理期間開始時に締結された物品無償貸付契約では、現物確認をせず、上記変更契約も加味されなかったため、当該契約の対象となる貸付備品等には含まれていなかった。

また、県立田沢湖スポーツセンターの貸付備品等は、平成 28 年度から令和 2 年度までの指定管理期間開始時よりも前に、県から指定管理者に貸し付けていた備品であったが、過去より物品無償貸付契約には含まれておらず、その原因は不明であった。

指定管理者に貸し付けている備品に関して、物品無償貸付契約に含まれていない場合、備品管理責任の帰属が不明確となってしまうため、指定管理期間開始時に指定管理者と物品無償貸付契約を締結する際には、現物確認等を実施して契約内容に誤りがないことを確認する必要がある。

c 備品台帳上の数量と現数の不一致（指摘事項 05）

指定管理者が管理している県から借り受けた備品等について、指定管理者に現数の照会を行ったところ、下記備品において借受備品台帳と現数が不一致となっていた。

表 4-2-38 借受備品台帳上の数量と現数が不一致であった備品

品名	規格・品質	借受備品台帳	現数	差	理由
県立スケート場					
コインロッカー	S-1685	8台	3台	△5台	物品無償貸付契約書上の貸付備品数量と現数共に3台であるが、借受備品台帳に誤って8台と記載していた。
県立田沢湖スポーツセンター					
選手・監督用ベンチ	ニシスポーツ F3236B アルミ 製 折りたたみ式	46台	43台	△3台	3台は破損のため廃棄したが、借受備品台帳の総数から控除していない。

（出典：各施設「借受備品台帳」を基に監査人が作成）

県から借り受けた備品等の管理方法としては、備品等の購入及び廃棄等の異動があった場合に、借受備品台帳にて管理するに止まっているが、定期的な現物確認が実施されていれば、上記数量の不一致に気付くことが可能となり、当該備品の管理漏れを防止することができたと考えられる。

指定管理者は、県から借り受けた備品等を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならず（物品無償貸付契約書第5条）、現状の借受備品等の管理方法では今後も上記のような管理漏れが生じてしまう可能性があるため、定期的に現物確認等を行い、適切に管理する必要がある。

d 備品所有者の明示（指摘事項 06）

県は、備品を受け入れたときは、当該備品に記号及び番号を表示しておかなければならない（財務規則第363条）が、物品無償貸付契約にて指定管理者に貸し付けている備品では、シール等によって記号及び番号を表示していなかった。

指定管理者が管理している備品には、物品無償貸付契約により県から借り受けている県所有の備品と、指定管理者自ら購入し管理している指定管理者所有の備品があるが、物品無償貸付契約により県から借り受けている県所有の備品においてもシール等によって記号及び番号を表示していない場合、備品の所有者が不明確となり、物品無償貸付契約の解除等により県に返却する借受備品が不明となってしまう。また、県か

ら借り受けた備品等の購入及び廃棄等の異動について定期的に県に報告しなければならない（管理業務仕様書 10（3））が、県所有の備品なのか不明確な場合、当該県への報告もすることができない。

したがって、県は、物品無償貸付契約により指定管理者へ貸し付けている備品に関しても、備品の所有者を明確にするため、シール等によって記号及び番号を表示する必要がある。

e 物品無償貸付契約における重要物品の識別（意見 13）

指定管理者は、借受備品のうち、重要な物品（取得価格の単価 300 万円以上、財務規則第 344 条第 3 項）について、財務規則に基づき購入等異動の事実があったときは、遅滞なく県に報告しなければならない（管理業務仕様書 10（3））。

したがって、物品無償貸付契約書の別紙「備品一覧」において、重要な物品とそれ以外の備品に区別しておく必要があるが、実際には重要な物品とそれ以外の備品に区別されていなかったため、どの備品が重要な物品であるか識別することができなかった。

物品無償貸付契約書の別紙「備品一覧」において、重要な物品とそれ以外の備品に区別されていないため、指定管理者においてもどの借受備品が重要な物品であるか識別することができず、重要な物品の購入等異動の事実があった場合でも、県に対する報告をすることができない。

県は、重要な物品の購入等異動の事実があったときに、指定管理者から遅滞なく報告を受けるため、物品無償貸付契約書の別紙「備品一覧」において、取得価格を記載するなどして、指定管理者が重要な物品を識別できるように、重要な物品とそれ以外の備品で区別するよう留意されたい。

f 物品無償貸付契約における県の責任（意見 14）

県は、指定管理者に対して、県民から負託された重要な県有財産の貸し付けを行う者として、貸付備品について管理責任を負っているが、物品無償貸付契約時に自ら現物確認することもなく、指定管理者に対して、貸付備品の購入及び廃棄等の異動に関する定期的な報告や定期的な現物確認等を求めることもなかったため、指摘事項 03～06 の状況が生じている。

貸付備品の維持管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、その実態を調査させることができ、実態調査についての報告及び資料の提出を指定管理者に対して求めることができる（物品無償貸付契約書第 7 条第 1 項、第 2 項）とされており、当該指定管理者に対する調査権は、貸付備品の維持管理の適正を期するために県が有する権利であり義務である。

したがって、県は、必要に応じて指定管理者に対して調査権を行使し、貸付備品の

購入及び廃棄等の異動に関する定期的な報告や定期的な現物確認等を求め、場合によっては県自ら現物確認する等、貸付備品の適正な維持管理に努めるよう留意されたい。

(5) 指定管理業務のモニタリング評価

① 指定管理業務の評価制度の概要

県では、指定管理者の業務改善を促し、もってサービス水準の向上並びに当該施設の目的に照らした運営の適切性及び効率性の確保を図ることを目的として、平成 23 年度分(評価対象年度) から指定管理者制度を導入している施設の評価を実施している。具体的な評価の方法は、以下のとおりである。

表 4-2-39 指定管理業務の評価の方法

<p>評価の方法</p> <p>次の 4 つの観点から指定管理者が行った評価 (1 次評価) を、県 (施設所管課) が評価 (2 次評価) します。</p> <p>評価の観点</p> <p>ア 利用目標の達成状況</p> <p>イ 利用者満足度の状況</p> <p>ウ 管理運営体制の状況</p> <p>エ サービス向上に向けた取組の実施状況</p> <p>評価結果の概要</p> <p>上記の 4 つの観点の評価結果に基づき、総合評価を行う。</p>

(出典：県「指定管理者制度導入施設の評価について」)

県の平成 30 年度 (評価対象年度) の評価結果の概要は以下のとおりである。

表 4-2-40 指定管理者の評価結果 (平成 30 年度)

総合評価	評価基準	全県	県有体育施設
A	「C」判定がなく、2 つ以上の観点で「A」判定の場合	57 件	6 件
B	A、C 以外の場合	1 件	0 件
C	各観点のいずれかの評価結果が「C」判定の場合	7 件	0 件

(出典：県「管理運営状況等評価表」を基に監査人が作成)

② 県有体育施設の評価

スポーツ振興課所管の県有体育施設の評価の概要は以下のとおりである。

表 4-2-41 県有体育施設の指定管理者の評価結果（H30d）

施設名	ア 利用目標 の達成	イ 利用者満 足度	ウ 管理運営 体制	エ サービス 向上	総合評価
県立体育館	A	A	A	A	A
向浜スポーツ ゾーン	A	A	A	A	A
県立新屋運動広 場	A	A	A	A	A
県立総合射撃場	A	A	A	A	A
県立田沢湖スポ ーツセンター	B	A	A	A	A
県立武道館	A	A	A	A	A

（出典：県「管理運営状況等評価表」を基に監査人が作成）

ア 利用目標の達成状況

目標値に対する達成率について、次の基準により判定した評価である。

A: 100%以上 B: 80%以上 100%未満 C: 80%未満

県立田沢湖スポーツセンターは、平成 30 年度の利用者数の目標 38,500 人に対して実績 34,888 人と達成率が 90.6%のため、B 評価である。

イ 利用者満足度の状況

利用者満足度について、次の基準により判定した評価である。

A: 80%以上 B: 60%以上 80%未満 C: 60%未満

いずれの施設も利用者満足度が 80%以上のため、A 評価である。

ウ 管理運営体制の状況

管理運営体制について、10 個の評価項目ごとの点数（0 点、5 点、10 点）の平均値を次の基準により判定した評価である。

A: 8 点以上 B: 5 点以上 8 点未満 C: 5 点未満

全ての施設が、管理運営体制の評価項目ごとの点数は 10 点満点で、A 評価である。

評価項目ごとの具体的な評価（採点）方法は次表のとおり、設問に対して○か×かの

二択評価である。一例を示すと、「有資格者を含む職員配置状況は適切か。事業計画書等に照らして適切な職員配置になっている。(5点)」は、○の場合は5点、×の場合は0点である。

県は、全ての評価項目が10点満点の理由として、評価項目ごとに○か×かの二択評価であり、採点が○になり易いためと説明している。

県は、「管理運営体制の状況」の評価を指定管理者へのヒアリングで作成している。しかし評価項目のうち、少なくとも以下の評価には現場視察が必要と考えられる。

- ・評価項目④二つ目 施設・設備に目に見える損傷、汚れ等がない。
- ・評価項目⑤一つ目 備品台帳に記載されている備品が全て揃っている。
- ・評価項目⑩一つ目 経理書類が適切に作成され、通帳や印鑑などが適切に管理されている。

このうち、指摘事項02（財務規則で定めた書類が作成されていない）で記載した各施設、指摘事項05（備品台帳と現数が合わない）で記載した県立スケート場や県立田沢湖スポーツセンターでは、関連する評価項目は、×と評価され満点評価にならないと考えられる。

表 4-2-42 「管理運営体制の状況」の評価 (H30d)

評価項目	指定管理者 1次評価欄	所管課 2次評価欄
(観点Ⅲ) 管理運営体制の状況	A	A
①有資格者を含む職員配置状況は適切か	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画書等に照らして適切な職員配置になっている。(5点) ●受付担当者が不在にならないなど利用者に迷惑がかからない配置になっている。(5点) 		
②職員の勤務実績は適切か	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画書等に照らして適切な勤務実績になっている。(5点) ●各職員が、他の職員の業務状況を把握し手伝えるような工夫をしている。(5点) 		
③職員の処遇等は適切か	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●職員の処遇が労働法規に反していない。(5点) ●職員に対する何らかの福利厚生事業が行われている。(5点) 		
④施設・設備は適切に管理されているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画書等の日常保守管理、定期点検、清掃、警備等の計画に照らして適切に管理されている。(5点) ●施設・設備に目に見える損傷、汚れ等がない。(5点) 		
⑤備品は適切に管理されているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●備品台帳に記載されている備品が全て揃っている。(5点) ●備品に目に見える損傷等がない。(5点) 		
⑥個人情報保護に対する体制の構築が成されているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●「個人情報取扱特記事項」が全て遵守されている。(5点) ●職員に対し個人情報保護に関する理解の向上を図っている。(5点) 		
⑦安全で安心できる環境を確保しているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●事故防止マニュアル等及び緊急時連絡体制を整備している。(5点) ●職員に対し、研修の実施等の事故防止に関する理解の向上を図っている。(5点) 		
⑧経費節減のための努力を行い、成果を上げているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●前年度よりも事務経費を節減する取り組みをしている。(5点) ●実際に経費節減の成果を挙げている。(5点) 		
⑨計画的な修繕等がなされているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●施設・設備の修繕に関する年度計画が存在する。(5点) ●利用者が常に安全に利用できる状態に保たれている。(5点) 		
⑩健全な経営がなされているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●経理書類が適切に作成され、通帳や印鑑などが適切に管理されている。(5点) ●選定時の各財務指標と比較し、特段の経営の悪化が見られない。(5点) 		

(出典：県「管理運営状況等評価表」向浜スポーツゾーン)

エ サービス向上に向けた取組の実施状況

サービス向上に向けた取組の実施状況について、10 個の評価項目ごとの点数（0 点、5 点、10 点）の平均値を次の基準により判定した評価である。

A: 8 点以上 B: 5 点以上 8 点未満 C: 5 点未満

いずれの施設も管理運営体制の評価項目ごとの点数が 10 点満点のため、A 評価である。

評価項目ごとの具体的な評価（採点）方法は次表のとおり、設問に対して○か×かの二択評価である。（上記の「管理運営体制の状況」と同じ。）

県は、「サービス向上に向けた取組の実施状況」の評価を指定管理者へのヒアリングで作成している。しかし評価項目のうち、少なくとも以下の評価には現場視察が必要と考えられる。

- ・評価項目③一つ目 料金減免の説明が分かりやすく掲示されている。
- ・評価項目④一つ目 全職員が名札を着用し適切な服装をしている。

表 4-2-43 「サービス向上に向けた取組の実施状況」の評価 (H30d)

評価項目	指定管理者 1次評価欄	所管課 2次評価欄
(観点Ⅳ) サービス向上に向けた取組の実施状況	A	A
①開館日、開館時間等は守られているか	10	10
●仕様書又は事業計画書等に照らして適切な開館状況になっている。(10点)		
②事業計画に掲げられた業務は適正に実施されているか	10	10
●仕様書又は事業計画書等に照らして適正に業務が実施されている。(10点)		
③施設の使用許可、料金減免の手続、説明は適正か	10	10
●料金減免の説明が分かりやすく掲示されている。(5点)		
●仕様書又は事業計画書等に照らして適正に使用許可されている。(5点)		
④職員の接客マナーは適切か	10	10
●全職員が名札を着用し適切な服装をしている。(5点)		
●施設名と対応者名を名乗った電話対応など丁寧な挨拶や対応がなされている。(5点)		
⑤利用者が利用しやすい窓口案内を実施しているか	10	10
●電話やWebサイト等による利用相談がなされている。(5点)		
●来客への対応に関する研修がなされている。(5点)		
⑥全ての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう情報発信を行っているか	10	10
●分かりやすいパンフレットの備え付けや、見学希望への対応などに取り組んでいる。(5点)		
●指定管理者名称、指定期間、業務概要等を利用者に周知している。(5点)		
⑦潜在的な利用者へ向けた広報を実施しているか	10	10
●広報誌発行、県・市町村広報への登載、Webサイト作成、チラシ配布等の広報を実施している。(10点)		
⑧満足度調査の結果、課題がある場合に対応策を講じているか	10	10
●満足度調査から課題を抽出して対応策を講じている。(5点)		
●満足度調査結果及び課題への対応策を公表している。(5点)		
⑨利用者が意見や苦情を述べやすい環境を構築しているか	10	10
●意見・苦情の提出先に関する情報を公表している。(5点)		
●意見・苦情の内容を記録し、対応策を実施している。(5点)		
⑩意見・苦情等を受けて迅速に対応できる体制を構築しているか	10	10
●苦情の受付・解決方法や担当者等を明確にし職員に周知している。(5点)		
●意見・苦情への対応策の実施・公表をしている。(5点)		
(参考：省略)		

(出典：秋田県「管理運営状況等評価表」向浜スポーツゾーン)

オ 指摘事項及び意見

a 指定管理業務のモニタリング評価（指摘事項 07）

県は、指定管理者が行った業務のモニタリング評価を平成 23 年度から実施している。具体的には、4つの観点から指定管理者が1次評価を、県の施設所管課が2次評価を行った上で、その結果に基づき総合評価を行っている。

4つの評価の観点のうち、「管理運営体制の状況」と「サービス向上に向けた取組の実施状況」については、「管理運営状況等評価表」のそれぞれ10個の評価項目ごとに採点し、平均値を予め定めた基準により3段階評価を行う。施設所管課は、10個の評価項目の評価を指定管理者へのヒアリングで作成している。しかし評価項目のうち、少なくとも以下の評価には現場視察が必要と考えられる。

（観点Ⅲ）管理運営体制の状況

- ・評価項目④二つ目 施設・設備に目に見える損傷、汚れ等がない。
- ・評価項目⑤一つ目 備品台帳に記載されている備品が全て揃っている。
- ・評価項目⑩一つ目 経理書類が適切に作成され、通帳や印鑑などが適切に管理されている。

（観点Ⅳ）サービス向上に向けた取組の実施状況

- ・評価項目③一つ目 料金減免の説明が分かりやすく掲示されている。
- ・評価項目④一つ目 全職員が名札を着用し適切な服装をしている。

このうち、指摘事項 02（財務規則で定めた書類が作成されていない）で記載した各施設、指摘事項 05（備品台帳と現数が合わない）で記載した県立スケート場や県立田沢湖スポーツセンターでは、関連する評価項目は、×と評価され満点評価にならないと考えられる。

県は、指定管理者が行った業務を評価する際には現場視察を義務付けるなどルールを定め、運用することを検討されたい。

(6) 施設の利活用

① 利用実績の詳細把握

県は、県有体育施設の利用実績について各指定管理者から月次で報告を受けているものの、その内訳としての利用者の属性（年齢、性別、個人や団体等）別の情報を把握していない。

ア 指摘事項及び意見

a 県有体育施設利用者の属性別の利用実績の把握（意見 15）

県は、県有体育施設の利用実績に関して、月別に利用者数や使用料の合計を把握しているものの、属性（年齢、性別、個人や団体等）別の利用実績を把握していない。

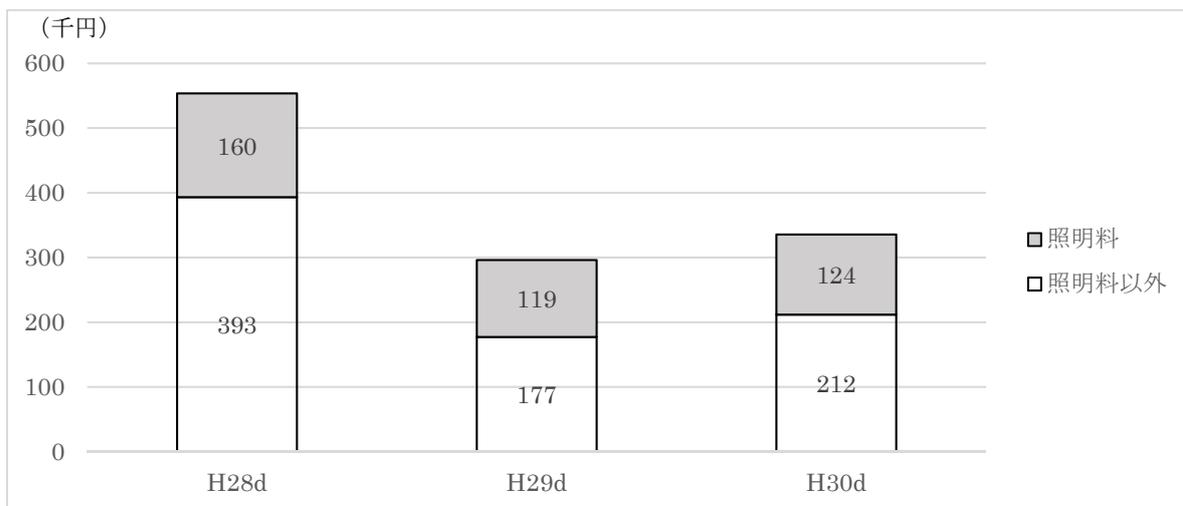
第3期秋田県スポーツ推進計画において、「スポーツ立県あきた」推進のための取組として、「ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進」を掲げているが、ライフステージに応じたスポーツ活動の促進に効果的かつ効率的に取り組むためには、利用実績の属性別情報を把握し、把握されたそれぞれの状況に応じて、スポーツ活動を促進するための取組みを実施することが必要不可欠である。

県は、ライフステージに応じたスポーツ活動の促進に効果的かつ効率的に取り組むために、県有体育施設の利用実績について利用者の属性別に利用者数や徴収された使用料等を把握するように努められたい。

② 県立向浜運動広場テニスコートの利活用

県立向浜運動広場テニスコートは屋外のクレーコート 9 面で構成され、4 月 20 日から 11 月 30 日の約 7 か月間の開場で、1 面につき 1 時間当たり平日は 220 円、土日祝祭日は 440 円、夜間照明料金 670 円の利用料金となっている。直近 3 年間の利用実績は以下のとおりである。

表 4-2-44 県立向浜運動広場テニスコート利用実績



(出典：(一財) 秋田県総合公社資料を基に監査人が作成)

また、施設の稼働率は指定管理者・県のいずれも集計していないため、監査人が利用実績を基に金額ベースで稼働率を試算すると以下のとおりとなる。

表 4-2-45 県立向浜運動広場テニスコート稼働率

フル稼働の場合の使用料(照明料除く)…①

9 面×年間稼働日 192 日×12 時間×使用料 220 円(平日) /h=4,561 千円

	H28d	H29d	H30d
使用料…②	393 千円	177 千円	212 千円
稼働率…②/①	8.6%	3.9%	4.7%

(出典：(一財) 秋田県総合公社資料を基に監査人が作成)

平成 29 年度・30 年度の利用実績は平成 28 年度の約半分になっていることが分かる。これは平成 29 年度の 8 月~11 月において近接する県立野球場の LED 化工事に伴いテニスコートが利用できない状況にあり、利用実績がゼロとなったこと、その後県立中央公園等の他施設に一旦流れた利用者が、当施設に戻ってこなかったこと等の要因による。

しかしながら、県は指定管理者から月次で利用実績の報告を受けているものの、利用が低減している状況についてその分析や対応を行っていない。また、テニスコートは平成 24 年の暴風の影響により 9 面のうち、2 面が使用できない状況が続いている。

ア 指摘事項及び意見

a 県立向浜運動広場テニスコートの利活用（意見 16）

県立向浜運動広場テニスコートは屋外のクレーコート 9 面で構成され、冬季を除いた約 7 か月間利用可能である。金額ベースでテニスコートの直近 3 年間の稼働率を試算すると、平成 28 年度は 8.6%と低水準となっており、平成 29 年度は 3.9%、平成 30 年度は 4.7%と半減している。半減の要因は、平成 29 年度の 8 月～11 月において近接する県立野球場の LED 化工事に伴いテニスコートが利用できない状況にあり、利用実績がゼロとなったこと、その後県立中央公園等の他施設に一旦流れた利用者が、当施設に戻ってこなかったこと等による。また、平成 24 年の暴風の影響により 9 面のうち、2 面が使用できない状況が続いている

一方、県は月次で指定管理者から利用実績の報告を受けているものの、利用が低減している状況についてその分析や対応を行っておらず、平成 30 年度においても 9 面の利用を前提とした指定管理料の支払いを行っている。

県は県立向浜運動広場テニスコートについて、いまだ補修工事が行われず 2 面が使用できない状況が続いていること、施設の整備後相当の年数が経過し老朽化が進んでいること、昨今利用の低迷が続いている現状を分析し、今後の施設の存続を含めた利活用の在り方を検討されたい。

(7) 無償貸付 3 施設

① 無償貸付 3 施設の概要

鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの 3 施設（以下「無償貸付 3 施設」という。）については、スポーツ競技力の向上やスポーツを通じた地域活性化、情報発信、広域交流拠点としての役割を担うため、県が事業主体となり整備された。平成 7 年・9 年の整備後、施設の所有は県であるものの、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」により公共の用に供するものとして、無償で地元の市・広域市町村圏組合に対して貸付が行われている。

これらの無償貸付 3 施設については、県の第 4 期行財政改革推進プログラム（平成 20～22 年度）において、「スポーツ施設・集会施設等の地域活性化施設のうち県が事実上管理していないものについて、地元自治体等と協議を行い、譲渡に向けた検討を進める」とされた。「あきた公共施設等総合管理計画に基づく「個別施設計画」（更新日：平成 31 年

3月29日)においても、建物の目標使用年数を60年とし、施設管理に関する基本的な方針として「民間等へ譲渡を進めるが、譲渡できない場合にあっても建替えを実施しない」とされている。

そのため、県では無償貸付を行っている自治体等に対して、県から自治体等へ施設の無償譲渡を行った場合、受け入れが可能か調査を行っている。その結果、無償貸付3施設ともに以下の理由により現時点では受け入れが難しいと回答している。

- ・整備から20年以上が経過し、経年劣化による今後の大規模修繕が見込まれるが、各自治体単独での財政負担は難しい
- ・利用者が広域的であることから、今後も県有施設としての存続が望まれる

無償貸付3施設の総事業費、年間の維持管理経費・利用者数等の状況は以下のとおりである。総事業費や利用者数をみると、他の県有体育施設と比較しても規模が大きいことが分かる。

また、維持管理経費として無償貸付3施設合計で年間22,543千円～69,728千円程度の県負担が生じている。

表 4-2-46 無償貸付3施設の総事業費等

	鹿角	大館	能代山本
総事業費	約 2,511,000 千円	約 7,650,000 千円	約 3,151,000 千円
県の台帳価格	1,397,067 千円	4,097,477 千円	1,378,157 千円

(出典：「あきた公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

表 4-2-47 無償貸付3施設の維持管理経費・利用数等の状況 (単位：千円)

【鹿角】	H25d	H26d	H27d
保守コスト	21,731	21,104	21,104
運用コスト	33,154	30,900	26,987
修繕コスト	5,604	3,161	23,858
維持管理経費合計	60,489	55,165	71,949
利用料収入	45,698	53,984	58,279
利用数等 (人)	69,867	71,658	146,597

【大館】	H25d	H26d	H27d
保守コスト	10,844	12,637	12,643
運用コスト	28,726	31,153	26,237
修繕コスト	16,283	14,627	38,730
維持管理経費合計	55,853	58,417	77,610
利用料収入	18,103	31,284	23,356
利用数等（人）	278,315	296,427	298,810

【能代山本】	H25d	H26d	H27d
保守コスト	6,867	9,963	10,196
運用コスト	45,823	51,424	44,958
修繕コスト	4,880	4,755	7,140
維持管理経費合計	57,570	66,142	62,294
利用料収入	49,727	55,894	57,566
利用数等（人）	179,355	201,058	206,779

（出典：「あきた公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画、能代山本広域市町村圏組合歳入歳出決算書を基に監査人が作成）

② 無償貸付3施設の位置する地域の将来推計人口

無償貸付3施設の位置する、大館市、能代市、鹿角市の2015年の人口、30年後の2045年の推計人口は以下のとおりである。

表 4-2-48 県内地域別将来推計人口

	2015年人口	2045年推計人口	増減率
秋田市	315,814人	225,923人	△28.5%
大館市	74,175人	42,577人	△42.6%
能代市	54,730人	27,564人	△49.6%
鹿角市	32,038人	17,197人	△46.3%
秋田県	1,023,119人	601,649人	△41.2%

（出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」を基に監査人が作成）

県内全体で30年後の人口は41.2%減少するとされ、大館市、能代市、鹿角市においてはそれを上回る50%近く減少すると見込まれている。一方で、県有体育施設の多くが位

置する秋田市の人口の減少率は28.5%となっている。

したがって、30年後人口減少による体育施設利用者数の減少は免れないものの、秋田市内にそのほとんどが位置する県有体育施設利用者数の減に比べて、大館市、能代市、鹿角市に位置する無償貸付3施設の利用者数の減の影響は大きいと考えられる。

③ 指摘事項及び意見

ア 無償貸付3施設の民間等への譲渡の推進（意見17）

鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの3施設については、県が事業主体となり20年前に整備された。その後、施設の所有は県であるものの、公共の用に供するものとして、無償で地元の市・広域市町村圏組合に対して貸付が行われている。したがって、施設の管理運営に関しては各自自治体等が行っているものの、施設の所有は県であることから3施設合計で年間22,543千円～69,728千円程度の修繕コストを県は負担している。

これらの3施設については県の第4期行財政改革推進プログラム(平成20～22年度)において、県が事実上管理していないことから、地元自治体等と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めるとされた。その後「あきた公共施設等総合管理計画に基づく「個別施設計画」(更新日：平成31年3月29日)においても、建物の目標使用年数を60年とし、施設管理に関する基本的な方針として「民間等へ譲渡を進めるが、譲渡できない場合にあっても建替えを実施しない」とされている。

そのため、県では無償貸付を行っている自治体等に対して、県から自治体等へ施設の無償譲渡を行った場合、受け入れが可能か調査を行っている。その結果、3施設ともに、今後の大規模改修にかかる財政負担を各自自治体単独で負うことが困難であること、施設利用者が広域的であることから、今後も県有施設としての存続を望み、現時点では受け入れが難しいと回答されている。

これらの3施設については今後、施設の整備後相当の年数経過に伴う大規模修繕による財政負担の増加とともに、人口減少による利用者数の減少が見込まれる。地域別の将来推計人口によると、県有体育施設の多くが位置する秋田市の30年後の人口減少率(28.5%)に比べて、3施設の位置する大館市、能代市、鹿角市の人口減少率は約50%となり、人口減少による利用者数の減少の影響をより大きく受けると考えられる。

したがって、県は鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの3施設について、現在規模での施設の存続必要性を検討し、必要であるとした場合は、中長期的な有効性・効率性の観点で民間等への譲渡、官民連携手法を含めた施設の今後の在り方を十分に検討されたい。

(8) 県有体育施設の整備後の維持修繕

① 県有体育施設の整備年と経過年数等

県有体育施設の総事業費、整備年及び経過年数（令和元年時点）は、以下のとおりである。

表 4-2-49 県有体育施設の整備年と経過年数等

施設名	総事業費	整備年	経過年数
県立体育館	489,510 千円	S43	51 年
県立スケート場	698,810 千円	S46	48 年
県立野球場	5,595,686 千円	H15	16 年
県立向浜運動広場	511,489 千円	S55	39 年
県立総合プール	9,566,895 千円	H12	19 年
県立新屋運動広場	無償譲受	H1	30 年
県立総合射撃場	2,132,000 千円	H7	24 年
県立田沢湖スポーツセンター	(財) 日本体育協会から移管。 新宿泊施設棟は 1,308,458 千円	H18	13 年
県立武道館	6,031,906 千円	H16	15 年
スポーツ科学センター	1,066,397 千円	S54	40 年
鹿角トレーニングセンター	約 2,511,000 千円	H7	24 年
大館樹海ドーム	約 7,650,000 千円	H9	22 年
能代山本スポーツリゾートセンター	約 3,151,000 千円	H7	24 年

(出典：「あきた公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画を基に監査人が作成)

② 県有体育施設の修繕予定総額

県有体育施設の今後の維持修繕に要する支出は以下のとおり予定されている。

表 4-2-50 県有体育施設の修繕予定額 (単位：千円)

施設名	R2d～R7d
県立体育館	422,533
県立スケート場	298,456
県立野球場	417,075
県立向浜運動広場	—
県立総合プール	227,713
県立新屋運動広場	24,430
県立総合射撃場	86,681
県立田沢湖スポーツセンター	119,152
県立武道館	124,109
スポーツ科学センター	4,672
鹿角トレーニングセンター	298,302
大館樹海ドーム	24,312
能代山本スポーツリゾートセンター	7,550
合計	2,054,985

(出典：「あきた公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画を基に監査人が作成)

③ 指摘事項及び意見

ア 整備後相当の年数が経過した県有体育施設の維持管理 (意見 18)

県有体育施設のうち、特に、県立体育館 (令和元年時点で整備後 51 年)、県立スケート場 (同 48 年)、県立向浜運動広場 (同 39 年)、県立新屋運動広場 (同 30 年)、スポーツ科学センター (同 40 年) は、整備後相当の年数が経過している。

また、整備後相当の年数が経過した施設は、その維持管理のための支出も増加し県の財政負担が増すことになる。上述の施設の今後 6 年間 (令和 2 年度から 7 年度) の修繕支出の見積額は、それぞれ以下のとおりである。

県立体育館	422,533 千円
県立スケート場	298,456 千円
県立向浜運動広場	-千円 (修繕を予定せず施設維持を図る)
県立新屋運動広場	24,430 千円
スポーツ科学センター	4,672 千円

整備後相当の年数が経過した施設の改築、維持管理に係る財政負担の増加は、地方自

治体の共通の課題である。それらの課題に対し、官民連携手法を用いた公共施設の運営、維持管理を行っている地方自治体の以下の取組事例がある。

- ・施設整備を含む PPP/PFI 事業
- ・複数施設の維持修繕を包括的、効率的に行う PPP/PFI 事業
- ・施設の集約化・共有化等により施設の有効活用、稼働率向上に資する PPP/PFI 事業

県は、整備後相当の年数が経過した施設か否かに関わらず県有体育施設の今後の改築、維持修繕の計画については、財政負担を考慮し、施設の有効活用を図る官民連携手法についても検討されたい。